

令和3年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月3日（金）

| | |
|----------------------|----|
| ・開 会 | 7 |
| ・会議録署名議員の指名 | 7 |
| ・会期の決定 | 7 |
| ・諸般の報告 | 8 |
| ・行政報告 | 8 |
| ・議案等の上程（議案第68号～第84号） | 8 |
| ・議案等に対する質疑 | 13 |
| ・議案等の委員会付託 | 15 |

第2号 12月6日（月）

| | |
|--|----|
| ・一般質問 | 19 |
| 福永善之議員 | 19 |
| 1. ふれあいバスについて | 19 |
| 2. 随意契約（可燃ごみ収集運搬業者選定）について | 26 |
| 田川正治議員 | 33 |
| 1. 新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種と、感染拡大防止のため PCR簡易検査を促進することについて | 35 |
| 2. 九大農場跡地については、粕屋町第5次総合計画後期基本計画に基づき、 「遺跡公園と学園文化都市」を実現する計画について | 42 |
| 3. 特別支援学級や通級指導の教育の充実を推進するための、支援学級の教室 の確保と担当指導教員の増員、タブレット授業などの環境整備について | 47 |
| 宮崎広子議員 | 54 |
| 1. 粕屋町の「子どもの貧困」の現状とその支援策の一つ「子ども食堂」につ いて | 54 |
| 2. 粕屋町における不登校の児童・生徒の実態とその支援、インターネットを 使った授業配信について | 58 |
| 井上正宏議員 | 63 |
| 1. 中学校教育振興事業費（英語検定料助成金）について | 64 |
| 2. 粕屋町在宅介護者ねぎらい手当について | 69 |
| 3. 多々良川の浚渫及び草木の伐採について | 72 |

第3号 12月7日(火)

| | |
|--|-----|
| ・一般質問 | 80 |
| 案浦兼敏議員 | 80 |
| 1. 暮らし続けたいなるまちづくり | 81 |
| 川口 晃議員 | 99 |
| 1. 新型コロナウイルス感染症の第6波に備えての対策 | 99 |
| 2. 国及び地方自治体のデジタル化の推進に関して | 103 |
| 3. 地球環境の維持・改良問題について | 111 |
| 鞭馬直澄議員 | 118 |
| 1. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種実施の反省と今後の取組みについて | 118 |
| 山脇秀隆議員 | 129 |
| 1. 地球温暖化対策で町ができることについて | 130 |
| 2. 町有地の有効活用について | 141 |

第4号 12月8日(水)

| | |
|---------------------------------------|-----|
| ・一般質問 | 151 |
| 杉野公彦議員 | 151 |
| 1. 市制を目指した役場組織の在り方について | 151 |
| 2. 昨年度改定された都市計画マスタープランにおける道路の整備計画について | 157 |
| 本田芳枝議員 | 166 |
| 1. 子どもの自発性を尊重する学びを | 167 |
| 2. 元気高齢者の活躍を促す環境づくりについて | 180 |

第5号 12月14日(火)

| | |
|--|-----|
| ・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決 | 190 |
| 議案第68号 粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について | 190 |
| 議案第69号 粕屋町特定個人情報保護条例及び粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について | 190 |
| 議案第70号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 190 |

| | | |
|--------|--|-----|
| 議案第71号 | 粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について…………… | 195 |
| 議案第72号 | 粕屋町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例 について…………… | 195 |
| 議案第73号 | 粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例について…………… | 195 |
| 議案第74号 | 粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例について…………… | 195 |
| 議案第75号 | 令和3年度 粕屋町一般会計補正予算について…………… | 199 |
| 議案第76号 | 令和3年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について… | 200 |
| 議案第77号 | 令和3年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について…………… | 201 |
| 議案第78号 | 令和3年度 粕屋町水道事業会計補正予算について…………… | 202 |
| 議案第79号 | 令和3年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算に ついて…………… | 202 |
| 議案第80号 | 工事請負契約の変更について…………… | 205 |
| 議案第81号 | 土地売買契約の締結について…………… | 206 |
| 議案第82号 | 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法に ついて…………… | 208 |
| 議案第83号 | 指定管理者の指定（継続）について…………… | 209 |
| 議案第84号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて…………… | 209 |
| ・委員会 | の閉会中の特定事件（所管事務）調査…………… | 212 |
| ・閉会 | …………… | 214 |

令和3年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和3年12月3日（金）

令和3年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月3日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

| | |
|------------|-------------|
| 1番 古 家 昌 和 | 9番 川 口 晃 |
| 2番 田 代 勘 | 10番 田 川 正 治 |
| 3番 杉 野 公 彦 | 11番 福 永 善 之 |
| 4番 宮 崎 広 子 | 12番 久 我 純 治 |
| 5番 末 若 憲 治 | 13番 本 田 芳 枝 |
| 6番 井 上 正 宏 | 14番 山 脇 秀 隆 |
| 7番 案 浦 兼 敏 | 15番 安 藤 和 寿 |
| 8番 鞭 馬 直 澄 | 16番 小 池 弘 基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 山 野 勝 寛
住民福祉部長 中小原 浩 臣 都市政策部長 山 本 浩

| | | | |
|------------|---------|----------|---------|
| 総務課長 | 堺 哲 弘 | 経営政策課長 | 今 泉 真 次 |
| 税務課長 | 吉 村 健 二 | 収納課長 | 臼 井 賢太郎 |
| 協働のまちづくり課長 | 豊 福 健 司 | 総合窓口課長 | 渋 田 香奈子 |
| 子ども未来課長 | 神 近 秀 敏 | 介護福祉課長 | 石 川 弘 一 |
| 健康づくり課長 | 古 賀 みづほ | 都市計画課長 | 田 代 久 嗣 |
| 地域振興課長 | 八 尋 哲 男 | 道路環境整備課長 | 安 松 茂 久 |
| 上下水道課主幹 | 渡 辺 剛 | 会計課長 | 藤 川 真 美 |
| 学校教育課長 | 早 川 良 一 | 社会教育課長 | 新 宅 信 久 |
| 給食センター所長 | 中 原 一 雄 | | |

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

早いもので、令和3年も残りひと月となりました。改選後約半年がたち12月定例会を迎え、新任議員の方も、少しずつ慣れてこられたのかと拝察いたします。今年も昨年と同様に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う自粛の一年でした。現在は、ワクチン接種も順調に進んでおり、新型コロナウイルス感染者は全国的に減少しており、飲食店に出されておりました営業時間短縮の措置も緩和され、少しずつですが、普段の生活に戻りつつあります。粕屋町議会におきましても、執行部に対しまして最小限の出席要請を行ってまいりましたが、今12月定例会より、以前と同様、執行部特別職のほか、課長以上の職員の出席をお願いいたしておりますことを申し添えます。なお、デルタ株より感染力が強いと言われているオミクロン株が、日本国内でも感染が確認されており、各個人が、引き続き感染防止に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

町執行部の松本上下水道課長から、今定例会中の欠席届が提出されており、本会議には、渡辺主幹、若しくは近藤主幹が代理出席されることをお聞きしております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において13番、本田芳枝議員及び15番、安藤和寿議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの12日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの12日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「諸般の報告」を行います。

閉会中の委員会派遣の報告を行います。議会運営委員会が、11月8日・9日、愛知県長久手市議会及び犬山市議会へ視察研修を行っておられます。2012年、平成24年1月に単独市制を施行されておられます長久手市では、「市制への移行について、市制に伴う市議会運営ほか」を、また、議会改革先進議会として全国に名を馳せてある犬山市では、「犬山市における議会改革、市民参加による議会機能向上」の取組みを学びました。いずれの市議会も大変参考になったとお聞きしております。

視察研修の成果として、今後の議会活動及びまちづくりに寄与していただくよう期待いたします。内容につきましては、各委員から視察報告書が提出されておりますので、ご一読ください。

◎議長（小池弘基君）

日程第4. 「行政報告」並びに日程第5. 「議案等の上程」を一括して行います。お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は、17件であります。

行政報告並びに提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

改めて、おはようございます。

本日、令和3年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末を控え何かとお忙しい中、全員のご出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

去る11月19日に、岸田新政権のもと、コロナ克服新時代開拓のための経済対策が閣議決定され、オミクロン株などの変異種により、依然として厳しいと感じられる感染状況の中、新型コロナウイルスへの万全な対策を徹底しながら、成長と分配の好循環を実現し、社会や経済を成長軌道に乗せるための新たな経済成長戦略が、大きく四つの柱として示されました。

まず第1に、感染症の拡大防止であります。感染が拡大する危機に対応でき得る医療体制の強化と3回目となる追加接種の推進、そして、治療薬の確保を進め、感染症対応地方臨時交付金の枠組みを利用した取組みを行うこと。そして第2に、ウィズコロナ禍での社会経済活動の再開と、危機管理の徹底でございます。ワクチン検査パッケージなどの活用により、感染拡大リスクを管理しながら、感染症の影響を大きく受けた分野への需要の喚起を図ることでございます。次に第3に、未来社会に切り開く新しい資本主義の起動です。経済を成長させて、その果実の恩恵を原

資とした分配により、経済の好循環を図り、更なる成長につなげていくため、科学技術立国や、デジタル田園都市国家構想などにより、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略の推進を図ることでございます。第4は、国民の安全と安心の確保です。気象変動の影響などにより、激甚化頻発化する風水害などへの自然災害から住民の生命と財産を守るため、防災、減災、国土強靱化の取組みを全力で推し進めることでございます。

以上のように、四つの柱として総合的な経済対策が示されましたが、中でも、プッシュ型により、迅速に子育て世代へ生活給付を行うこと。この給付のうち、現金5万円の分の給付事業につきましては、粕屋町では、先日の臨時議会において可決承認をいただき、12月中の給付を目指し、直ちにその準備を行っているところでございます。残るクーポン配布事業、そして住民税非課税所帯や、厳しい状況下にある学生等の学びを継続するための緊急給付金などの生活支援事業に、今後、全力で取組むこととなります。また、カーボンニュートラルに向け、2030年までに、2013年比温室効果ガスの削減目標を、46%から50%の高みに向けた実現取組みを掲げ、再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギー化戦略の強化などがされます。また、菅政権時代に掲げられたデジタルトランスフォーメーション、これはDX化でございますが、この推進も、マイナンバーカードのなお一層の普及化促進と共に、各種行政手続きのオンライン化や支払いのキャッシュレス化に取り組むための、自治体情報システムの標準化共通化に向けた環境整備に全力で取り組みます。今後、これらの施策の実施に向け、当町においても、喫緊の行政課題として取り組まなければなりません。

令和3年は、医療従事者のご協力を得ながら、ワクチン接種などの新型コロナウイルス感染対策と、子どもから高齢者、そして、企業や事業者の皆さまへの経済対策に追われた一年でございましたが、町民の皆さまのご協力を得ながら、町民の皆さんと一緒に、一日でも早く通常の日常を取り戻せるよう、全職員一丸となって努力してまいります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

今回は、一部事務組合等の令和2年度の歳入歳出決算に関する報告が2件でございます。

決算内容につきましては、配付いたしております資料のとおりでございますので、どうか御一覽いただきたいと思います。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案の上程」を行います。

令和3年第4回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の制定及び改正が7件、令和3年度補正予算が5件、工事請負契約の変更が1件、土地売買契約の締結が1件、住居表示関連が1件、指定管理者の指定が1件、和解及び損害賠償額の決定が1件、以上、17件でございます。

それでは、議案第68号から順にご説明申し上げます。

まず、議案第68号は、「粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和3年4月13日付、消防庁長官通知において、全国的に減少を続ける消防団員の確保を目的に、出動報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定など、今後取り組むべき事項を定められております。粕屋町におきましても、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に基づき、消防団員の処遇改善を図り、活動の実態に応じた報酬の支給を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第69号は、「粕屋町特定個人情報保護条例及び粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が、本年9月1日に施行されたことに伴い、粕屋町の関係例規についても、所要の改正を行うものでございます。

議案第70号は、「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

住民の利便性の向上や業務の効率化を図ることを目的として、行政手続きにおける押印の見直しを推進するのに伴い、関係条例を整備するため、本条例を定めるものでございます。

次に、議案第71号は、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が令和4年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険被保険者の出産育児一時金の支給額について、改正を行うものでございます。

次に、議案第72号は、「粕屋町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について」でございます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令が令和2年12月9日に施行され、現在、

新型コロナワクチン接種は、臨時接種の特例として位置付けられております。今般の新たな予防接種等による多様な健康被害事例に対して、健康被害の適正な処理に資するため、所要の規定を整備するものでございます。改正の主な内容は、医学的見地から、より専門的な調査・報告を行うため、委員以外の者の出席に関する規定の追加や、組織の構成員、人数等を変更するものでございます。

次に、議案第73号は、「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、令和3年8月2日に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、同日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。改正の主な内容は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものでございます。

次に、議案第74号は、「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。改正の主な内容は、事業者の業務負担軽減等の観点から、諸記録等の作成、保存等について、電磁的な対応を認める旨の改正を行うものでございます。

次に、議案第75号は、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億5,571万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、187億2,317万3千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を1億8,851万円、県支出金を4,758万1千円、寄附金を4億8,030万7千円増額するもので、また、財源不足を補うため、財政調整基金から4,671万6千円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、ふるさと納税事業費を2億4,629万9千円、ふるさとづくり基金積立金を2億3,370万1千円、そして、障がい福祉サービス事業費を1億5,288万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を1億501万円増額するものでございます。

次に、議案第76号は、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,237万7千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、県支出金を5千万円、繰入金を1,457万円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1,475万5千円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、保険給付費を5千万円増額するものでございます。

次に、議案第77号は、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,477万円とするものでございます。歳入は、国庫支出金を12万9千円、県支出金を6万5千円、繰入金を14万2千円増額するものでございます。一方、歳出は、地域支援事業費を33万6千円増額するものでございます。

次に、議案第78号は、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の減額及び令和4年度に予定しております、事業の債務負担行為を設定するものでございます。収益的支出につきまして、営業費用を600万円減額して、9億1,640万8千円とし、債務負担行為につきましては、限度額を1億2,430万円とするものでございます。

次に、議案第79号は、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、人事異動に伴う人件費の増額、及び令和4年度に予定しております事業の債務負担行為を設定するものでございます。収益的支出につきまして、営業費用を369万円増額して、11億6,425万円とし、債務負担行為につきまして、限度額を1,020万円とするものでございます。

次に、議案第80号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

本議案は、広田・二股瀬線道路舗装工事に関するものです。変更内容の主なものは、請負業者が着手前に行う現地精査及び測量の結果による舗装面積の減工と、交通管理者である警察との協議による交通誘導員数の増員でございます。今回の変更により、55万7,700円の増額となり、変更後の契約金額を5,643万7,700円とするもので、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次の、議案第81号は、阿恵官衙遺跡公有化に伴う「土地売買契約の締結について」でございます。

国史跡である阿恵官衙遺跡の大部分は、九州大学農学部附属原町農場の跡地に位置しておりますが、今後、史跡地の一部を順次、公有化して、史跡の保存管理団体である粕屋町が保存管理を行うものです。今年度分の土地の引渡し期日は、令和4年2月28日まででございます。この購入を実施するにあたり、土地所有者である国立大学法人九州大学と、不動産鑑定評価に基づく売買金額3億2,111万6,141円で合意いたしましたので、この者と土地売買契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第82号は、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」でございます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法を定めるにあたり、議会の議決を求めるもので、区域につきましては、別図に示しております区域とし、方法につきましては、粕屋町住居表示実施基準要領に基づき、街区方式で行うよう計画しております。なお、これらの件につきましては、令和3年11月4日に開催されました粕屋町住居表示審議会において、了承する旨の答申をいただいております。

議案第83号は、「指定管理者の指定（継続）について」でございます。

粕屋町福祉センターにつきましては、平成31年4月1日から、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者として運営していますが、その期間が令和4年3月31日をもって満了いたします。つきましては、次期の指定管理者の選定にあたり、粕屋町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第2条及び第5条に基づき協議検討しました結果、粕屋町社会福祉協議会が、粕屋町福祉センターを、効率的・効果的に管理運営でき、事業効果も相当程度期待できると認められますので、引き続き令和4年4月から3年間、指定管理者として指定いたしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第84号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。

令和3年10月7日に発生しました公用車の接触事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第6．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

議案第70号です。押印の廃止、見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定ということで、これにつきましては昨年の12月議会で、私のほうが、押印の廃止ということで一般質問させていただきました。

それで、今回条例のほうで制定見直して制定されますけども、そういう様式等については、大体規則で様式を定めるっていうのが多いんで、そこら辺の規則のほうも併せて見直しされたのかということと、それとこれによってから、昨年の12月議会のときに約1,200種類ぐらいあるというふう聞いてますけども、どの程度これによって押印の廃止が見込まれるのか、ということについてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

関係します規則含めまして、その他公印の廃止が必要な規則、可能なもの、また、住民さんの手続等の削減により効果のあるもの、そういったものから優先して順次進めをさせていただいておるところでございます。

今、進んでおります状況でございますけれども、前回、議員から令和2年の12月、ご質問いただきました際に、文書数が1,200ほど。そのうち、ハンコレス化に対応可能なものが約660ほど、そしてそのうち更に進んでおりますのが、350というあたりぐらいの確か数字でお答えをさせていただいておったと思います。今、令和3年の12月1日現在ですけれども、文書数につきましては、見直しを進めている中で、普段使っていないようなものでも、新しい文書が出てきたりしておりますので、若干増えております。1,280ぐらいという形になっておまして、そのうちハンコレスの対応が可能なものが823件、更にそのうち進んでおりますのが、867件ということになっておまして、350から800。失礼いたしました、687件ですね。倍近くぐらいに増えておるといような状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

ほかにございませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第7．「議案等の委員会付託」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました68号議案から74号議案、80号議案から84号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、75号議案から79号議案の令和3年度補正予算関係につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員となっています。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時00分）

令和3年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年12月6日（月）

令和3年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月6日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 11番 | 福永善之 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 4番 | 宮崎広子 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 6番 | 井上正宏 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 古家昌和 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 田代勘 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 杉野公彦 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 宮崎広子 | 12番 | 久我純治 |
| 5番 | 末若憲治 | 13番 | 本田芳枝 |
| 6番 | 井上正宏 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 鞭馬直澄 | 16番 | 小池弘基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 箱田彰 | 副町長 | 吉武信一 |
| 教育長 | 西村久朝 | 総務部長 | 山野勝寛 |
| 住民福祉部長 | 中小原浩臣 | 都市政策部長 | 山本浩 |
| 総務課長 | 堺哲弘 | 経営政策課長 | 今泉真次 |
| 税務課長 | 吉村健二 | 収納課長 | 臼井賢太郎 |

協働のまちづくり課長 豊 福 健 司
子ども未来課長 神 近 秀 敏
健康づくり課長 古 賀 みづほ
(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)

地域振興課長 八 尋 哲 男
上下水道課主幹 渡 辺 剛
学校教育課長 早 川 良 一
給食センター所長 中 原 一 雄

総合窓口課長 渋 田 香奈子
介護福祉課長 石 川 弘 一
都市計画課長 田 代 久 嗣

道路環境整備課長 安 松 茂 久
会計課長 藤 川 真 美
社会教育課長 新 宅 信 久

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

新型コロナウイルス感染者が全国的に減少し、最近は、糟屋地区の新規感染者なしの状況が続いており、安心していただいているところではあります。町といたしましては、3回目のワクチン接種の準備を進めていただいているところでございます。何かと大変でしょうが、よろしくお願いいたします。

9月定例会は、新型コロナウイルス感染に伴い、一般質問の時間短縮や自粛などお願いし、6名の議員が協力していただきましたことに感謝申し上げます。今定例会の一般質問者は、通常に近い10名の方より、通告書を受け付けております。また、緊急事態宣言も解除になっており、今まで実施しておりました換気のための休憩では、当初予定の60分、フルに使われる方のみ、途中で休憩をとりたいと思います。その他の方は、そのまま通して行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁者におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声を出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を始めます。

今回は、2問質問をいたします。一つ目が、ふれあいバスについて。もう一つが、可燃ごみの指定業者に対する随意契約について、ということで質問をまとめております。

ではまず、1問目、ふれあいバスについてということで質問をいたします。これは、粕屋町が社会福祉協議会のほうに、事業を委託をして運営を任せているという

案件だと思えます。補助金を出してですね。まず、一つ目です。これ既存ルートの見直しということで質問をします。箱田町長が就任されて、粕屋町内の大型商業施設、イオンモール福岡のほうへのルートが新たにできました。住民ニーズを取り入れられた判断だったと思われます。一方、既存ルートは、県道607号線を運行する民間のバス会社、これ西鉄バスと重複する停留所もあります。

既存ルートは住民ニーズに基づいていますか、ということでまず質問をします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

お尋ねのふれあいバス。まずこのコース全体では、バス2台で全4コースを1時間をかけて周回をしております。

今議員がおっしゃられました、実際の運行についての住民のニーズということでございますが、まずその利用者の数の変動といいたいまいしょうか、変化についてお知らせをしておきたいと思えます。令和2年度につきましては、これは新型コロナの関係がございまして、減少がございました。土・日・祝日運行を開始した令和元年度の年間利用者数は、4万6,387名でございましたが、令和2年9月から開始しました大型商業施設、イオンモール福岡でございまして、その往復運行につきましては、令和2年度末までの7か月間でございまして、2,771名。そして、新年度に入りまして、ただ今の令和3年度10月までの7か月間で、約3千人のご利用をいただいております。

従いまして、増加はしておると。コロナの影響があっても若干ですが増加しておいて、今後の増加見込みはできるものと思えます。バスの台数、そしてまた運転手の確保など、非常に難しい問題がございまして、ふれあいバスをより使いやすいようにするために、平成29年度実施の町内巡回バスアンケート調査で要望がございました、土・日・祝日運行。そしてまた、今議員がご指摘の大型商業施設への往復便の運行。また更に、長者原駅のロータリーへのルート変更、これ乗り入れでございまして。など、地元とか利用者のご意見を反映した、粕屋町福祉巡回バス運行協議会で、協議検討を積み重ね、そしてその結果として、今の運行ダイヤの変更あるいはバス停の位置も含め、現在のコース設定となっておりますのでございます。

従いまして、住民ニーズ、これは100%ではないかもしれませんが、そのニーズを取り入れながら、ルート設定にはなっているものと私は理解しております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

アンケート調査等で、ニーズを把握されて、イオンモール福岡の運行ができたということ、判断をされたということです。

この、何というか、これも全国的に自治体が、バス事業というのをやってると思います。近隣でいうと、近隣の町も運行やってると思われれます。で、粕屋町の地形的なことで申すと、面積が14km²ぐらいということは、例えば、長者原駅を拠点にすると約2km、もうどの方向に行っても、2km行けば粕屋町の外のほかの自治体に入るといふところだと思います。かなり、例えば久山町とか篠栗町とか、山間を持つ敷地面積がかなり大きな自治体と比べると、かなり小さな自治体で平坦んということが言えると思います。それにもう一つ、公共交通機関、JRの駅が6つあります。それから、県道607号線には西鉄バスが、天神・博多方面から横断しているという、かなり公共交通機関も発達しているという、それが粕屋町だということです。

で、私が提案したいのが、先ほど町長言われましたけど、今4コースありますね。4コースを、1コース1日4運行されてます。で、大体1運行当たり今町長言われましたけど、50分から70分ぐらいの幅で、1運行が形成されているということです。で、私が申したいのは、この地形的な粕屋町、長者原駅を拠点として、2km行けばどの方向にも2km行けば、ほかの自治体にぶち当たるといふ、そういう地形的な意味合いを持てばある程度、住民の方に対して何ていうか、停留所の数をもっと絞っていくとか。そういうことをしてもいいんじゃないかというふうには考えてますが、それいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のお考え、粕屋町が狭いから停留所の数を減らして、住民の方々を集約した形で乗っていただけたらどうかというご意見だと思いますが。

反対に私の耳に入るのは、やはり家から近いほうがいいと。実際利用される方は高齢者の方が多いでございます。また、子育て世代の車がないお母さん方が、乳母車というんでしょうか、カートを押して乗ってある方もよく見かけます。そういった意味で、なるべくバス停は多く、きめ細やかに町内にあるほうがいいということで、バス停の数とかあるいは位置について、そしてまた、停留所の、椅子でいうんでしょうか、そういった整備も年々進んでおります。

私の耳には反対のほうに聞こえますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11番（福永善之君）

まず、何ていうか、粕屋町が持つてるその資源というか、今現在に行政サービスとして、または民間からいただてるサービスも含めて、そういうのを持つてることを考えると、例えば、粕屋町と他の自治体の町との境にいらっしゃる方たちがいらっしゃると思いますね。で、粕屋町を見てみると、かなり607号線の沿線、それから、JR近辺の方たちからすると、かなり交通の利便性に恵まれていらっしゃる方だと私は思います。

ただ、一方では、例えば、江辻のほうの長福寺のほうとか、かなり交通の便がものすごく悪いと。向こうから粕屋、例えば役場のほうに出るための便、そこはかなり不足してるんじゃないかとか、そういうところがあるとは思いますが。例えば民間のそういう公共交通機関を考えた上で、例えば、今、ふれあいバスと西鉄バスが重複しているという感じの路線がありますね。で、そういうのは、非常に私からするともったいないという感じで考えています。

住民の方には、できるのであれば607号線が使えるのであれば、607号線の民間のバスを使っていただいて、役場のほうに来ていただくという考えをもとにすれば、ちょっとこの辺のもったいないさっていうのは、どのように考えられるかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

確かに、この役場に庁舎のほうにお越しいただく方、これ様々な形でおられます。今、縷縷（るる）説明しましたふれあいバスについても、そのコースに当然入っております。また、西鉄バス、これも、そんなに便数はございませんけども、役場のほうに停留所があるということで、様々な選択肢を住民の方々にお示しして、そのご利用の形態を、今社会構造非常に複雑ですので、高齢者の方、先ほど言いますように、生活的に非常に交通手段がないような弱者の方についても、様々な選択肢をお示ししているところでございます。もうちょっと言いますと、JRで長者原駅も近くございますので、例えば、東は門松、あるいは、西は柚須駅のほうからお越しいただているお客様もいられると思います。

様々な選択肢をご披露して選んでいただけるのが、我々行政のほうの役目ではないかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11番（福永善之君）

考え方の違いかもしれませんが、例えば、今、1運行が大体50分から70分でまとめられてるということで、その運行の中には、社会福祉協議会が出発、到着の拠点になってますので、社会福祉協議会と役場、それから役場内の健康センター、それからサンレイク、それからかすやドームというのは、どのコースでも停まっていくということになってます。

ただ、ある意味もう少しその1コースあたりの時間をやっぱり短縮する。住民の方からすると、1回乗って大回りさせていただいて、1時間ぐらいかけて自分の好きなところに行くということではなくて、やはり利便性の観点からは、もう少しそういう役場近辺の停留所の数を例えば減らしたり。少しはやっぱり住民の方に、例えば役場1本にして、役場から例えば少々歩いていただくとか。例えば、長者原駅を拠点にすれば、長者原駅から粕屋町役場というのは、徒歩で450mあると聞いてますので、大体5分間というふうに。だから、ある程度はやっぱり、住民の方に歩いていただくということも視野に考えて、停留所はなるべく絞っていただいて、コースの時間を短縮していくという考えを、私から提案させていただきたいなというふうに考えています。これは提案なので、答弁のほうは結構です。

続きまして、有料化の考えはということで質問をいたします。

現在のふれあいバスは、無料ということで住民サービスがなされておりますが、これをコミュニティーバスとしての有料化する考えはありますかということで質問をいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

コミュニティーバス、これはこの粕屋町の近辺でも、実際走らせておられる自治体はございます。

久山、新宮、須恵、古賀市あたりがしてあるんですが、なかなか実際その有料化すると、お金をいただくわけですが、その採算性というのは非常にどこの自治体も問題にはなっております。しかしながら、行政機関のこういった住民サービスについては、やはり採算性のある程度無視した形で、度外視した形で運行してあるというのは、現実的にはございます。そうは言いながらも、なるべく利用者の数を増やすような形態、コースですね、そしてまた、バス停の数を増やしたいというような工夫をされている自治体の声は、私の耳には入っております。ただ、今議員がまさにおっしゃられた西鉄バスとの運行の重複、それあたりが道路運送法にある程度その民間の民業を圧迫しないという部分はございますので、この有料化したそのバスというのは道路運送法の許可が要るんですけども、これはなかなかその民業圧迫の

部分についても非常に問題がある、ということでできない、ということで無償で運行しておる状態もございます。

実際、これをやるとなると既存の交通事業者との新たな協議が必要となり、場合によっては、今あるルート、これが非常にいいという思われるお客様に対して、不利なルート変更もせざるを得ないというなことも生じてくるかと思えます。

様々な問題がございますので、今はまさに西鉄バスと協調しながら、このふれあいバスの運行を無料でしておるところでございます。そしてまた、一方では、これは大体皆さん100円でコミュニティーバスを運行を自治体しておりますが、100円とはいえ、やはり事業者の負担はあります。回数乗られる方は、非常に大きな負担になると思えますので、今のところ、無料のふれあいバスを運行したいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

他の自治体がもう、既存に、有料化っていうのはやっていますので、障壁というのはもう別段ない。どこかの自治体がそうやってやっていますので、障壁というのは特段ないというふうに私は考えてます。

あとは、やるかやらないかというところの判断だと思いますが、言われるように、やった場合の確かにコストがかかります。設備をまず整えないといけなとか。実際問題、無料よりも恐らくコストがかかります。維持費もコストがかかります。ただ、受益者負担の観点をもとにすれば、やはり行政サービスとしてはやはり、行政サービスを受ける方がある程度やっぱり負担していくというやり方を続けていかないと、やはり無料っていうのは、なかなか行政サービスの評価した場合に、それがいいのか悪いのかっていうのは、なかなか評価ができないと思ってしまうんですね。ある程度やはり、受益者負担をした行政サービスで、例えば、利用者がこうなりましたとか、そういう指標を見せてもらえれば、やはり行政評価として受益者負担をしてでもやはり利用者は増えてるんだとか、そういうところの判断はできると思いますが、行政サービスは無料となると判断のしようがないと思えますので、今町長が言われましたように、有料化する考えは今のところないと言われましたが、ただ、受益者負担の観点から今後はやっぱり検討していただきたいというふうに考えております。

では、3番目。これは、先ほど1番でちょっと触れましたが、粕屋町と他の自治体の境にいらっしゃる、高齢者、高齢住民の方の移動手段ということで質問をします。

これ全国的に高齢者の自動車事故というのは発生しています。で、免許返納をためらう原因の一つとして、返納後の移動手段がすごく限られてるよということが、全国的にこれもあつてると思います。これ粕屋町も恐らく例外ではないのかなというふうに考えられております。粕屋町の粕屋町といいますか、ほとんどの方っていうのはやっぱり、生活環境というか、もう、自分がいらっしゃる住まれているところの近くに食品スーパーとか日用品が買えるとか、そういうのを拠点に恐らく生活をされている方が多数ではないかというふうに考えております。で、一部、その町の境にいらっしゃる方からの声を私もいただいております。その中では、月に何回かやっぱり役場のほうに、いろいろな手続きに来ないといけないという方もいらっしゃるそうです。ただ、その方たちは、先ほど申しましたように、生活基盤が近くのスーパー、だから粕屋町にスーパーを持ってなくて、他の自治体を持つてるスーパー。そこが拠点になっておりますので、そういうところで生活をしてると。ただ、やはり粕屋町の住民なので、月に何回かは役場に来ないといけないという、そういう縛りも確かにあるということをおっしゃっております。

で、その方たちの中には、やはり移動手段、移動手段がやっぱり自転車、徒歩という方もいらっしゃるようです。で、そういう方たちに、どのような行政サービスが移動手段として、行政のほうから提供できるのかというふうのを考えた場合に、やはりふれあいバスかなというふうには私は考えたわけです。で、ふれあいバスの運行を見てみました。確かに、そのところにも運行はされておりますが、ただ、やはり利便性の関係。利便性、例えば時間、時間の関係が一番あるのかなというふうに思いました。で、その方たちも、やはり粕屋町のサンレイクのほうで、いろいろと催物をやられてますので、その催物にはやっぱり、興味があるやつに参加したいという声もあるようです。

そのような方たちに対する行政サービスとして、ふれあいバス、どのように、考えられるかということをお聞きいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のふれあいバスを利用して、サンレイク、ドーム、様々な公共施設に来られてる方が非常に多ございます。

それは事実として、まずお示ししたいと思いますが、それ以外でルートの非常に利用がしにくいと、不便だという方々の声も、もう正直言って私も耳にします。その解消のためには、あるいはそのためには、ほかのコースの設定、別にコースを増やし、そしてまたバスの台数を増やす、ということが一番だろうとは思っており

ますが、なかなか財政的にも非常に厳しい。そうなってくると、今議員がおっしゃるような有料のコミュニティーバス、これも検討せざるを得なくなるのかなとは思っております。更に、オンデマンド式の利用者が非常にその家の前まで来るようなバスの運行、これもまた将来的には考える必要があると思います。

いずれにせよ、粕屋町も、高齢化社会が到来するのは間違いなく参ります。今の昨今の交通事故等の状況を見ても、高齢者のそういった交通事故が非常に多くなっておりますので、だんだんその免許証の返納とか、私的な自家用車の所有というのはなくなってくるんじゃないかならうかと思えます。そのときに、やはり、この自治体がやっているコミュニティーバス、その自治体の中で完結するような、また生活の動線。それが自治体の中で完結できるようなことを、やはりこの行政機関も慎重の必要がございますが、やはり積極的に考えていく必要があると、私自身は非常に強く思っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、一つ先ほど私から提案させていただきましたが、一つ更に提案をして、ちょっとこの質問を終わります。

停留所やっぱり、かなり私からすると多いと思うんですよ。だから停留所なくせると、例えば、先ほど言われましたように607号線、民間バスと重複してるところをなくすとか、粕屋町役場の周辺のこの停留所をやっぱり一本化するとか、ある程度やっぱり、住民の方たちにも少々は、例えば5分程度はやっぱり歩いていただくというような考えのもとにすれば、先ほど言われました動線をやっぱり短くなるべくして、早く、今、粕屋町役場周辺が集約なってますので、動線を粕屋町役場にもう直線的にするような動線が作れたほうが、私は、町民の利便性がかなり高まるんじゃないかというふうに考えております。この質問はこれで終わりにします。

続きまして、これは、かなり私何回か質問させていただいている、可燃ごみ収集運搬業者の随意契約についてということで。この件に関しましては、町のほうからいろいろ答弁をいただいておりますので、その答弁をもとに、再度質問をいたします。

まず、一つ目に緊急時の対応ということで、私質問をしました。その中で、町のほうからは、随意契約を採用している理由の一つに、緊急時に即応できるというふうに、答弁を受けております。

町のほうと、今、2社が可燃ごみの指定業者、それからもう1社が不燃ごみの指定業者というふうになってると思いますが、町と3社の間で決められた骨子というのは、いかがでしょうかということで質問をいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この件につきましては、3業者と協議を行っております。

詳細につきましては、担当部署のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

お答えいたします。

粕屋町には、ごみ収集におきまして一般廃棄物処理業の許可を交付している業者は、3業者となっております。緊急時の対応につきましては、昨年5月に会議を行い、3業者とも協力を惜しまず応援体制を整え、収集運搬に努めることを、町と再確認しております。また、緊急連絡体制の共有化も図っております。

3業者は、収集区域等に相違はありますが、一般廃棄物収集運搬業務に関する相当の経験を有しております。そのうちの業者が、収集業務に支障が生じるなどの緊急事態が発生した場合、他の2社に町が応援要請を行い、町と業者間で業務内容を調整、確認することで、迅速かつ安全、適正に収集運搬が行われると思っております。また、当該区域の生活環境への被害や影響が最小限に抑えられると考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

昨年の5月に、3社と町のほうで確認をしましたということでありましたが、これは、文書としての締結はされてるということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

まだ、文書の取り交わしは行ってないところがございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、これ、口約束ということと考えてよろしいのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

口約束といいますか、会議を行って、その場で町と3社による協議を行って、確認をしたということでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

口約束の場合、何か有事の場合に、言った言わないとかのことにならないでしょうか。文書化して、ちゃんと誰の目にも、こういうときにはこうこうあるべきだなとか、責任の範囲。

そういうところを示しておかないといけないというふうに考えますが、口約束だけでよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

この件に関しましては、先ほど課長のほうから言いましたように、3業者のほうを役場のほうに来ていただきまして、役場と4者で会議を開いて、内容について確認をしたところでございます。確かに覚書とか確認書と、そういったものを現在、取り交わしはしておりませんが、意思確認をその時点で行ったということです。

議員が言われますように、口約束だけということで見方もあるかと思しますので、今後署名とかそういう取り交わしについては、検討させていただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

続きまして、有事の時の回収マニュアルの作成ということで質問をいたします。

これは、町からの答弁では、まだでき上がっていないということだったと思われ
ます。

マニュアル作成は、現在どうなっていますかということで質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

回収マニュアル、これ手順書になりますが、まだ現時点ではまだ作成には至って
いませんが、作成に向けて事務は進めております。

有事の際でも、決められた区域の廃棄物を予定時間内に収集運搬しなければなら
ないため、その場合は、回収コースの共有化を図り、町と業者間で、業務内容を調
整、確認を行い、収集運搬を行うようにしております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

まだでき上がってないけどマニュアルは作成するというので、答弁を私は理解しました。

続きまして、令和2年度の試算額の根拠ということで質問をいたします。

町からの答弁では、試算額は、3億7,680万。1,080円掛ける世帯数、その当時が2万471世帯で、合計が2,210万8,680円で、これの12か月分が、2億6,530万4,160円というふうに答弁を受けております。

これ、試算額と差がありますが、理由はいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

この試算額の約3億7,680万円につきましては、これは消費税も含まれております。

これは前年度の可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトルの収集運搬に要する作業時間や、パッカー車の使用実績をもとに単価表を作成し、それぞれの1日当たりの収集運搬の単価から、年間の金額を算出しまして、道路維持工事の設計と仮定をいたしまして諸経費等を算出し、可燃ごみ等の収集運搬委託料の設計額として試算をしております。この試算額から、1世帯当たりの仮の単価は約1,394円、これ税別ですが、となります。また、2億6,530万円につきましては、平成9年度の覚書に基づく1世帯当たり1,080円、これも税別ですが、適用した金額となっております。

実績に基づいて算出した試算額と覚書による金額の相違は、生じるものと考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

ちょっと、すみません。ここでちょっと私の計算をちょっと今言われただけではあれなので。これは分かりました。そのまま答弁としていただいております。

続きまして、随意契約についてということで、これは、町のほうは許可を得た業者と随意契約を行っており、公平性、透明性は図られていると答弁を受けています。

どのような理由で公平性、透明性が図られているのかということがまず1点。それから、新規業者が許可を得て、仕様書に対応できる場合、随意契約の相手方候補になる可能性はあるかということが2点。これを質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

随意契約についてであります。廃棄物処理法では、市町村に一般廃棄物の総括的な責任があるとしています。また、処理を委託する場合でも、その責任は引き続き市町村が有するものになっております。

委託する基準として、業務の遂行にあたる施設、人員、及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切なものに対して、委託すること等の要件に加え、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることが定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求めるものとなっております。

従って町は、条件を満たした業者に一般廃棄物収集運搬業の許可書を交付し、許可業者と収集運搬の委託契約を結んでいる状況であります。新規許可業者の件ですが、市町村が、一般廃棄物処理業の許可を与える場合は、町による一般廃棄物の収集または運搬が困難であることと、廃棄物処理法で定められております。

現在、粕屋町の一般廃棄物処理実施計画において、既存の一般廃棄物収集運搬許可業者で足りている状況でありますので、原則新規の収集運搬許可を出す予定は、今のところございません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

私の質問は、経済性は言われたと思いますが、公平性、透明性ってのは図られますかということで質問をしています。で、今、答弁の中では廃棄物法ということで何点か言われましたが。

例えば、今、答弁の中で経験ということと言われたと思いますが、経験というのは、これはどのような分野にしる、経験というのは誰もが初め持つてるわけではないと思うんですよ。それを日々積み重ねてそれが経験となっていくということであって、初めから、その発注者である町のほうが経験というのを重視するのであれば、もう、新規の参入というのはもうできないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

その、今言われた経験ということに関してお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

確かに粕屋町だけのことを考えれば、そういったこともあるかと思いますが、経

験というのは、必ずしも粕屋町での業務だけということには限っておりませんので、そういった点で、経験を積まれた業者ってということは発生するかと思います。

また、この業務だけというわけではなくて内容を、近い内容というか同一のような業務内容を、粕屋町のほうで経験されると。そういったことも、可能性としてはあるのかというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

もう一つ、業務の履行というふうに答弁も受けておりますが、業務の履行というのもこれはもう町からの発注だけではなく、民間のやりとりの中でも、業務の履行というのは、これはもう常識的なことだと思うんですよ。その仕事をやっぱりもらいたいということであれば、発注元が定めた業務内容に関してそれを履行していくということは当たり前のことであって、今、既存の業者が業務を履行してますから、変える必要がないということではなくて、やはり、今世間的にやはり仕事をいただくという、いろいろな町が発注する業務内容あると思うんですよ、公共工事だけではなくて例えば物品にしろですね。その中で、業務を履行ということは、応札してくる方たちは、もう履行するのは前提だよというその当たり前でくると思うんですよ。だから、業務を履行とかそういうことで町のほうが考えているのであれば、ちょっと時代錯誤かなというふうに私は考えます。

で、以前私、この場で答弁をさせていただきましたが、財務省のほうで随意契約に関する事で、各地方自治体のほうに通達を出してます。で、業務的に仕様書がしっかりしていれば、随意契約をする根拠はないよということを、ここで発言させていただいたと思います。で、今回のこのごみ収集作業に関しても、仕様書がしっかりしてればその受ける方たちというのは、その仕様書をもとに業務をやっていくと思いますので、その中で経験とか業務の履行とかそういう言葉がまだ出てくるのであれば、ちょっといかななものかなというふうに。

やはり、随意契約というのはその特定の、この業者しかいないよというときに、随意契約と私は考えてます。ただ、この業者以外でもできるよというような作業内容であれば、やはり門戸を開放して、やはり一般競争入札のほうに持っていくのが筋ではないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

最初に課長の答弁にもありましたように、この業務の責任というのは、町のほう

にあるということになっております。

これまでの答弁の中でも、再三申し上げてはきたんですが、業務内容としては、収集運搬の許可を受けた業者が行うということで、本来はこれ町が独自に業務として行うという自治体もあるわけですね。そういった中で、責任を持ってこれを進めるためには、先ほどから言われておりますような履行という言葉だけをとりわけて議員のほう言われましたが、答弁の中では確実な履行というようなことで答弁させていただいております。この意味合いというのは、やはり直接、住民の方と関わって行う業務ですので、天候とかそういったことにおいてでも、できるだけ住民に負担がかからないような状態で、業務を遂行できるのか、履行できるのか。そういった点とか、そういったものを確実に進めるだけの人員とか施設とか、そういった基本的な準備ができているのかと。

そういったものを総合的に判断して、委託をかけておるということでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、最後に許可申請ということで質問いたします。

これ先ほど4番目で答弁の中では、新規は今のところ問題がないから考えていないということでありました。ただ、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の第16条には、許可を受けようとするものは、規則に定めるところにより、申請するというふうに明文化されております。

規則にある要件を満たしておれば、誰でも、申請は可能かということで質問をいたします。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の第16条には、一般廃棄物の収集運搬業、または一般廃棄物処分業の許可を受けようとするものは、規則に定めるところにより、これを町長に申請しなければならないというふうになっております。

現時点では、一般廃棄物の収集運搬業等の募集は行っておらず、許可証につきましては、第18条に、町長は、第16条の申請に対して、許可をしたときは、許可証の交付をすると明記しております。

先ほど申しましたように、既存の許可業者で足りている状況でありますので、申請をされたものすべてにおいて許可証を交付するものではないと考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

申請はできますよと。ただ、許可する、不許可は、行政のほうで判断しますという
とらえ方でよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

今申しましたように、16条に基づいて審査はいたします。

許可については、また別な問題だと思いますので、審査は受け付けるようには
いたしません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

それだけ明確に、条例にのっとって、申請はできますと書いてありますので、参
入されたい方がいらっしゃれば申請をされて、町のほうとしてもちゃんとした理由
をつけて、回答していくと。

そういうやり方が通っておれば、私としては全然問題ないかなというふうに考え
ております。

では、私の一般質問を終わります。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

では、暫時休憩といたします。

再開を10時30分から行います。

（休憩 午前10時17分）

（再開 午前10時30分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号10番、田川正治議員。

（10番 田川正治君 登壇）

◎議長（小池弘基君）

田川議員におかれましては、通告書提出時に概ね60分かかるといった話を聞いて
おりますので、30分を目処に、1回休憩を入れたいと思います。質問の話を30分ぐ
らいのところ、キリがいいところで切っていただければと思いますので、よろし
くお願いいたします。

それでは、一般質問のほうお願いいたします。

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党、田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

皆さん御存じのように、12月8日、あさってですが、アジア太平洋戦争開戦から80年になります。これは、第2次世界大戦で引き起こした悲惨な状況もあります。2千万人を超えるアジア諸国民、そして日本国民300万人を超える、このような尊い命が犠牲になりました。広島、長崎の原爆投下、その犠牲者も20数万人を超えると言われております。このような悲惨な戦争、再び繰り返してはならないと考えるものです。平和憲法を持つ日本政府の行為によって、再び殺し、殺される。このような事態を、私たち、子ども、孫に引き継ぐわけにはいきません。

このような節目の年に、岸田政権。海外での戦争行使するために、憲法9条の改正に執念を燃やしております。補正予算で、軍事費が過去最大の7,738億円。そして、この計上した金額含めて、6兆円超える国内総生産費1%を超える1.09%になるということになります。これは今まで歴代政権が目安としてきた1%を超える、突破する、このようなものです。

一方このような中で、コロナ禍で、社会保障費削減、生活・暮らし・営業を守るための持続化給付金や、家賃給付金などの再支給に背を向ける。このような岸田政権に国民からの批判が出ております。世界の国々も日本も2年あまりのコロナウイルス感染症のもとで、国民の生活と経済、疲弊してきております。生きることに困難を抱えた低所得者、食べることもできない、困窮する国民が、世界的にも増大しております。命を落とす痛ましい事故も増えております。

このような中で、コロナ関連の給付金は、コロナで収入が減少した非正規の労働者には給付されません。18歳以下の給付金、現金とクーポン券に分ける事務費が967億円かかると言われております。学生の中で困窮している状態がある人たちから、事務費を学生に支援として増額してほしい、このような声も出ております。岸田首相の公約、事業復活支援金、私は昨年と同じように、持続化給付金のようなものが出るというふうに考えておりました。しかし、昨年のこの持続化給付金の半分、減額されました。対象も11月から3月という短期間のものです。今年の初めから、このコロナ禍の中で不況にあえぐこのような事態で、苦しむ対象者に対しての補助金にはなりません。給付金にはなりません。

このような政府の無策と言える政治、先の見えない国からのワクチン供給量、PCR検査を無料で実施するための国の補助が自治体には届かず、地方自治体は財政的にも、職員の業務にも負担が大きくなっております。

そこで質問です。コロナワクチンニュース第15号に、町として、コロナウイルスの対策として、ワクチン接種、そして、PCR検査についても、今後どのようにしていくかということが求められます。そこで質問です。

12歳以上を対象とするワクチン接種、3回目のワクチン接種の計画及びワクチン接種後の副作用などについての相談窓口体制について、質問をいたします。

町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

12歳以上を対象とする3回目のワクチン接種、これはブースター接種と言われます。

そういったことを、今までずっと協議を積み重ねてきてきましたが、それに加えてこの頃は、11歳以下の5歳以上。そういった方々に対するワクチン接種も薬事承認がとれば実施される可能性が高いということもありますし、もう一方では、今はファイザー、集団接種ではファイザーのワクチンをしておりますが、モデルナも同等同量ぐらいが日本に入ってくるということで、このモデルナの取扱いについても、協議を今しておるところでございます。

まさにワクチン接種については、様々な複雑化する様相を呈しているというふうにも考えています。その中で、今、議員のご指摘の12歳以上のワクチン接種についての体制、今ワクチンニュース15号とおっしゃいましたが、間もなく第16号が出ます。

その中でも、もう少し具体的にその内容については触れております。並びに副反応と言いますが、そういった場合の相談窓口について、様々な協議を行っておりますので、担当部署のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

では、まず今後の計画についてですが、新型コロナウイルスワクチンの臨時接種実施期間は、令和4年の2月28日までとされておりましたが、同年の9月30日まで延長されました。今回、国から示された今後の方針は、1回目、2回目の接種が完了していない者への接種機会の提供を継続すると共に、2回目接種完了者すべてに対して、追加接種の機会を提供するというものでございます。

従って、12歳以上の1、2回目接種と18歳以上の3回目接種を同時に行いながら、現時点での国の計画どおりに薬事承認がおりましたら、今後、3回目接種にモデル

ナ社製のワクチンが追加をされ、12歳以上、17歳以下の3回目接種も開始をされ、更に5歳から11歳までの初回接種も開始をされることになってまいります。このことにより、ファイザー社製、モデルナ社製、小児用のファイザー社製ワクチンという3種類のワクチンを取り扱うことになり、事故が起こらないように、更に綿密な計画が必要になってまいります。

粕屋町では、医療従事者等の早い方では、第1段階として、11月中に既に接種券の発送を行っておりますが、3回目接種につきましては、医療従事者等において、早いところでは、12月の中旬くらいから開始をされまして、ワクチン供給が順調であれば、高齢者につきましては、早い方で2月の初旬頃からの開始となると思います。それからもう1点の副反応の部分ですけれども、ワクチン接種後の副反応についての相談体制についてですが、町のコールセンターや庁舎1階のコロナ特設窓口にご相談をいただいた場合も、町のホームページとか、ワクチンニュースにも掲載しておりますように、基本的には、副反応などの医学的な相談につきましては、そのことに特化した県の相談専用ダイヤルを御案内しております。

また、予防接種による健康被害に関することにつきましては、予防接種法に基づきまして、予防接種健康被害救済制度というのが設けられております。極めてまれなことではありますが、この救済制度の申出があった場合には、ワクチン接種による健康被害であるかどうか、因果関係を判断するために厚生労働省で専門の疾病障害認定審査会というのが行われまして、審査で認められた場合に給付が行われます。

町では、厚生労働省へ申請書類を提出する前に、必要書類の確認及び医学的見地から必要な調査を行うとしまして、医師等の委員で構成されます、粕屋町予防接種健康被害調査委員会を設置しております。この手続につきましては、まずはワクチン事務室にご相談をいただくというふうになっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今説明された点で、進めていく点についての、ワクチンの接種量について、今までも予定してたのが届かなくて、というようなことなどが度々ありましたので、それについての接種量についての確保の問題と、もう一つは先ほど1回目の接種もしますということでしたけど、いわゆる40歳代とかの年代の人たちなど、まだ1回目やってない人たちは、福祉センターで、2回目接種ということのやり方になるんですかね、ちょっとその2点について説明を。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

はい。1、2回目の接種でございますけれども、12歳の方に関しては、お誕生日が来てから初めて打てるようになりますので、こちらの方たちも、今、今後もずっと打てるように、接種、ワクチンが許す限りは、機会を作ってまいります。それから同時に、おいくつの方でありましても、12歳以上の方で対象であれば、今からでも1回目2回目と打てるように、その機会をきちっと作っていくようにしてまいりたいと思います。

それが集団接種と個別接種で、両方でしていくとは思いますが、その詳細について、今ワクチンをたくさんいろいろ扱うこととなりますので、事故がないようにということで、医師会等と協議中でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

先日コールセンターに電話した。話したら、病院のほうに接種を予約してくださいというような話があったということで、先ほど言いましたその集団接種としての福祉センターでの接種の対象にならないのかというようなことなどもありました。

その点についてはどうなんですか。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

はい。先ほど町長のほうから申し上げました、次のワクチンニュースの16号に載せておりますが、今、ただ今、今の時点で、1、2回目を打てるのが今個別接種の1病院だけになっております。

それはちょっとワクチンの関係等なんですけど、今後はまた3回目も始まりますので、もっと広げていく予定でございます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、一応1、2回目のワクチン接種が終了したというふうな判断を国のほうですてあります。

希望される方については、80数%の接種が終わったと。ただ、今古賀課長が言うように、いや今の時点でやっぱり打ちたいんだ、と言われる方については、今後のそういった接種の機会を設けるということなんですけど、ただ、集団接種というのは

大規模の接種会場ですので、そういった方がおられれば1病院に限定して、ワクチンをそちらに集中して供給し、その病院で接種していただく体制を今はとっているということなのですが、次の3回目が接種が始まる時には、これは国のほうから供給量も十分に来ますので、それを使いながら、初めて1、2回目を打たれる方についても、接種していただくような機会を作るということでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

病院のほうは今言われたように1病院だけと。かかりつけ医とか個別接種というようなことは、もう実際それは3回目というんだっただけでできるんでしょうけど、なかなかそこが本当に供給できて、打てるのかというのが出たりしておりますので、是非そこは親切な説明も含めて、やっていただきたいというふうに。

それともう一つは、先ほど説明ありました副作用についてですけど、これは、私も相談を受けたんです。なかなかこれが手続上も、町の担当の人にいろいろ相談して、親切に受けて、提出はしましたと。しかしそれが、資料準備も含めてですけど、思ったように進まないというようなことなどあって苦労してありました。全国的にも少ない数しか承認されていないようなことも聞きますが、いずれにしても、副作用についての件について、そういう点では、具体的に相談があった分について分かれば、件数だけでも説明をお願いしたい。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

件数はちょっと差し控えさせていただきますけども、幾つかあっております。

で、先ほどの委員会、町の委員会のほうで、しっかりと審議をしまして、国のほうにご報告を上げるようにしております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、分かりました。

次は、ワクチンの今、問題での副作用だけでなく、そのほかの問題も含めて今後、このワクチン、コロナウイルス問題での相談窓口などが、私は必要になってきているんじゃないかと。特設するということが必要じゃないかというふうに思います。

先日もらった資料を見たら、今回の給付金とワクチン接種に関わった職員が27人、会計年度任用職員が8人というのをちょっと見て分かったんですが、その中で、両

方に職員配置した職場が8課あって、健康づくり課が2人出して、3人出したというようなことで、複数名。で、こういう状況のもと、私は職員の体制が、非常に負担が増えてきているという状況になってきていると、いうふうに考えます。専門家の方々の見解も、引き続きこのコロナワクチン体制について、強化して、継続していかなくちゃいけないというようなこと、また今、オミクロンの問題など含めて、この新しく出てきたウイルスの耐性の問題も引き続きあります。先ほど9月まで、ワクチン接種のほうを取り組んでいくということでありましたけど、それならばなおさら今、私は、町としての体制を、全庁的にも見直していくということなども考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

年未年始、そして来年3月は人事異動というようなことも含めて、これらの業務をやっていくのに、職員の増加の問題、会計年度職員を増やして、そして町民に対する責任ある体制を確立する必要があるんじゃないかということで、特設する相談室なども設置すべきだというふうに思うんですが、この点について町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ありがたい御提案と思います。

ただ、今ワクチン接種につきましては、当初、来年の2月3月ぐらいで終わるということで、その期間までのそれぞれの全課、全部署からチームを編成して行ったわけです。9月まで延びるということになれば、これは今おっしゃるように負担が多いというのは、行っている職員の負担だけではなくて、その部署から要するに職員を抜かれた、その部署の負担も非常に多いんです。で、例えばその職員が要る、その分についてはほかの職員が、それは負担して業務を行ってるんですが、その負担も多いと。ただそれを会計年度任用職員ですぐできるものではございません。

従いまして、総合的なチーム体制を、全課の協力を得ながら行っておるところでございます。私自身は、例えば簡単な電話受付、あるいはその接種会場での指導とか案内等については、なるべく民間委託を派遣していただいて、それでやっているという状況は継続して行い、本来の接種体制の構築、あるいは内部的な大きなその計画等については、主要な職員で行うと。これは継続して行います。

いずれにせよ、住民の方々に対する接種体制の不安を与えないような、これを構築しながら、維持してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても今の状況から見て正常な状況ではない、通常業務がですね。

いうことに至ってるというのが、今の役場の庁内の職員体制じゃないかと思えます。そういう点では、派遣の問題もありましたけど、臨時の職員を充てるということなども、是非検討してもらいたいというふうに思います。では、次に進みます。

次に、9月議会で私が質問したときに、PCR検査実施するという点について、粕屋方式というようなことで、保健所との行政と協力体制で臨みたいと、検討してまずと話し合ってます、ということでしたが、この点について、いよいよオミクロン株の問題も含めてこの検査を厳格にしていくということが、このコロナ感染の拡大を防ぐというのに大きな力になっていくと思います。

そういう点で、町長のこの進捗状況についての説明を求めたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

一般質問で、議員がご質問されて、私がお答えしました。9月議会だったと思えます。その時点で、本当体制をとっております。

集団生活を行うような小・中学生を中心に、学校でのPCR検査ができるような取組みを、これは8月、9月あたりに説明会、あるいはその実地での検査実施についてのレクチャーを保健所のほうから受けたりして、粕屋町独自で、この検査がその集団発生といいましょうか、クラスターが発生しそうなときには、学校でも、保健所の派遣を待たずにどんどんやっていくという体制を作る、これが粕屋方式だったんですが、それからあと、実際クラスターが発生してないんですよ。

粕屋町において、大きな患者、その感染者が出てない状況もございますので、現実的には、その体制を実施したことはございません。ただこれは、今この協力体制は結んでおりますので、もし今後、そういったクラスでの発生が危惧されるようなときには、すぐ検査できるような体制は今後も維持してまいりたいと思っております。

詳細につきまして、担当所管のほうから縷々（るる）説明を申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

では、詳細について説明をさせていただきます。

まず目的からです。第5波のときのように、県内陽性者が大幅に増加する中で、学校関係者などに陽性者が出た場合、保健所業務が増大していることから、濃厚接触者の特定などに、通常より時間を要することがございます。そのため、保健所の

指示が出るまでの間、学校などを一定期間休業する必要がある、通常時に比べて、お休みをしていただく期間や、その対象範囲が広がる可能性があります。このような場合、学校等の集団生活の場では、特に大きな影響があることから、保健所との検査の協力体制により、子どもたちや保護者への影響を最小限にする目的で行うものです。

具体的には、町独自でPCR検査を実施しても行政検査ではないことから、この課題の解決にはならないため、正式な保健所の行政検査に学校や町がいち早く対応を行います。検査の連絡や場所の提供、また、検査実施の協力、これは町の保健師と学校の先生がたが一緒になりまして、PCR検査の唾液による検体採取になりますが、こちらを行うものです。

その結果、濃厚接触者等の検査を早期に行うことになり、保健所の行政判断のもと、休学する必要のない子どもたちが少しでも早く、通学を再開できればというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

引き続きクラスターが発生ということだけでなく、PCR検査そのものやっていくことの重要さというのは、これ全国的にも、世界的にも言われてることですから、是非これは国のほうの支援も含めて必要な事業の一つとしてなってるもので、なかなか町独自、自治体独自の負担がかかるということがあると思います。

しかしそれは、そういう状況のもとで、周辺の自治体と一緒にになって医師会等とか、財政的にも町もして分担して出すというようなことなど含め、いろいろと検討課題として今後、是非、やっていってほしいということを述べまして、次に進みます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。ちょっと早いですが、キリがいいところで、休憩に入りたいと思います。よろしいですか。

◎10番（田川正治君）

はい。

◎議長（小池弘基君）

それでは暫時休憩といたします。

再開を11時5分といたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時05分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。田川議員。

◎10番（田川正治君）

次に質問いたしますのは、九大農場跡地についての、粕屋町第5次総合計画基本計画に基づいて、遺跡公園と学園文化都市に位置づけて実現していくように求める内容です。

基本計画、都市計画マスタープランに関連する計画は、どのように、今、具体的に計画立案が進められているのかについて、町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この九大の農場跡地につきましては、都市計画マスタープランに掲げておりますように、都市計画の最優先課題と私は位置づけられていると思います。

今後、これは積極的にこの計画、開発の計画は練ってまいります。開発だけではなくて遺跡の関係もございまして。これは議員は、後ほどの質問でも掲げていると思っておりますが、その辺を鑑みながら、この計画を進めてまいります。今現在の進捗状況につきましては、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

九州大学農場跡地のまちづくりに向けては、九州大学とこれまで勉強会を開催し、また情報の共有を図ってきております。

第5次粕屋町総合計画や粕屋町都市計画マスタープランでの、九州大学農場跡地につきましては、交通の要衝となるメリットを生かし、公共公益施設・商業・業務・住宅など複合的な要素を併せ持つ、魅力ある市街地を形成し、新たな雇用の場の創出、このほか国の史跡指定となった阿恵官衙遺跡は、貴重な歴史資源であり、町の魅力を発信できる緑の拠点として、九州大学農場跡地と一体的な活用をまちづくりの指針に掲げておるところでございます。

農場跡地の所有は、御存じのとおり九州大学であります。まちづくりへの有効活用の検証を、町も主体的に取り組む必要がございますので、令和3年度予算でご承認いただいた、九州大学農場跡地調査検討業務を、本年度並びに来年度、実施するようにしております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっと先のことも含めて、幾つか質問を関連してやっていきますので。

私がちょっと確認しときたいのは、この庁舎推進体制についてですけど、マスタープランの実現に向けて、所管の都市計画課を中心に関係各課との連携を密にしながら総合的な視点で取り組む。私がこの総合的な視点で、九大農場跡地をどう見るかという点では、各課の、私は文教施設として、あそこの学園都市としてっていう提案なんですけど、そういうことも含めた内容を話し合うのは、各部署から出されるのはいつ出されるんですか。

それが進まない、先さえ具体化がこうできていかないかなというふうに思うんですけど、そのことについて。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、都市計画課長がお答えしたのは、そういった将来のこの土地についてポテンシャルが非常に高いと。

福岡市に近く、粕屋町でもその交通の要衝に、今度東環状線が来ますので、そういったポテンシャルが高い用地、土地についての今後の可能性を図るための、実際11月12日の日に業者を決定して、それ以降、今検討に入って調査検討に入っておるわけですが、その検討結果をにらみながら、今後の体制は作っていくというふうに考えております。

今まさに言われたように学術的なものも確かにあるでしょう。遺跡の関係も含めたところの総合的な、要するに有機的に結びつけるような利用計画もあろうと思います。

従いまして、教育委員会の関係は当然出てくると思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

遺跡の問題ある、環状線の問題ある、それがどうなったら、決着がついたらどうか見通しがついたときに、立ち上げろうということではないと思います。

そしたら今私が言ったのは、いろんな部署の部分を持ち寄って、1回プランをやったたたき台も含めて、出し合うということを急いさほうが、町民の、町内の人たちはどうなるのかと、いや九大農場跡地がね、ということなど含めていろんな意見が出ている、要望もですな。

ですから、そういうそしたらアンケートを集めるとかということなども含めて具体

的に進めていってもらいたいというふうに思うんですけど、その点について。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その体制は、今後作ります。ただ、今はまだ遺跡の発掘が、北東部のほうで今やっているんですよ。

で、これちょっとまだ内容につきましては確定した情報じゃございませんが、文化庁も非常に興味を示している状況でございます。阿恵官衙遺跡の関連施設があるんじゃないかと。そういった場所とか、場所の確定あるいはその規模、学術的な価値の評価につきましては今後のことがございます。

従いまして、今軽々に早々に、これは粕屋町のもんだから粕屋町でどんどん計画するんだということは、今はしておりません。ただ、その業者が決定して調査検討する中にこの土地の利用について、今言いました学術的なもの、あるいはその東環状線に近いから、こういった事業がいいんだよというようなことも含めて、そしてまた、もう一つは、粕屋町で土地を取得したほうがいいのか、あるいは借地がいいのか。

その辺も、総合的に調査をされた結果に基づいて、この九大の農場跡地の計画を具体的に進めていく所存でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。そういうことでいずれにしても、町の重要な九大農地跡地の利用の問題です。活用の問題ですから、是非町民にも開かれた情報提供と、そういう意見を、声を聴くということも、やっていくようにしてもらいたいと思います。

では次に、阿恵官衙遺跡保存活用計画策定委員会を設置して、遺跡公園の整備を目指すということになっております。国指定の遺跡公園についての具体的な計画策定、そして、3月議会でしたかね、購入予算もついて、これを今度の9月議会にその資料が出てましたので、それも含めて、進捗状況について説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今のご質問のご趣旨2点あったかと思えます。

1点は、まず購入のほうからお答えをさせていただきますけど、今定例会において、議案81号で、九大跡地の史跡公園化に向けた土地の売買契約の締結ということ

で、提案をさせていただいております。もう1点は、昨年度からの2か年で、阿恵官衙遺跡の保存活用計画を策定してまいりました。全部で5回会議をしまして、おおかた骨子が固まりましたので、今定例会中の文教厚生常任委員会の中で、内容については詳細に説明をさせていただく予定にしておりますが、保存活用計画は、史跡を次世代へ適切に保存することや、様々な場面で広く活用されるように、保存管理・活用整備を行うため、史跡の観点に立った計画でございます。

この計画の中でも、都市計画マスタープランの中でも西区の取組みの中で、遺跡公園を目指すということを明記しておりますけれども、それと併せてこの活用計画につきましては方向性は示していくこととなりますが、国の指針に基づきまして、今後、史跡整備基本計画の策定を行って、具体的な実施設計へ移るということになりますので、ある程度の段階的な部分で、もう少しお時間をいただければというふうに思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

先ほど町長も述べましたがね、農学部の校舎の跡の遺跡の問題などがあって、まだ、どういうふうになっていくかというようなことがあるということも、事前に聞いてはあったんですが、遺跡の状況で、実際どのような評価といたしますか。

どういうふうに位置づけられたのかというのが分かれば、説明を。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今の状況で、ということでお答えをさせていただいてよろしいですか。

今は、九大農場は実際は通行禁止といたしますか、中に入ることはできませんけれども、事務所棟を中心とする、基礎の合間を縫って今確認調査、遺跡があるかないかの確認調査を行っている状況でございます。その中で先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、複数の建物ではないかというものも出ておるのも確かでございますが、それが合間を縫って掘っている関係で、なかなかちょっと実態が見えてこないという状況がございまして、今後県教委、あるいは専門家も含めて、それはちょっと検証していきたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

遺跡公園については、非常に高い、町民だけじゃなくて周辺の人たちも含めて関心があって、利用がどのくらいの幅、広さになるのかということなどあるわけです。

今回、その資料で提出をされてるんですが、報告もされますけど、かなりの部分がそれ遺跡指定になるわけですね。それと併せまして、私は今質問しました、農学部校舎跡地も含めて、遺跡がつながっていくということになることとかを考えてみたら、やはりそれにふさわしい施設と言え、先ほど申し上げました学園都市、文教施設であって、そして半分、奥のほうにはそういう形のプランづくりというのは非常に望ましいんじゃないかというふうに思いますので、今後検討をですね、今からの質問についてその点について、お話をしてお話をして質問していきたいというふうに。

3番目の次に質問するのは、今述べました、九大農場跡地、農学部跡地の利用の問題なのですが、必ずしもそこに特定するというものではありませんけど、今粕屋町が直面している問題として、保育園が不足してる、小・中学校の教師が足りない。こういう状況があります。もう一つは、特別支援学校についても、町として、議会としても決議して、県にも要望するようなことなど含めて進めてきた経緯もあります。そういう点から言えば、私、もう一つは、こども館の問題も必要じゃないかというふうに思ってるんです。そういう点からこの粕屋町の課題を解決していくということから、この財源問題があると思うんです。財源問題は、民間が誘致してくるというたら、財源財政の税金ですか、の一定の免除するようね、そういうようなことなどは全国的にあって、新たに来る企業に対してのメリット・デメリットの問題などが出てきてはおるんです。

そういう点では、文教施設関係ということになれば、国からの補助も含めてはあるし、建設するのにも、有利な条件だというふうに思います。そういう点から、私はこの農場跡地に、そういう施設を造っていくようにしていく必要があるんじゃないかということがあります。特に、今の中で、今一つ、提案していきたいというのは九大農場跡地に、特別養護、特別支援学校の建設を誘致していくということが大事なことです。これは、今まで特別支援学校に対しては、設置基準というのがありませんで、小・中学校とかの建設基準とかいうのはあるわけですが、今回、これが9月22日にこの設置基準が公布されて、来年4月から実施というようなことなどで、福岡県の中では、示してるのは、139の教室が、福岡県内でのこの特別支援学校の不足とする教室として出されてるんですね。そういう点からは、県の事業としても、この要望もし、その周辺の自治体としても、特に粕屋、この表粕屋のところできるといことが実現できれば、大変喜ばれるというふうに思うんです。

そういう点で、町長に、そういう私が今話しました小・中学校とか保育園とか、特別支援学校なども含めたこども館もあります。こども館は当初、建設されたとき

に、中央小学校と仲原小学校ですか、近くのところじゃないといけないというような、通学区の関係とかいうことになって、別にも建ててほしいという要望かなりあったんです。

そういう点で、この農場跡地にそういう建設するとか、保育所という点では、保育所と幼稚園を一緒にした複合いわゆる施設を、幼保連携の施設を国の補助も含めて、これは私立であろうと公立であろうと可能な面がありますので、そういうことなども考えて、取り組むようにしてもらいたいというふうに思うんですけど、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

はい、そうなんですよ。

実際、田川議員が今言われるように、様々な夢がこの土地に集まっているんです。小・中学校あるいはその、今後粕屋町は待機児童が、今はゼロですが、増えていく可能性もあるという前提でお話すると、そういった未就学児童に対する支援施設、あるいはその特別支援学校も含めたところの誘致もございしますが、一方では、東環状線という非常に交通至便な場所になります。

従いまして、企業の進出を伺いながら雇用の拡大を図る。これは一方では高齢者の雇用も含めたところの受皿にもなりうるかと思いますが、そういったことも様々な展開が期待できるような土地ということの前提でお話すると、今の時点で、いやこれを建てたいんだということは、可能性調査を今やっておりますので、この結果が出て、並行して協議、慎重に協議してまいりたいと思っておりますので、今、このご提案をいただいたものにつきましては、貴重なご意見としてお伺いさせていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。では是非そういう、町民みんな、私たち議員もですが、執行部もですが、九大農場跡地の活用の大事さっちゅう、重要さっちゅうですかね、非常にイメージアップも含めてできる。そういう場所として、みんなが力を結集して、これを実現していくようにしていくことが望ましいんじゃないかというふうに思います。次に移ります。

特別支援学級、通級指導教室の教育の充実のために、支援学級の教室の確保、担当指導員の増員、そしてもう一つはタブレット授業などについて質問を行います。

私は、このタブレットを使つての授業が始まる、そしてコロナ禍の中で、これを進めていくというようなことで、特別支援学級の関係で、視覚・聴覚・知的発達など、障害を持った人たちが、どういうふうにこれに活用しながらやっていけるのかということなどであります。音声とか動画を使つて視覚障がい・聴覚障がいの人たちなどに使うということなども、全国的にそういう話も出てきております。

そういう点で、例えば視覚障害の場合は、弱視の場合とか、発達障がいの人たちも含めてですが、文字は図表拡大機能、音声で読み上げる機能などを使つて勉強をしてもらうということとか、難聴者に対しては、これは粕屋町の場合でも、難聴者の補聴器の受信とかワイヤレス送信。こういうようなことが進められてきておるわけですが、これが全校に配置されて、それが活用できるように、今回の中で、こういうタブレット活用の中でできているのかどうかということについての質問であります。

教育長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校の現状につきましては、学校教育課長よりご報告をさせたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

文部科学省は、特別支援教育における ICT の活用についてというものを出しており、特別支援教育における ICT 活用の必要性をまず掲げております。

粕屋町でも、各学校で先生方がいろんなソフトやアプリ、タブレットの機能などを活用して、指導の効果を高めております。例えば、文字を書くのが苦手な児童・生徒には、ノートや黒板を写真に撮って記録させたり、また、鉛筆の細かい動きができずに、字が書けない児童・生徒には、文字入力で対応したり、また、パソコン室に行かなくても、一人1台のタブレットで、個人個人の課題で、結局その場でいろんな調べ物ができるようにしております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それは、すべての学校でそういうふうに先生の判断でやっているという、そういうことですか。そのいわゆるそういう機材といいますか、必要なものというのは、

準備され、町として準備してて、それを先生たちは活用しているということなんですかね。

必要なものは先生に言っていただければ買うてあげるよと、購入しますよというようなことではいけないと思うんですが、そういう点について、どういうふうに資材を配備しているのかっていうのについて、説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今回の GIGA スクール構想において ICT 教育が一段と現場のほうに入ってきて、急速に進められてるわけですが、特別支援教育におきましては、以前から、ノートパソコンとかタブレットを使った支援という教具としてこれは与えていた経緯がございます。その中で、子どもとうまくコミュニケーションが取れない先生なんかは、子どもにどういうふうに今思ってるかということ、ノートパソコンの中にちょっと打ち込んでごらんということで、そこでやりとりをすとか、そういったコミュニケーションをとっていく先生がいらっしゃいました。

または動的にしか、いわゆるビジョンですけども、活字ではなくて動画でしか、なかなか理解できない、興味を持たない子どもについては、今までも DVD とかそういった VTR のほうの視聴覚機材を使った支援もやっております。ですから、今回タブレットが入ったから言うて、すべてオールマイティの教具ではないわけですよ。だから、子どもたちがこういうことがちょっと苦手だなあとか、この子はこういったところにちょっと不便さを感じてるなあとということを、担任と子どもとが話し合っ、こんなことができないかなと。じゃあそういうアプリはあったよねとか、こういったことはどここの先進校ではこういったことやってるから、校長は教育委員会に言ってちょっとこういった機械を揃えてくれないかとか、そういった話し合いは進めてあります。

従って、今回粕屋町は、思い切って電子黒板を35台という、これは今までは1台しかなかったんですよ学校の中に。それを2台にしてくれんかっていうことを、私教育長になって最初に役場をお願いをしました。それでやっと、どの学校も2台入るようになりました。

ところが今回この GIGA スクール構想で、町の理解を得ることによって、電子黒板が一気に入ってきましたので、ものすごく可能性が広がっております。またその時に、実物投影機というのも同時に、それにセットしてお渡しておりますので、なかなかノートとか小さなものが見えないのは実物投影機で、バーンと電子黒板に、更にまたそこで拡大をすとかいうことができますのでね。子どもたちが、こんな

ことができないから言ったらすぐ買うよじゃなくて、こういう使い方もあるよ、こういうふうやっていくとこれが解決するよねとかということで、やっておりますので、常にやっぱり現場の知恵と、また子どもから聞き取るというコミュニケーションを通して、私は進化していったらと思うし、またそうあるべきだというふうに私は思っております。

先取りしてこちらが用意をするというのは、教育的にはいかなもんかという気持ちは一部にはございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、分かりました。大体、今の教育長の説明で分かったんですが、私は以前、これは本田議員だったと思うんですが、質問された時に、難聴者の補聴器の受信ワイヤレス送信の分の器具の点について、中学校の1校だけのことのお話だったんですよ、その時は。これは全校に、こういうものは今はなおさら必要になってきていると思うんですけど、これについての配備はどうなるんですか。変わらない、1校だけですか。

中学校1校、前はあったんですけどね。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

1校だけという話、僕は2校あるかと思って。ちょっと今資料がございません。ただこれ議員から質問を受けた時には、町からの補助は特段しておりませんという返事でしたけど。ただ利用については、先生と子どもが話し合っ、朝預かるとか、そういったことはやられてあるかと思えます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは、そういう子どもなんていうのが、入学してきた場合に配置するということになるんですか。だから今は2人、2校にしかそういうのに必要な人はいないということですかね。いや、私が言ってるのは、そういうのは、今から必要になってくる教材っていう設備の一つじゃないかというのは思うので、県の補助も含めて使えるものとしては、配備できればしとったほうがいいんじゃないかということでの要望なんですけど、それについて検討してもらいたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すみません。学校教育課のほうとしては、難聴に対する、以前お話しした機械等補助することは、今のところうちのほうではしていないんですよ。それで一応、保護者の方のほうで購入されて、それでそれを学校のほうで使うときに先生とかで、使い方を工夫してやっているような状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ちょっと、通告書にないので、私も前回のある議員さんとのやりとりを今手元に持たないので、軽がるしくは言えないんですけども、確か難聴ということであつたら、介護福祉かなんかのほうから少し補助が出るとかいう出らんとか、何かそんな話も当時はやったような気がするんですが。

学校教育課としては、学校に買い揃えておくっていうことはないですよ、っていう話は私したかと思います。

ので、ちょっとこの話題は切ってもらえんですか、ちょっと通告書と違うような気がする。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。通告書に沿って、質問のほうお願いします。

◎10番（田川正治君）

通告書としてはね、こういう知的障がいの人たちに対しては、こういう授業が必要だということについて、必要な器具としてね、こういう点も当然あるんじゃないかということで質問をしたんです。それで、それ今後また、いろいろと研究していきたいというふうに思います。

それでは次に、今、普通教室で特別支援学級とか、通級仕様の教室の児童・生徒含めて35人以上になるところが出てるのでないかということで、その問題について、私は、6月議会で質問しましたが、その仲原小学校のことを取上げたんです。2年生、去年の1年生ですね。のときは、特別支援学級の児童含めて154人。で4クラスですね。4クラスやったら140人になるんですが、そういうクラス編成になってるところになってるんですね。それで、支援学級の子どもがどこかにまとまって入っとなのか、それぞれ分かれて入ってるのか、それぞれよく配置は分かりませんが、分かりませんでしたけど、ただそういう状況になっているのが、また2年生に持ち上がりできた場合は、そのクラスが35人学級にならない実態になるんじゃない

いかということがありまして、質問を今回もしてるんです。

問題はその35人学級の場合の定数について、もう国の基準も含めてですが、町としてどういうふうな特別支援学級の子どもたちも含めたクラス編成になっとるのか、ということについての説明を求めたい。教育長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

田川議員のご質問は、通級の児童・生徒のことをご質問してあると思います。

それです、国の児童・生徒数の基準は、公立の義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律がありまして、令和3年4月1日から施行して、小学校の学級編制の標準を、5年間かけて計画的に、40人から35人に引き上げるものでございます。それはもう十分議員も御存じと思いますが。それで、令和3年度は小学2年生までが35人に定数化しています。

で、通級、この通級の児童・生徒に関しましては、35人学級に含まれております。それで、通級の生徒を含めた教室が35人以上になることはございません。それで、特別支援学級では別にクラスがありますが、この支援学級の在籍児童が通常のクラスと一緒に学習するときには、通常学級で授業を受けます。その時が35人以上になるときはございます。

それはすみません、この9月の議会のときもその件はお話ししたと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それ以外の小学校、例えば西小学校の場合は150人で、5クラスだったんですね。だから140人プラス10人だったけど、5クラスにして、30人ぐらいのクラスができたというふうに思うんですね。私はこの問題で、先ほど言いました仲原小学校の1年生の時の140人の4クラス以上の生徒をどういうふうに受け入れるようにするのかという点は、いろいろと苦労があったかもしれませんが、問題は教室が足りれば、これで35人学級の枠に入りますよということであって、仲原小学校は前特殊な状況だったという説明だったら分かるんですが、いずれにしてもその特別支援学級の子どもが入った場合に、生徒が入った場合に、こういう状況になっとるということは、もう御存じだと。

何でこの資料、令和2年の5月1日の資料には、今言いました私が仲原小学校の定数の関係が示されとんですね。で、前回もそのことでちょっと疑問を持って質問もした訳ですけど。こういう状況は正さなければならない訳ですけど、そしたら教

室を早く、プレハブなどを含めて増やすことも含めて対応していかないと、支援学級の子どもが入ったということだけで、それがオーバーになったということなどにね、悪評が出たりね、いうことになりかねないことにつながると思うんですよね。

ですから、35人学級の枠はしっかり、支援学級の子どもも入れて、確立するそのために教室が足らんのなら不足する分を造って建てていくということが必要だというふうに思うんですが、その点について教育長の答弁。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

特別支援学級の子は、特別な支援が必要だから、特別支援学級というところに在籍をしていただいて、将来自立をしながら社会参画ができるような子どもたちを育てていくというのが目的なんです。

だから、特別支援学級に在籍している子が、通常学級で授業を受けることを前提としては考えてないんです。その子どもの特性に応じて、これは、通常学級の大勢の子どもたちと交わらせたほうが教育効果はあるよね、というところで通常学級のほうで授業を受けるんです。

従って、国が言ってる35人学級というのは、通常学級の子どもたちをきめ細かく子どもたちの教育。目が届くようにするためには、40人よりは30、本来30人で最初話があったんですけども、35人で折り合ったように聞いております。従って、35人で通常学級をやっていくんですが、その中に時々それを超えるような人数で特別支援学級の子たちが、教育効果があれば、そこで授業を受けたらいいよねというところで、35人を超える場合があります。

しかし、それを前提にして35人35人ていうと、これはどこで予測を立てるのか、子どもにとってそれが本当に必要なのかどうか、そこは親御さんとか子どもとかその特別支援学級の担任の先生たちの考え、そういったところで変わってきますので、一概には私はこれを含めた35人というのは、国が言ってないのはそういう意味だろうと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員、残り少ないのでまとめてください。

◎10番（田川正治君）

ちょっと時間が無くなりましたんで、あとはもう次回にしますが、今の件について、先ほど言いました仲原小学校のそういう状況っちゅうのは知ってあったと思うんですけど、これについては保護者も含めてちゃんと説明もして、そういう理解も得たのかどうかというのは、それはこの教室に入って、子どもさん、お孫さんおら

れるところがあるんですが、いや、35人学級になってないと。支援学級の人数を含めての問題があるんじゃないかと、というようなことの話があったんです。

ですから、この問題っちゅうのは、ちょっと今後ね、ちゃんとしっかり、対応できるようにしていかないといけないんだと、駄目だということもありまして、今後どうするかという点では、問題学校教室があれば、35人でほかのところもまわって
るわけですから…

◎議長（小池弘基君）

田川議員まとめてください。どうされますか。時間過ぎてると。駄目だということ
とでございます。ということで、原課のほうにまた行って聞かれるなりしていただ
ければと思いますので。

◎10番（田川正治君）

はい、じゃあ一応終わります。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の質問をもちまして、午前中予定しておりました2名の方の一般質問を終
わります。

ただ今より暫時休憩に入りますが、再開を13時、1時といたします。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号4番、宮崎広子議員。

（4番 宮崎広子君 登壇）

◎4番（宮崎広子君）

議席番号4番、宮崎広子です。通告書のとおり、質問いたします。

最初は、粕屋町の「子どもの貧困」の現状とその支援の一つ、「子ども食堂」に
ついてです。

厚生労働省は、子どもの貧困率が7人に1人の割合と発表しています。粕屋町で
は、「第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」43ページの中で、子どもの貧困
対策の推進が挙げられ、経済的負担を軽減するための必要な支援を検討するとあり
ます。

そこで1番です。食の支援について、どのように考えてありますか。また、現在
どのような食の支援が行われていますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町の「第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」、その根幹となっておりますのは、子どもの貧困対策の推進に関する法律、これが基となっております。

その中で、子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがない社会を実現するために、子どもに対する様々な支援、教育支援、生活安定支援、職業生活への安定支援、そしてまた経済的支援等を推進されなければならない。その骨子にのっとり、粕屋町もその政策の展開をしております。

特に、議員おっしゃられる食の支援については非常に重要、最優先課題であろうと思いますが、詳細につきまして、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

今、町長が申し述べましたとおり、法律によりまして、粕屋町のほうも「第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」のほうを策定いたしまして、その中で、子どもの貧困対策というところで記載をさせていただいております。

ただ、子どもさんの貧困の背景には様々な社会的な要因があると踏まえ、推進していかなければならないと思っております。しかしながら実際、どの子どもさんが貧困状態にあるのか、どの程度を貧困と言えるのか、といった把握や線引きは難しいものがあるものじゃなかろうかと思っております。ですので、相談等がございました場合には、詳しい状況をお聴きし適切な支援ができるように、関係機関や関係課と協議して対応してまいりたいと考えております。

そこで、議員のご質問の食の支援についてどのように考えているのか、また、現在どのような食の支援を行われているのかというところなんでございますが、町としての直接の支援は行っておりませんが、まちづくり団体としてご登録いただいている団体が、フードパントリー活動を行われており、その団体に対しまして、町の災害時に活用する備蓄食料品で保存期限が近いものを提供したり、企業様からの町に対する提供相談等があったときに、団体を紹介するような支援を行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

今のフードパントリーのことですが、分かる範囲で構いません。町の皆さんにどのような方法でお知らせをされたかということと、どのくらい利用があったか、分

かれば教えてください。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

まず、周知の方法等につきましては、広報またはチラシ等で、その団体さんのほうからの周知を行っているところでございます。

お聞きしたところによると、フードパントリーが1、2、3、4回ほどございまして、対象の延人数といたしましては、まず一つ目が52名ほど、もう一つが40名ほど、もう一つが43名、もう一つが40名というふうな形でお聞きしております。また、地域食堂という形で、こちらはZoomを使いまして、味噌づくりとかそういうものをされておりました。それには参加者としては14名ほど、あと地域食堂の活動として、こちらサンレイクかすやのほうで10名ほどの参加があったと。あと一つは、また地域食堂ということで、柚須文化センターのほうで150名ほどの参加があったというふうな形で聞いておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私も、ちょうど3月に地域を回っておりまして、コロナ禍で、御主人の年収が下がってしまって、もう毎日米しか食べてませんっていうお宅があって、そのフードパントリーがあったおかげで助かりましたっていう話をお聞きしました。こういうことが定期的に町で行われていけば、町民の皆さんも助かるんじゃないかなっていう感想を持ちました。

そこで2番目になりますが、このコロナ禍で今、話したように年収が半減したおうちとか、あと、コロナ禍で仕事なくなった一人親世帯のお母さん、また子どもを育てる気力が少なくなったっていういますか。みんなと会ってれば、いろいろ子育ての悩みもその場で相談できると思いますが、なかなかそういう機会に恵まれなくなったら、なかなかこう疲弊してくる。親自体が疲弊してくると思います。そこで、町で支援金を出して、子ども食堂をこれ子ども食堂と簡単に言っても、そこに携わる人々、ボランティアの皆さんも集わないといけないし、衛生面のことも心配です。

それで、子ども食堂を街の飲食店を募集して、町がもちろん支援金を出すんですけども、そこでお弁当を作っていていただいて、子どもたちに支援できればいいのではないかなというふうに思っています。実は、自主的に子ども食堂をやっている粕屋町の食堂さんがあるんですけど、どんなふうに、基本、財源はどんなふうにしてあるんですかって聞いたら、食堂に来られた方が寄附金を募って、大分貯まってきた

ので、また始めますって言われました。そこは街の食堂の中を使って、子どもたちを集めて、子ども参加のものを食べるものを作って、みんなで食べるっていうようなそういう仕組みなんですけど。今、給付金もあって、現金給付とか、いろいろ政府も考えていますけども、実際にそこに人がいて、人が物を渡してくれる。そして子どもたちを元気にしてくれる、そういう目に見える形での支援をしたらどうかなっていうふうに思っています。

2番目の質問になりますが、町の飲食店に呼びかけて、支援金を出し、お弁当配布から行ってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

まず、議員が言われておりますその子育ての悩みとか、そういうことがあられるという方が多くなってきているというお話なんですけども、そちらにつきましても、こども館のほうでもチャイルドホットラインというのを4月から開設しておりますので、そちらのほう是非ご利用とかもやっていただきまして、子育て相談等もしていただければなと思っておるところでございます。

まず、その町内で自主的に行っていたというところで、ちょっとこちらのほうは把握しておりませんので、また後からでも教えていただければなと思うんですけども。先に答弁いたしましたとおり、実際に子どもさんが貧困状態にあるっていうのが、といった線引きが、ちょっと難しいところもございますので。なかなかその飲食店さんに対して補助金を出しても、対象者を把握することは困難ではなかろうかなと思っておりますので、実施するところは、現在のところ難しいかと考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

すみません。分かりました。ただ、大人が子どもを見守っているよっていう姿を示すっていうことは、とても大事なことではないかなあと思っております。

では、3番目の質問に移ります。コロナ禍で人の動きが見えにくく、孤立している子どもたちや高齢者が増えてきています。子ども食堂は、行き場のない子どもたちの居場所やシニアサポーターなど、世代を超えた交流の場になると思います。

11月16日に行われたシニアクラブとの議会報告会の中でも、高齢者の活躍する場所を作ってほしい。高齢者の力を町に生かしたいという意見が出されていきました。シニア世代の皆さんは、子どもと一緒にだと楽しい、人とおしゃべりしたら元気にな

る、そういう機会を待ってあります。

地域のつながりを大切にしまちづくりの一つとなると思いますが、町の考えはいかがですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

子ども食堂については様々な考えがあり、各自治体でも悩んでいるところがございます。実際、民間のほうの本当に民間のほうに頼っているのが現状でございます。

実際、私自身も店の前に看板を上げて、おなかが空いてる子どもおいでというような呼びかけをしながら、そこはラーメン店なのですが、ラーメンを無料で提供をしておりますが。なかなかこの子どもたちが本当に貧困なのかどうかというのは、店のほうで当然聞けません。来られる子どもたちに対して、無償でおなかいっぱい食べなさいよというようなことをしてあるようなことで。そういったふうな民間の方々、あるいはそのNPOの団体、あるいはその福祉団体が実施しているのが現状でございます。

今後、そういった今、公共、行政のほうがどこまでするべきかというのは非常に議論があるとこなんです、そこをいろいろ検討しながら今後、これについては真剣に考えていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

よろしく申し上げます。では、次の質問に移ります。

2番目は、粕屋町における不登校の児童・生徒の実態とその支援、インターネットを使った授業配信についてです。

1問目の質問です。コロナ禍において、不登校の児童・生徒は増えてきているのか、その実態はどうでしょう。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

コロナ禍におきまして、不登校の児童・生徒さんは増えてきております。

ただその原因が、ひとえにコロナによるものかどうかについては、令和2年度に調査を行っておりますけど、コロナが直接での不登校という報告はございませんでした。ただし、コロナによるものではございませんが、家庭環境等の変化、いろいろ生活環境の変化とか、親子の関わり方とか、そういうものを上げている児童・生

徒さんはいらっしゃいます。

間接的に、子どもたちへ影響を与えられているんじゃないかということは、十分に考えられると思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

2番目の質問ですが、9月の、多分ちょうどその時期、ほかの地方公共団体で、学級閉鎖がはやりつつあったそういう時期です。その時期に粕屋町では、一つの小学校と一つの中学校に、タブレット端末を持ち帰って、試験をしましたっていう報告をお聞きしました。

どういう試験だったのかの内容と、実績、そのあとどうされたのかというのを聞きたいです。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

試験的に行った、小・中学校での使用内容と実績ですが、小学校におきましては、各家庭学習でできるものとか練習問題、あと、教材の動画の視聴等を実施しております。それに対して実績ですが、児童の学習意欲の向上や、持ち帰ることによる、一人で操作しなければなりませんので、このキーボード操作のスキルアップが図れる等、学力向上に効果があるのではとのことでございました。それとあと中学校では、帰りの会等を家庭でオンラインで実施したり、あと夏休みに勉強が苦手な生徒に学力補充のために、学習の進め方の指導とか、あと、クラス、学年単位での持ち帰りを行って、家庭でのオンライン視聴環境が整っているか、あと、操作ができていないか等を確認いたしまして、学校閉鎖とか、学年閉鎖、あとは学級閉鎖、そういうふうに対応するための方法を、学校側の体制等の確認をしております。

で、あとはそれ以外で使用したのは、例えば病気で入院等していた児童・生徒等が退院後に、結局自宅療養をせざるを得ない時に持ち帰りを行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

ということは、この1小学校1中学校の試験結果は、ほかの中学校、残りの3校の小学校にも応用できるというふうに考えていいですか。

(学校教育課長(早川良一君) 自席にて頷く)

◎議長(小池弘基君)

よろしいですか。はい、宮崎議員。

◎4番(宮崎広子君)

そこで、3番目の質問に移ります。現在、不登校の児童・生徒の中に、学校の授業を配信できればというふうな願いがありまして、それで学校教育課のほうにお伺いしたら、できますよという返事でしたけれども、学校現場では、それが難しいというふうにお聞きしました。そこからなかなか進まないんです、先に。それで、その理由。

なぜ学校で難しいという、どこでつまづいてあるのかを知りたいです。

よろしくをお願いします。

◎議長(小池弘基君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

以前、宮崎議員が学校教育課に尋ねられたときに、私がちょっとお答えしたのは、不登校の児童・生徒に限らず、学校での授業配信はできると、そういう話をしてたと思います。

で、不登校の児童・生徒さんにおきましては、授業配信は児童・生徒の、そのお子さんの状況によって対応の仕方が違うと思います。それで、授業配信による対応が適切と考えられる児童・生徒さんに対しては、確かに望ましいとは思いますが、学校側の体制とか情報モラルがありますよね。

その指導等、今、ちょっとその段階では、今現段階ではそれを今検討中の状況でございます。

◎議長(小池弘基君)

宮崎議員。

◎4番(宮崎広子君)

もちろん、私をご相談に参ったところは、インターネット環境もよく、録画でもいいので。

ていうのが、心配されているのが、このままの学習が遅れていったら、学校の内容について行けなくなるんじゃないかという進路をすごく心配してありまして、それで、オンラインっていうのは、私もちょっとその学校の状況が分かんないんですけれども、多分、先生の授業を自分で映したものをそのままこうつないで配信するというのを考えたら、先生担任一人が、担任というか教科担任一人が授業しながら、オンラインして相手につないでいかないといけないっていうことは、やはりこ

う、手が足りなくなってるんじゃないかなってという心配をしています。それで、空き時間といいますかね、授業が終わった後の空いてる時間とか、子どもがいない時間、ほかのお子さんがいない時間を使って15分でもいいので、その授業の主要の部分を映していただいて、それを録画したものを家庭に配信っていうことはできないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

どなたが答えますか。

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

不登校の生徒に対するいわゆる学びの継続といいますか、学びの機会を保障してやるということで、今オンラインの話を今していただいているかと思います。

現実問題として、これある中学校の実例ですけど、放課後その子と職員室にいる先生とがオンラインで、今日こんな授業やったんだよ、君はどういうふうに関心するとかいうことで15分から20分程度のそこでやりとりをされたという、私は動画を見させていただいてですね。こういったことが、もう現場で始まったんだなということ、私はちょっと感心したところです。これが、どの生徒も果たしてできるかっていうと、例えばある同じ学校の校長に聞いたんですけど、これは、不登校の生徒に、全部こういった対応ができるかという、いや、学校からの刺激を与えないでくださいって言われる家庭もあります。だから、保護者と子どもと担任の先生若しくは教科担任の先生で、とにかく何ができるかということは今話し合っているところなんです。先進的にその子はやっていただいたし、今課長が申しましたように、病気の子どものやりとり、これについても実際今スタートしたところなんです。

ただ1点現場からよく言われるのは、今の、くしくも議員言われましたけど、一斉授業をやりながら、オンラインをつないでるからその子に向かって、今のとこ大丈夫かとかっていうことの、なかなかその使い分けが難しいということは言っていました。それから、授業をそのまま、ネット配信で、家庭にいる不登校の子どもたちに見させるっちゃうのを、やっぱり1日4時間、5時間、6時間はやっぱり見せらんと。家庭のほうも大変だということも、ちょっとやられたかどうか私分かりませんが、そういう大変な、逆に言うとプレッシャーになると。

今現在のこれ、もう一つの中学校のちょっと学校名は出しませんが、もう一つの中学校は、不登校の子どもたちが、教室に上がれない子どもたち。学校に行くんだけど、教室には、昔は保健室登校と言っていましたけど、今そういった学級があります。不登校、教室に上がれない子ども。そこに、授業の配信をその教室でや

って、同じ学年の子たち。そこで授業を、画面を一緒に見ながら、これは集団でその席におりますので、50分間耐え切るわけですよ。家じゃないから。こういうことで、できるだけ授業から遅れないようにということで、させていただいてる中学校もあります。だからこれは家でってやるんじゃないなくて、校内でのオンライン授業。そういった模索も今始まっていますので、今一つができたから全員とか、このやり方をみんなでさせようとかってということじゃなくて、一つ一つ何ができるか、何が効果があるのか、この子には何が向いてんのか。

そういったことを考えながら今やってるとこなので、ちょっとあまりいい返事ではございませんけども、現場では頑張らせていただいているというふうに思っています。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

すみません、確かめたいんですけども。

そしたら保護者と学校とよく話し合っ、どこまでできるかっていうところを、お互いの合意のもとで進められるということでもいいでしょうか。

（教育長（西村久朝君）自席にて頷く）

◎4番（宮崎広子君）

ありがとうございます。

次に、人手が足りないというところで4番目の質問に入りますが、インターネットによる授業配信を手助けするために、社会教育課で取り組んでいる人材バンクの活用ができないものかと思いました。また、学生ボランティアの活用はどうでしょう。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

人材バンクに関しましては、社会教育課のほうからお答えいたしますけど。学生ボランティアは、なかなか粕屋町難しゅうございます。

私も以前、宗像に勤めとった時あるんですけど、宗像やっぱ教育大がありますから、本当に手厚いボランティア活動していただきましたが、なかなかちょっと粕屋町は難しいかなというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

人材バンクの活用ができないかのご質問ですが、やはり、また先ほどの答弁と

ちょっと重なるんですけど、やはりその、そうですね、児童・生徒のやはり個々の状況で変わってくると思うんで、ちょっと難しいところがあると思います。

それで、ただしその分粕屋町では、不登校の児童・生徒には、教育相談室で家庭教育支援を行ったり、先ほど教育長が申しましたように、学校でも保健室登校を行っております。で、学生のボランティアが、実際手助けできる内容というのは限られるとは思いますが、それで、ただその学校でそのボランティアの必要性が発生して、学校が必要ということであれば、今後、それもまたちょっと検討していかなくちゃいけないかなとも思っております。

はい。以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

不登校には様々な理由があって、多様化する児童・生徒の個性に対応する先生方の大変さはよく分かります。なので、これからは学校だけでなく、地域の支えも重要になってくると思います。

少しでもできることがあったら、結果それが役に立たなかったってということでも、試すことはその子どもの可能性を広げることになるので、学校とつながってほしい、学力を心配してある保護者の願いとか、学校に行きたくても行けないっていうのが、自分のせいだと責任を感じている子どものために、その気持ちをくみ取っていただき、これからも一人一人の家庭と子に応じたインターネットの使い方を、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

（4番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

では、ここでちょっと準備の都合もありますので、35分から再開したいと思います。

それまで暫時休憩といたします。

（休憩 午後1時26分）

（再開 午後1時35分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号6番、井上正宏議員。

（6番 井上正宏君 登壇）

◎議長（小池弘基君）

井上議員におかれましては、本日最後の質問者ということでございます。

それと、当初から聞いてますように、60分かからないということでございますので、通しで全部一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、井上議員。

◎6番（井上正宏君）

こんにちは。

議席番号6番、井上正宏です。通告書に従いまして、一般質問をします。

最初に、中学校教育振興事業費、英語検定料助成金につきまして、教育長にお聞きします。中学校教育振興事業費、英語検定料助成金についての取組み。その目的、役割につきましては、私も重々承知しております。そこで、1の質問をします。

英語検定料助成金の平成29年度から令和2年度までの予算及び執行額はどのようになっていますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

その4年間分につきましては、学校教育課長よりお答えをいたします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

それでは、平成29年度から令和2年度までの予算及び執行額を報告します。

29年度は予算が32万円、執行額が8万8,400円で、30年度は予算49万円、執行額27万6,350円、令和元年度は予算49万円、執行額が24万9,200円、令和2年度は予算49万円、執行額が26万950円でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

非常に厳しい一般財源の中から、こういう教育費、英語検定の教育費をつけていただいているんですけども、執行されてる率が何か少ないという、今報告がございました。

で、次の2の質問に移りますけれども、せっかくこのように、粕屋町の子どものために教育予算をつけていただく中で、なかなかうまく中学生の生徒さんが受験してないということですけども、今後もこの英語検定料助成金の事業の取組みは、続けていけますか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

文科省も英語は、国際的な共通語として最も中心的な役割を果たしております。

コミュニケーションのツールとなっていて、国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であるというふうに言っております。それで、英語教育の重要性を認識しておりますので、今後も、英語検定料助成金の事業の取組みは続けていきたいと思えます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今、答弁いただきましたけれども、ここ4年間の執行率の状況を聞かせていただいた中で、コロナ禍があったのかも分かりません。もっと広報ですかね、もっと中学校の先生たちに対して、こういう取組みはしてますよとか、もっともっと、何かそういうふうな動きといいますかね、何かそういうのが足りなかったということではないと思えますが。

どうしても、検定資格は受益者負担という基本を、教育長は今まで常々言っておられましたので、それも十分理解しておりましたが、予算が余る、この事業について予算が余るということで少し有効に。英語検定でこういう事業費が有効に何かこう使えないのならば、もっと有効的に、この予算を使う方法はないだろうか、ということを常に私自身考えさせていただいてるんですけども。それが、3の質問になるんじゃないかなと思えます。

英語検定料助成金は、生徒のために有効で使うのであれば、英語検定のみではなく、他の検定試験にも助成を考えてみてもらってもいい時期に来ているのではないかなと思えます。これはあくまでも、新しい予算をつけて、検定、ほかの検定料にもどうだろうかというお話ではなくて、あくまでもこの事業を続けていきながらも、4年間使われなかった予算、そういうのを何かうまく利用して、英検のみではなく使用されなかった財源で他の教科、他の教科についての助成ということで、そういう時期に来ているのではないかと。

二度、同じ時期に来ているのではないかなということでお聞きしていますが、教育長、答弁願います。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

予算執行が大体押しなべて言うと、53%程度の執行率ということで私も学校教育課から報告を受けてるんですが、その分をほかの検定にということで、今そういった時期にと、ほかの時期に回していい時期かという時期か、ちょっとよく私もそうなのかなと思いつながら今お聞きしたんですが。

例えば、漢検とかワープロ検定とか社会科検定、数学検定、または議員もずっと今までやられました柔道の段位検定とかですね、昇段審査なし検定技能とか、そういったものをやるというと、これ、何がどう出てくるかっていうのが全く見えない部分。やはり、執行部は、予算というのはこういう目的でこの金額を予算化しておりますと。それがきちっとこれ達成されたかどうかというのをまた皆さん方にご審議いただくという、そういったことでのやっぱり町民の税金を使わせていただいているわけですから、不特定多数のやはり資格に対してそれを使うというのは私はいかなもんかと。やはり何度も言っておりますけど、受益者負担。しかし英語に関しては、やはり啓発が弱かったのかもしれませんが、ただ、しっかり今中学生に限ってしておりますけども、やはり部活動があるからとか、例えば塾で受けるからとか、そういったことでなかなか学校で受けようとしませんよね。それから友達と一緒に英語の勉強して受けるというのが以前あったんですけど、なかなかその友達と英語の勉強だけ今するんじゃないなくて、もう今 SNS とかそういったことに時間をとられてますから、なかなかそういった教科のほうに目が向いていない。

しかし今後は、これ議員は御存じだと思いますし、今までもお話ししてきましたが、2017年までは、英語外国語活動として小学校5年生、6年生に週1時間の英語活動がございました。ところが、新学習指導要領におきましては、2020年度から、小学校では、3・4年生に英語活動がございました。そして、5・6年生に週2時間の外国語という教科にこれなったわけです。で、2018、2019年は、移行期として、小学校3・4年生は15時間ずつ、小学校5年生、6年生は50時間ずつの外国語活動ということで移行期間をとっていただいて、2020年度から、5・6年生は英語、まあ外国語ってこれ言うんですけど、外国語という教科で週2時間、今小学校の先生またはALTの先生あたりで授業をしていただいております。恐らくこの影響は、今年2021年ですから、今中学校の1年生がこれを受けてきてるわけですから、私は今後、これまで以上に増えてくるだろうという予測はしております。

ただ、予算的にはちょっと今中学校増やしておりませんので、執行率がもうちょっと高くなるというかなというところがございます。ですので時期、こういう時期というのは私は、小学校の教育課程が変わったから、中学校の3級、若しくは準2級を受けるという子たちが増えてくる時期に来たんじゃないかなという、この時期だろうという気がします。もう1点だけちょっと説明させてください。

都立高校、東京都は来年の高校入試から、英語のスピーキングを入れるということがもう発表されました。11月頃するそうです。一人一人イヤホンを使って、雑音なしで、発音を録音して採点するそうです。これを、この話は以前、大学入試のときにこの話が出ましたね。そういった形で、今もう英語は入試のほうにも随分比重を置かれるようになりましたので、私はこの僅か半額かもしれませんが、中学校の英語教育において、やはり、この資格は半額でも援助することによって、少しでも関心を高めていただいて英語力を身につけていただきたい。

粕屋の子どもたちに英語の力をと、以前、町長、以前じゃない、今もそうですけど、今も言ってありますけども、そういった町にしたいということを書いてあります。私もこれに、校長たちを通じてそういった学校づくりやってくれというところをお願いをしてるところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今の教育長の答弁をお聞きしまして、今後の流れ、流れについての話で、こうしていくよ、ああしていくよということでお話はいただいたんですが、次の4ですね、4に質問をしようと思っていた内容も、ちょっと今、教育長の答弁からも出ましたけれども、4の質問に移らせていただきますが、当然、同じような回答が、当然教育長から出てくるのではないかなと思いますけれども、順番どおり4の質問をします。

この4の質問というのは、最終的に、4年間の英語検定料の助成の中での予算で、この事業に対しての予算が執行されずに、もったいないなというのが常に頭の中にもありましたので、先ほどの教育長の答弁よく分かりますけれども、これを一つ、英語検定料、この助成金を、先ほども学習指導要領の中から説明いただいておりますけれども、中学生と、また、小学校5・6年生にも拡大していく考えをどう思われますか、というのが4番目の質問だったんですけども。

当然、先ほど教育長が述べられましたように、今の小学校5・6年生は、新学習指導要領で外国語として、現在授業をしてるということもありますので、国際社会の基礎学力を定着させる英検だけじゃなく、助成と考えられるのなら、今後予算を無駄なく活用するために、中学校教育振興事業費、英語検定料助成金は、小・中学校の連携の取組みの中で、子どもたちの英語力のレベルアップにつながるの考えで、事業の名称を小・中学校教育振興事業費英語検定料助成金と名前を変えられて、小学校5年、6年生にも拡大していく考えを教育長はどう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

先ほどお話ししましたように、昨年度から実施されておる教育課程でございます。実は本年度学校教育課と話す中で、来年度の予算に向けて、このことも含めて少し考えてくれんかということをお願いしていたところ、こういった質問が出てきております。

予算のことに絡むんですけども、学校教育課長より、その結果というか、こういうふうに考えているというところを申し述べたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

文科省の小・中学校の新学習指導要領で、小・中学校における英語教育の連携を目指して、また今後、確かにグローバル化がますます進展して、早いうちから英語になれ親しんでいくためにも、英語検定料助成金の小学5・6年生の拡大は、前向きに検討が必要であると考えております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

新たに、今の年間の49万円の財源を増やしてくれというお話ではなくて、そういう予算の状況が、少しほかのにも使えるんじゃないかなということでの提案を差し上げてるんですけれども。

最終的判断は箱田町長になると思いますので、箱田町長の答弁をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

出番をお待ちしておりました。英語教育は、私が町長就任して間もなく、私の一つの抱負の一つとして申し述べました。

私自身も含めて、英語教育がやはり日本の英語教育がやっばなってなかったという反省はあろうと思います。全く世界に通じない英語教育です。というのも、英会話を中心とした相手とのコミュニケーションを図る、世界共通の一番共通の外国語ですがこれが全く浸透してなかった。これから先、この日本を背負っていく若い子どもたちに、もう英語は別にそのハードルは高くない。グローバル化どころか、も

う当たり前の言語として、自分の体に身につくような、この教育を目指してほしいというのは、国のほうにも国会議員を通して、お話ししております。

やっと、今教育長が申しますように、小学校まで英語が必須となり、なおかつ今、タブレット端末もあって外国語教育は、これから先どんどん進展していくと思います。

英語検定というのは、一つのこれ目的じゃないですね。ある程度の手段として、位置づけて、全体的には、粕屋町の英語教育、英会話教育がどんどん進展するように、私も、支援をしてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

箱田町長の見解いただきました。できれば早く、ある程度まだ月日の中で教育長は、いろんな取組みを考えておられるということも理解はしましたけれども。

できれば先ほど、本当はこの場で、議場で私も言いたかったんですけども、英語検定助成事業ということで、全国でもいろいろ行われている中で、全国の中学校の必修になっております武道。先ほど言われましたけれども、教育長が言われましたから、もう言いますけれども、他の教科ということで、日本古来の人の道を教える武道、その中での柔道とか剣道とか、相撲、ダンス、そういう昇段試験とかは、昇級試験なんかにも考えていただきたいなと思いましたがけれども。今日のこの一般質問の中では、まだまだ先の話のような感じはしますけれども。是非、中学校のほうに呼びかけていただいて、せっかく予算がついてますので、どうか受けてくださいというような形で、中学校の先生方にもその担当の先生ばかりじゃなくて、今、町の英語教育についての方針というのは述べられましたので、是非伝えていただきまして予算が、これもう予算が超えたら困るなあみたいな感じぐらいまでなってくれば、子どもたちもそれだけ英語に関心を持って、教育の向上の一環につながっていくんじゃないかなと思っております。それでは、次の質問に移ります。

次は、粕屋町在宅介護者ねぎらい手当について、町長にお聞きします。

先月11月16日火曜日、コロナ禍ではありましたが、役場3階で、令和3年度第1回議会報告会を開催しました。

私が所属してます文教厚生常任委員会の議員さんと粕屋町シニアクラブ連合会の皆さんとで、令和2年度決算、民生費での元気高齢者事業の中で関連がある高齢者などの決算の内容や情報交換をさせていただきました。その中で、老人福祉費の中に、高齢者福祉事業という取組みがあり、在宅介護者ねぎらい手当もその中に含まれております。この事業は、在宅の寝たきりの高齢者などを在宅で常時介護してい

る同居介護者にねぎらい手当金を支給して、介護者の労をねぎらい、更に在宅福祉の増進を図ることを目的として取組みをされております。粕屋町の、福祉に寄り添うという一つの事業ではあるんですけども、その中で、最初の1の質問をします。

平成30年度から令和2年度までの間で、ねぎらい手当の給付を受けた介護者の人数と給付額はいくらですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この介護のねぎらい手当、本当に家庭で在宅のまま介護されてある方、非常にご苦勞をおかけしておると思います。

この介護の労をねぎらうと共に、在宅福祉の向上、増進を狙うという目的で、国の施策と一致する部分で、粕屋町でもねぎらい手当を支給しております。

その給付の状況につきまして、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

まず、粕屋町在宅介護者ねぎらい手当について再度説明させていただきますと、在宅で常時介護している方に対しまして、介護の労をねぎらうと共に、在宅福祉の増進を図ることを目的といたしまして、粕屋町の要介護認定で要介護4以上と判定され、連続する4か月間の合計日数で2分の1以上、在宅で生活されてある高齢者等の介護者へ給付をしておるものでございます。

平成30年度から令和2年度の支給延べ人数と支給金額といたしましては、平成30年度115人、460万円。令和元年度113人、452万円。令和2年度123人、492万円。合計といたしましては、351人、1,404万円となっております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今、課長のほうから説明いただきまして、数とその金額的なものを、今、教えていただきました。

この介護手当ねぎらい金ということで、今のこの金額の中で2番目の質問なんかと少しかぶるんじゃないかなと思いますけれども、私が当初予想してた金額よりも、もうこれだけねぎらい手当金が出てるんだなということで、ちょっと私の勉強不足でもあったんですけども。当然、こういうねぎらい手当金を行政から出していた

だいてますが、皆さんも御存じのようにこのコロナ禍で、これ2番目の質問にもなりますが、この人数と金額、大体要支援4以上という方は、4月1日現在で307名ぐらいの方がおられるんじゃないかなということ、なかなか自宅でみるというのはきついんじゃないかなと思います。

すみません、2の質問になるんですけども、こういう状況の中で、新型コロナウイルス感染拡大から約2年の月日がたつわけですけども、新型コロナ感染の影響で自宅に帰れず、手当金の給付を受けられなくなった介護者の救済措置は何か考えてありますか。また、粕屋町在宅介護ねざらい手当金支給要綱第2条（受給資格）第2項に、その他、町長が認めた介護者とありますが、これはどのような場合に該当するのか、お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

入院などで、ひと月の在宅日数が0日になる場合には、その月は対象になりませんが、ひと月の在宅日数が1日以上ありまして合計60日以上、4か月の合計が120日以上の場合、在宅生活しておられれば対象となるものでございます。

新型コロナウイルスの影響で自宅に帰れず、手当金の給付を受けられなくなったという方が、どの程度いらっしゃるかは把握はしていませんが、令和2年度及び令和3年度のねざらい手当の申請者数につきましては、緊急事態宣言の前後において、大きな変化はございません。

ご質問の新型コロナウイルス感染症に対しての給付でございますが、コロナ以外の様々な感染症や疾患もございまして、コロナもその感染症の一部ととらえまして、本制度の新型コロナウイルス感染症に特化した救済措置については、考えておりません。また、その他、町長が認めた介護者につきましては、現時点で、該当者がおられませんので、どのような場合に該当するといった事例がございませんのでお答えはできませんが、今後も様々な相談事案があると思われましますので、真摯に対応を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

事業は、粕屋町の要介護4以上ということで判断されて、大体300人近い方がおられるわけですけども、もう、そういう方々の介護っていうのは、介護者の方にとっても、また、その親戚筋になられる方も、非常に大変な思いをされてるんじや

ないかなと思いますけれども。

福祉に寄り添う粕屋町ということで、更にこの介護者の労をねぎらう意味でも、マスクとかアルコール消毒とか除菌液シートなどの給付を、町長考えていただけないかなと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと突然の要望ですので、答えかねますが。

今、こういった衛生用品というのは非常に市中出回っております。安価に取得することもできますし、役場のほうにもありますので、ご要望の方についてはご相談をいただいて、その相談に応じていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今町長から、相談があればというような答弁をいただきましたので、いろんな相談されてる方には、そういうお言葉をお伝えさせていただきたいと思います。

最後の質問になります。防災の面というか浚渫の面というか、もう私が議員なる前からも、川の浚渫についてはたくさんのご意見をいただき、また議員になりましたら、同僚議員が浚渫の一般質問の中で、いろいろ町長とのやり取りもこう見させていただき、私もこの浚渫の質問を改選前させていただいてるんですけども、また同じような形の答弁になられるんじゃないかなとは思いますが、最後の3番目の質問をさせていただきたいと思います。

今回は、多々良川ということで私の地元では生まれ育ってずっと近くにある川、これ大川ということで私の頭の中では、いつも大川ということで認識してるんですけども、行政の言葉で言えば多々良川と。ただもう多々良川と言えば、東区の川かとかいうような感じで、これなんか私だけじゃない、私だけかなという感じもしますけれども、今日は特に大川地区のところでの多々良川。多々良川の浚渫及び草木の伐採について、町長にお伺いします。

河川氾濫対策、なぜ浚渫工事に力が入らないのか。いつも不思議に私自身思いますのは、護岸工事は目にしますが、川底を浚ういわゆる浚渫工事が見られなくなってしまったと思うのは、私だけでしょうか。ここ数年来、普段の川は、砂利で浅くなった河床に更に土が溜まり、そこに葦とか草木が茂ります。一見の景色としましては、美しい姿ではありますが、ひと昔前よりはるかに堆積物で高くなった箇所を基準に、水位が図られ、洪水氾濫の警戒水位が設定されます。

最近の気候変動の中で、地球温暖化や自然災害など、様々な影響が出ているというのを、この場で言う必要もないと思いますが、多々良川の状況を見ると、一つの水の流れが変わればと。更に、毎年ある時期が来ると、大雨警報、土砂災害、洪水警報などが気象台から発表されると、粕屋町も、かすやドームを中心にその他公共施設での自主避難所が設置されましたとの連絡が役場から入ると、夜も眠れなくなる状況であります。

そのような中で、1の質問をしますが、雨水橋から大隈橋間の川の中の草木の実態を、町長は把握してありますか。特に、江辻橋から丸山橋にかけての草木は、防災の面からも心配されますが。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは私もこの町の防災面を預かる身として、常に河川の状態は見ております。国のほうも、やはり議員ご指摘のように、ここ数年といたしまして10年ぐらいでしょうか。河川の浚渫作業は怠っていたのは事実としてあると思います。

従いまして、国も国土強靱化計画の中で、河川改修の一つの大きな事業として、河川浚渫を掲げております。実際、例えば護岸工事をするよりも、防災面で早く手っ取り早く安全に寄与するという意味では、河川の浚渫は非常に重要だろうと思っております。昨年まで、例えば多々良川のほうでは、大川小学校の近辺まで浚渫をしてありました。で、確かに今年はありません。で、一方そのもう一つの2級河川、須恵川のほうも扇橋を中心として河川の浚渫は行っておりましたが、今年度はあつてない状況です。

よく担当のほうからいろいろ調べさせますと、やはりその災害の対策のために、県の予算もそちらのほうに費やされているというのは、現実的な問題としてありますけども、県のほう、国のほうにも、この河川の浚渫については、私も精力的に要望、過去しておりますし、今から先も強く要望してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今、町長答弁いただきました。

ここ最近のほかの行政区における浚渫工事ということで、平成29年の9月15日に、宇美川の浚渫ということで、志免町の御手洗付近と宇美町の下宇美地区。更に、平成29年の9月26日、多々良川になりますけれども、篠栗町の城戸区とか、津波黒区寄りのこの地区の浚渫。更に、平成30年4月の26日、久山町の河川浚渫が行われて

いますが、他の行政でも進んでおりますので、是非、多々良川も前に進めていっていただきたいと思っております。次の2の質問に移ります。

令和2年の3月の一般質問で、須恵川・多々良川の浚渫工事は承知していますが、この1年9か月で多々良川は、手つかずになっている状況ではありますが、何か動きがありましたか。また、多々良川の浚渫工事も、緊急性が高いということで、福岡県や国に強い要望を再度していただきたいと思っておりますが、町長のお考えをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

県との協議の内容、そしてまた、今年度の計画も含めて担当所管のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

福岡県事業による令和2年度の多々良川の浚渫や、草刈り等につきましては、雨水橋上下流域の護岸の除草及び防草処理を約3,900平米(m²)、大川橋の下流域の河道掘削、これ浚渫になりますが、これを約3,500立米(m³)、除草を約4,100平米(m²)。大隈橋下流右岸の張りコンクリートを約250平米(m²)、県で施工されております。令和3年度の予定といたしましては、雨水橋下流右岸、江辻橋下流左岸、丸山橋下流左岸等の除草工事約8,200平米(m²)を、明日の7日に入札を実施されるということを確認をしております。

浚渫工事につきましては、先ほど町長も申されましたように、災害復旧工事等に予算が優先されておるということで、現時点では、発注はできていないという報告を受けております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

1年9か月前に行政のほうからも、こういうところをやっていきますよとか、あいうところをやっていきますよとかいうお話はお聞きしまして、今も行政のほうからの答弁をいただいたというわけですけれども、国土交通省。国土交通省とか、各自治体の土木担当者だけの、当然これは責任ではないということを、これ私自身最近、浚渫についての勉強をさせていただく中で、少しずつ理解もさせていただ

いてはおります。

また、恐らく浚渫工事といった特殊な工事、工事は、特定の業者に偏り本当に難しい問題があるのも、重々承知しております。しかし、この世界各地では、異常な気象現象で予想を超える大雨をもたらし、崖崩れや堤防の決壊が相次いでおります。まだまだ大丈夫はもう危ない、とよく耳にする言葉ですが、その都度に多くの犠牲者が生まれております。

一日でも早く、多々良川の浚渫工事が、粕屋町の町民の皆さんが目に見えて分かるように進んでいくことを強く要望しますが、町長には何度も申し訳ありませんが、最後に町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も全く同感でございます。

やはり住民の安全なくして、行政は存続できません。やはり、安心して暮らす中で、人間はその安定の上、安全の上に、新たな自分の生き方とか、経済的、社会活動を行うわけです。

当然その大きな河川、2級河川が2本あると言いましたけども、それ以外の水路、仲原川も、最近認定をしましたが、そういった防災面で、人々の危険に非常にリスクが高いようなものの最たる河川でございますので、この防災面、浚渫を含めた防災面について、強く、県、国に今後とも要望してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今回の一般質問では、1、予算が余っているというのはちょっと言い方が悪いかも分かりませんが、そういう予算を有効に、有効に子どもたちの教育費に使えないのかということ。2では、新型コロナウイルス感染拡大で、自宅での要支援4以上の介護者の救済措置はと。3、一日でも早く多々良川浚渫工事を実施しないと、河川が氾濫し粕屋町町民の命が脅かされるなどということで、町民の皆さまの声を、議場で執行部に伝えまして、私の一般質問を終わります。

（6番 井上正宏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、本日の「一般質問」を終わります。

本日は、4名をもって終了いたします。明日7日及びあさって8日にも一般質問を予定しております。時間の都合がよろしければ、明日以降も引き続き傍聴にお越

しいただくか、ネット中継をご覧くださいませよう、御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時18分)

令和3年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年12月7日（火）

令和3年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月7日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

| | | | | | |
|----|------|-----|---------|-------|----|
| 5番 | 議席番号 | 7番 | 案 | 浦 兼 敏 | 議員 |
| 6番 | 議席番号 | 9番 | 川 口 | 晃 | 議員 |
| 7番 | 議席番号 | 8番 | 鞭 馬 直 澄 | 議員 | |
| 8番 | 議席番号 | 14番 | 山 脇 秀 隆 | 議員 | |

2. 出席議員（16名）

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 古 家 昌 和 | 9番 | 川 口 晃 |
| 2番 | 田 代 勘 | 10番 | 田 川 正 治 |
| 3番 | 杉 野 公 彦 | 11番 | 福 永 善 之 |
| 4番 | 宮 崎 広 子 | 12番 | 久 我 純 治 |
| 5番 | 末 若 憲 治 | 13番 | 本 田 芳 枝 |
| 6番 | 井 上 正 宏 | 14番 | 山 脇 秀 隆 |
| 7番 | 案 浦 兼 敏 | 15番 | 安 藤 和 寿 |
| 8番 | 鞭 馬 直 澄 | 16番 | 小 池 弘 基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

| | | | |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長 | 箱 田 彰 | 副 町 長 | 吉 武 信 一 |
| 教 育 長 | 西 村 久 朝 | 総 務 部 長 | 山 野 勝 寛 |
| 住民福祉部長 | 中 小 原 浩 臣 | 都 市 政 策 部 長 | 山 本 浩 |
| 総 務 課 長 | 堺 哲 弘 | 経 営 政 策 課 長 | 今 泉 真 次 |
| 税 務 課 長 | 吉 村 健 二 | 収 納 課 長 | 臼 井 賢 太 郎 |

協働のまちづくり課長 豊 福 健 司
子ども未来課長 神 近 秀 敏
健康づくり課長 古 賀 みづほ
(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)

地域振興課長 八 尋 哲 男
上下水道課主幹 近 藤 真 仁
学校教育課長 早 川 良 一
給食センター所長 中 原 一 雄

総合窓口課長 渋 田 香 奈 子
介護福祉課長 石 川 弘 一
都市計画課長 田 代 久 嗣

道路環境整備課長 安 松 茂 久
会 計 課 長 藤 川 真 美
社会教育課長 新 宅 信 久

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日、一般質問2日目となっております。本日は午前中2名の議員、あと、午後からは2名の計4名を予定しております。

また本日、1番目の案浦兼敏議員、また、4番目の山脇秀隆議員、このお二方につきましては、通告書提出時に概ね60分、フルに時間を使われるといったようなこととございますので、途中、休憩を挟んで行いたいと思います。あと残りの川口議員と鞭馬議員につきましては、そのまま続けさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡素にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

◎7番（案浦兼敏君）

皆さん、おはようございます。

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に基づき質問いたします。

粕屋町のまちづくりの指針というべき都市計画マスタープランが、昨年改定されてから早く1年が経過しました。

箱田町長は、この指針をもとに町の将来像である暮らし続けたくなるまちづくりに取り組んでおられることと思います。議会は、先日、商工会との議会報告・意見交換会を行いました。これは、現在議会が取り組んでいる議会活性化策の一環として行ったものでございます。この意見交換会で質問や意見が出た事項について、各議員が一般質問でつなぐ、すなわち、町民の疑問をもとに、町長の考えを聞くことといたしております。私はこれらの中から、粕屋町のさらなる魅力向上と、九大農

場跡地を活用した、新たな市街地形成について質問いたします。

まず1問目の、駕与丁のさらなる魅力向上についての質問でございます。

これについては、これまでも平成30年9月、令和2年3月、令和2年12月にも質問しております。商工会の皆さんも、駕与丁公園の魅力向上については、町の活性化に、駕与丁公園の魅力向上によるまちの活性化に大変関心を持っておられるようです。散歩やジョギングなどに訪れる公園利用者を増やすための公園整備と共に、過去にまちの駅構想にあった、売店や飲食店などを設置して、地元で金が落ちる仕組みができないものか。町のシンボルとなっている駕与丁公園に期待する声を聞きました。

そこで質問ですけれども、今年度の町長の施政方針に誇れるまちづくりとして、駕与丁公園の更なる魅力向上の検討を進めますとありますけれども、今年度も残り少なくなっておりますけれども、今年度の具体的取組みはどうなっているのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは駕与丁公園が占める粕屋町における魅力度一番、これはもう万人の方々が認めることと思います。

粕屋町のランドマークとして、思い起こせば30年以上前に、第3代の長憲一町長が、ふるさと創生事業、1億円事業と言いましたが、その原資を使って初めて駕与丁公園に手を入れられ、それ以後、議会、町議会の皆さん方、そしてまた関係者の方々の絶え間ない努力によって、先人たちの努力によって、この魅力ある駕与丁公園という、今の形ができております。これを更なる魅力向上を図るための仕掛けといたしまししょうか、新たな展開を目指しております。

ただ、昨年はサウンディング調査、これを行い、それぞれの専門家の方々、そしてまた企業の方々からのご意見を伺いながら、何とかして、駕与丁公園をもっと魅力ある公園にしたいということで、協議を重ねておりますが、コロナの関係で、これも非常に様々な事業に阻害される要因となっておりますが、駕与丁公園のこういった協議につきましても全く例外ではございません。

従いまして、計画どおりには、なかなか先へは進んでおりませんが、この駕与丁公園の魅力の向上については、私はたゆまない努力は惜しまないで、今後も続けてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

具体的に取組みとしてバラ園の充実とかね、そういう項目ありましたけども、それについては今年度どういう状況にあるかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まずバラ園の充実のほうになるんですが、やはり駕与丁公園の展望広場、バラ園につきましては多くの方々がお来園をいただいております。そのために、春、秋と、咲く時期に、きれいなバラを見ていただくために、維持管理を十分にさせていただいているところでございます。

また、このバラ園以外に、令和3年度の駕与丁公園の魅力向上というところの取組みといたしまして、公園が安全・安心にご利用いただけますよう、園内すべての街灯のLED化を現在図っておるところでございます。また、今後発生が見込まれる園内の修繕や改築を計画的に進められるよう、公園施設長寿命化計画の策定も今年度行っているところです。そのほか展望広場に、親子連れの小さなお子さんにも楽しめる幼児向けの遊具の設置を、昨年度に引き続き今年度も設置をさせていただいております。

今後も本町の魅力の中心となる、緑の拠点を生かした取組みを進めていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、休日などに、私、家の近くですからよく見るんですけども、公園の駐車場に飲食関係の車が駐車して、営業、夏場はかき氷とか飲物とか、今の時期はホットドックなんかを販売してますけども。

これは町が許可しているのか、それとまた、公園隣接地の民有地を借りてキッチンカーをやりたいという、そういう話も聞いてます。

これについて、特に問題ないのか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず初めに営利目的で行商などとして、駕与丁公園を使用する場合につきましては、粕屋町都市公園条例第6条に基づき、利用申請を行っていただき、町から許可書を発行しております。

この申請時には、公園利用申請書と併せまして、保健所から許可される移動営業許可書のほか、食品衛生責任養成講習会修了書の写し、そのようなものを添付していただいているところでございます。公園内におけるキッチンカーでの販売は、不定期ではありますが、今年度2業者の方が行われております。それと、民有地でのキッチンカーの販売につきましては、土地の所有者の承諾はもちろんのこと、やはり移動営業許可書などは必要になるのではないかと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

役場のほうで2件許可してあるということ。

これやっぱり営利目的でしたらやっぱりある程度、有償で、利用料を取ってから許可してあるんですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

こちら同じく都市公園条例の第9条にあるんですが、使用料の納付、こういう行商で行う場合は使用料の納付をしていただいております。

こちらのほうの使用料につきましては、1日200円になっております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

先ほど申しましたように、公園に飲食店とか売店の設置を望む声がたくさんあります。これについて、先ほど町長もおっしゃってましたけど、私は平成30年の9月の質問で、サウンディング型調査、市場調査を要望し、町では、令和元年度に駕与丁公園活用調査を実施されております。

また、令和2年3月と12月で、その調査の状況と実現の可能性について質問しました。これによると、全国の飲食事業者約500社を対象にアンケートによる調査を行ったが、コロナ禍で、飲食業界全体が冷え込んでおり、出店に前向きな企業はなかった。今後引き続き検討を進めたいとの答弁がございました。

現在もまだ、コロナ禍を脱出できない状況にありますけども、その後の検討状況

について何か変わった点があれば、お話いただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

公園利用者から、公園内に飲食店や売店などの利便施設を望まれる声もあり、民間事業者の活用を検討しておりますが、課題もあり、現在コロナ禍ということから難しい状況でもあります。

以前、飲食事業者へ公園出店に関するアンケート、駕与丁公園活用調査を行いました。出店に対する興味は全体的に少ない傾向でありました。その中で興味を持たれた事業者を対象に、ヒアリング、いわゆるサウンディングを更に行いましたが、公園利用者数などが未知数で、収益面での見通しが立たず、コロナ禍の状況の中、Park - PFI を活用した民間が自己資金で整備する出店方法は難しいとの回答を受けています。また、行政による店舗・電気・水道などのインフラ整備の相談や、幹線道路沿いの出店箇所が好ましいなどの意見もあり、実現には、財源も含め、幾つかの課題があると感じており、現状としては、今のところちょっと苦慮をしているところでもございます。

飲食店や売店など民間事業者の活用の可能性については、引き続き検討を進めたいと思いますが、公園のにぎわいづくりとして、今は不定期ではありますが、飲食物販売のキッチンカーに対して利用許可を行っております。更に、キッチンカーの出店数拡大に向けた社会実験などの実施を、現在、検討もしており、この利用許可を増やすなどの取組みを進めれば、駕与丁公園の魅力向上の一役につながるものではないかと考えているところでもございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

もうその一環で、キッチンカーのほうの許可をやってるということで。

今、酒殿の区画整理の中でも、ある大手のコーヒーメーカーのね、店舗ができるようになってますんで、やっぱりそういう、ある程度需要はあるというふうに考えておりますので、今後とも引き続き、そういう民間事業者のほうができるだけそういう進出できるように、今後十分話し合いなり、調査を進めていただきたいというふうに考えております。

そして次に、駕与丁公園を見渡して気になるのが、かすやドームの老朽化です。体育館・プール共に、建築後約25年が経過しているようでございます。粕屋町公共施設等個別施設計画を見ますと、屋根屋上の劣化が進んでおり、早急に、大規模改

造を実施しますとあります。独特のドーム型の屋根は、公園の中にうまく馴染んで、一際目を引きましますけども、大規模改造には多額の費用がかかるのではと心配です。

そこで提案なんですけども、このかすやドームのネーミングライツ、命名権を取得する企業を募集し、その命名権料によって、補修費等を捻出する方法は検討できないものかということで、全国的にもこういうネーミングライツを利用した、ネーミングライツとは、要するにそういう公共施設の命名権を売買してから、それによってから運営費とか維持経費を要するに賄うということで、全国でずっとかなりの数ありまして、少ないところでも年間やっぱ100万台から、多いところでは例えばヤフオクドームとかは、年間4億とか5億とかなりますけど、かすやドームはそこまですりませんけどもですね。

やっぱり、そういうことで、かすやドームでも先日、西日本新聞に、九産大のプロレス同好会が、あそこでプロレスの試合をやるというふうに、そういう報道がありました。ですから、こういうかすやドームを多くのそのようなイベントをPRして、多くの人が集まることによってそういうネーミングライツを取得する企業が増えてくるというふうに考えられますし、粕屋町でも大きな企業等もありますし、液卵を扱っている企業とかガス事業を行ってるところとかいろいろありますけども、そこら辺等に働きかけて、例えばネーミングライツによってからそういうその補修費用等を捻出する方法は検討できないものか、これについてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ネーミングライツ、これは私も承知はしております。

よくネーミングが変わるのが博多の森のサッカー場、これが最近、ベスト電気スタジアムっていうふうになりましたが、以前はレベルファイブスタジアム、ちょっとよく覚えてないぐらいの、どんどんその名前が変わるんですね。当然ああいった今J1のアビスパのチームですが、そういった集客性が高い、あるいは注目度が非常に高いようなチームのホームスタジアムだったら非常に関心が高く、企業のほうも、非常に資本投資、ネーミングライツに対する資本投資、または宣伝費も使っていただけるんですが、まだまだかすやドームにつきましては、なかなかそういったメジャーの方々の利用というのはそれほどありません。

今、議員がもういみじくも言われましたプロレス、これ九州産業大学が12日の0時半からスタートということで、私も知っておりますけれども、そういったふうな市民住民の親しみやすいようなものから始まって、様々な行事、イベントがコロナが終わればアフターコロナでどんどんその宣伝、粕屋町としても宣伝できるような

場が、そういう展開になれば、私もこういったネーミングライツは必要かなとは思いますが。

ただ今では、やはりかすやドームという、これ最初の建設当時からの慣れ親しまれた、住民の方にとって慣れ親しまれた名前でございます。反面、名前が変わることに対しての違和感を感じる方も、非常に多いだろうというふうに想像はしております。

その辺は今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに今言われました、レベルファイブスタジアム、今ベスト電気スタジアムですか。これが年間3,600万のネーミングライツ権料を払ってるそういう状況で。大体どっこも見ますと、大体3年間から10年間ぐらいの期間でそういうネーミングライツを募集してるとが多いようでございます。

かすやドームもね、結構剣道の例えば九州の大会とか、いろんな大会でも結構利用されてると思いますし、そこら辺。それとね、トレーニング室とかね、そういうあれを持ってますんで、そこら辺を何か売りとしてね、いうことでこううまく出してから、それによって皆さん方に注目していただくということで、すぐできるだけね、そういうネーミングライツを取得する企業が現れるように努力をしていただきたいというふうに考えております。

次に、これも平成29年6月以降度々質問しました、水鳥橋の早期復旧についてであります。これは私の地元を初め、多くの公園利用者から要望を聞きます。

平成26年12月、今から約7年前ですね。平成26年12月5日に落橋して、今は橋脚を残したまま、無残な姿をさらしています。駕与丁公園の更なる魅力向上のためにも、水鳥橋の復旧は是非とも必要と考えます。ですから、この水鳥橋ができますとバラ園にも行きやすい。私の地元のお年寄りなんかは、水鳥橋があればバラ園に行きやすいんだが、というような話もよく聞かされます。これについては、前町長の時に、平成30年度当初予算で水鳥橋復旧のための詳細設計費、約4,400万が計上されておりましたが、議会は設計費が高過ぎるとか、要するに水鳥橋が落ちた検証不足ですね。それと、それに対する町の職員の技術力が業者の言いなりじゃないかとか、そういうことと、あと二つ目は財源、ちょうどその頃町立保育所の建替えの問題がありましたし、いうことで、その財源はね、町立保育所の建替えとか等に充てるべきじゃないかとか、そういう理由がありまして、この予算が減額修正ということで、この予算が削られました。その後、町立保育所の建替え問題、旧清掃センタ

一の解体問題、そして新型コロナウイルス感染症対策により多額の財源を必要とすることから、水鳥橋の復旧計画は先送りとなっております。

これまでもですよ、私もいろいろ提案してましてから、施工についても、設計と施工の同時発注はできないもんかとか、財源問題でクラウドファンディングとか、ふるさと納税を活用できないかとか、いろんなことを申し上げました。昨年12月の私の質問に対して町長は、水鳥橋の復旧については、当然やるべきことだろうと答弁されております。いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えていませんが、かねてからの懸案でありました、町立保育所の建替え、旧清掃センターの解体に着手されておりますことから、次は、落橋した水鳥橋の復旧計画を検討すべき時期に来ているんじゃないかと考えております。

そういうことで、町長の2期目の公約に水鳥橋の復旧ということを入れたらどうかと考えますけども、町長の考え方をお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ありがたいご提案でございますが、まさに今議員がご指摘のように、課題が山積してるんですよ。もうそれも一つ一つの課題が、数億を超える事業規模の課題でございます。

これは、過去の負の遺産と言っていいんでしょうか、そういったものを私自身のこの1期の任期の間に何とか解決の糸口を見つけ、また、解決へのスタートをしたいということで、この3年ちょっとの間、取り組んでまいりました。まさにその保育所の問題もそうでございます。そしてまた、ダイオキシンの関係で非常に町民が不安に思っている、またその粕屋町の東部地区のですね、東のほうの、非常にこの負の遺産である焼却場の解体、そしてまたその東の地区の再生に向けての第一歩になる、もうそのための解体であろうと思います。

そういったことをこの3年余りの間に考えながらやってきたわけですが、以前のご質問にもお答えしましたが、水鳥橋の復旧、そしてまた再構築については諦めてはおりません。今後、検討はしたいと思いますが、まずはその今言いましたような数々の課題について、ある程度のめどが立って、財政的にも余裕ができた段階では考えたいと思います。実際、検討はやってまいりました。

議員がおっしゃるように、デザインアンドビルド、これについても大手企業のほうに協議して、何とかできないかということも言いましたが、やはり事業規模、あるいはその今の財政的な問題、支援の関係もございまして、今のところは先へ進めない状況でございますが、これは将来的には、考えていきたい、考えなければなら

ない問題とっております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに、前聞いたところやっぱり4、5億ぐらいかかるという話も聞いてます。

そういう財源が大きな問題でありましようけども、今年度、今回補正予算で、ふるさと納税の関係で4億8千万ほど、当初より増えたということで、増額の補正が上がってます。

例えば、ふるさと納税のその用途の項目の中に水鳥橋の復旧ということが項目として上げて、それでその集まったお金を原資としてから建てるという方法も考えられると思いますけども、ふるさと納税にその項目は入れられないものでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それはふるさと納税というよりも、クラウドファンディングのほうが向いていると思うんですよ。

住民だけではなく、今おられる住民だけではなくて粕屋町に縁がある方、あるいはその過去、粕屋町におられて今遠方におられる方、そういった方々、総体的にやはり粕屋町、ふるさと粕屋町に対しての思い入れがあると思います。

その辺りを、クラウドファンディングあたりを使って、財政的に何とかならないかという、それも含めて検討の選択肢の一つだろうとっております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そうですね、確かにふるさと納税はね、やっぱ半分ほどが手数料とかでね、持っていけますんで、クラウドファンディングやったら、そこら辺は丸々使えますし、やっぱり公園で利用者のほうも粕屋町だけじゃなくてね、周辺から結構ね幅広いところから、僕の友達なんか篠栗町に住んでますけども、週に3、4回は駕与丁公園を歩いとうという、そういう人もいますしね。そういうことで、クラウドファンディングが適しとったらそこら辺をもう少し、研究していただきたいとっております。

ちょうど半分来ましたんで。

◎議長（小池弘基君）

それでは、暫時休憩といたします。

再開を10時10分といたします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（小池弘基君）

恐れ入ります、傍聴者の方をお願い申し上げます。

傍聴者の方、感染防止対策の一環で、マスクの着用のほうお願いできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

では、再開いたします。

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、2問目の九大農場跡地を活用した新たな市街地の形成についての質問です。

これも商工会との意見交換会の中で、粕屋町の中心部に位置する九大農場跡地を活用した新たな市街地の形成について期待する声が多く聞かれました。私は、これについて令和元年9月に、九大農場の問題については質問しまして、そのときの答弁として、九大農場は令和2年度に移転が完了する。その後、建物解体に2年ほどかかり、その間文化財発掘調査を行う必要がある。売却までには数年かかる。跡地の利用計画については、九大と定期的に勉強を行っているとの答弁がありました。

既に、建物の解体終わってるようでございますし、今、現文化財の発掘調査も行われており、建物解体後の跡地の土壌汚染調査で有害物質が検出されたという報道もなされております。

そこでこのようなことを含めて、農場跡地の現在の状況についてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この文化財の発掘調査だけではなくて、新聞報道されました土壌の汚染の状況、それらはそれぞれ所管が違いますので、所管のほうからご説明申し上げますが、ただ、時間がかかっているというのは事実でございます。

これは文化庁のほうに関わりがございますので、なかなか例えば県のほうとの協議で、すぐとんとん話が進むというわけじゃございません。国も関わっておりますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

今から詳細につきまして、所管のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

まず、埋蔵文化財の調査の関係のほうから先に報告をさせていただきます。

昨日、田川議員の質問の中でもお答えをさせていただきましたけども、今現在事務所棟、研究棟の上屋がすべてもう撤去された状態です。ただ基礎部分が残っております。今現在、埋蔵文化財の確認調査を進めておるとこなんですけども、この建物の基礎を撤去する前に、遺跡があるかないかの確認を今現在続けている状況でございます。で、7月1日から調査を開始しまして、今月末までの予定で終了することとしております。

この調査結果を踏まえて、今後事務所棟の周辺の発掘調査が必要かどうかを判断しまして、九州大学側と協議していく予定にしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

建物解体並びに土壤汚染種調査につきまして、私のほうから報告させていただきます。

まず建物解体のほうですが、九州大学農場跡地の農場本館並びに実習棟など、建物上屋の取壊しは、令和3年の4月から8月にかけて実施をされております。で、令和4年の3月頃より、今回取壊しを行った上屋の基礎解体及び地中埋設物の撤去工事を行う予定と九州大学のほうより伺っております。

土壤汚染調査につきましては、10月21日に九州大学よりプレス発表がなされております。発表では、調査箇所の一部で土壤汚染対策法に基づく指定基準を超える物質が4物質検出がされ、検出が確認されたおよそ4,700平米(m²)を対象に、土を入れ替える方針であるようでございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

えっと、文化財の発掘調査は7月から12月で終わるということで、前、元年聞いたところ、大体1年程度で調査を終わるんじゃないかというふうに聞いてますけども。

そういうことで、12月で大体調査を終わって、あと基礎を抜けて、その後調査、基礎をぬけた後また調査が必要ということになるんでしょうか、ちょっと確認です。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今現在は確認するという調査になりますので、その基礎をどける段階でどれぐらいの調査規模になるかというのは今から判断したいと思えますけれども、確認調査が今年度内で終わるということです。

これがもし発見されれば、また本調査ということになるろうかと思えます。またそこで時間をいただくような形になるろうかと思えます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今の確認調査の中でやっぱりそういう可能性としては、例えば、その範囲が広がったとかそういう可能性は今んところはあるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今、建物の基礎部分を残しておりますので、昨日もお答えいたしましたけど、合間を縫って確認調査、トレンチと言いますが、それを入れてる状況です。

若干ではありますけれども、やっぱり建物跡と見られる柱穴が見つかっております。これが、そのこの事務所棟全体に及ぶかどうかというのは、まだちょっと状況判断できません。

それと今、都市計画課長が申しましたように、4,700平米(m²)の土壤汚染区域がございますので、その部分も避けながらの、今調査を行っておりますので、全体に及ぶかどうかはちょっと今後状況を見ないと判断できないということになっております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

なかなか時間がかかりそうな感じですけども。

原町農場より先行して箱崎キャンパスの跡地利用計画では、前も申しましたように、北側半分を福岡市施行の土地区画整理事業で、南側半分をURの開発行為で行うことになってます。しかしこの原町農場跡地については、全体約23haのうち、4haを史跡に指定され、これが今回契約議案上がってますけれども、今年度から2か年に分けて史跡として用地取得することだけは決まっています、そのほかの約19ha

をどうするか決まっておられません。

九大との勉強会を行われてってということですけども、その跡地事業の事業手法なり、事業主体はどうなるのか。また九大と町、そして民間事業者、いずれが主導的に検討するのか。以前聞いたところでは、町の役割としては旗振り役というような説明がありましたけども、そこら辺について、それと勉強会を九大でやってるということですけども、前の窓口は農学部でしたけども、窓口が本部に変わったということですけども、その勉強会は、どこと勉強会やってるのか。

どういうことを勉強会で検討しているか、そこら辺を併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず、九州大学農場跡地の新たなまちづくりの実現に際しましては、所有者であります九州大学と、今後重要な担い手となる事業者、そして行政の適切な役割分担と相互の協働による取組みが重要になってくるものと考えます。

跡地、まちづくりの実現に向けては、町も主体的に取り組む必要がございますので、まちづくりへの有効活用の検証を、令和3年度予算でご承認いただいた九州大学農場跡地調査検討業務を、本年度及び来年度実施をするようにしております。こちらの調査につきましては、農場跡地を対象といたしまして、地域特性等を把握し、土地利用方針、土地利用のパターン、事業手法等の調査による土地利用のポテンシャルについて評価いたしまして、粕屋町にとってどのようなまちづくりが望ましいかを検証することとしております。

それと九大の窓口のほうになりますが、九州大学との勉強会の窓口では、九州大学農場移転推進室、こちらと勉強会を行っております。今回の調査検討業務を進める上では、九大さんとも勉強会でどういう、すみません。九大さんと勉強会を重ねて進めているところでもございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

昨日の田川議員の質問に対して、11月11日に委託調査を契約を締結したということで、聞こうと思っておりました。

それで、この委託契約について、どういうところに相手方としてどういうところと、金額とそして、今、検討なり、調査内容も概略おっしゃいましたけども。それと、これは2か年か何かに分けて引き続いてされるということだろうと思っておりますけども、そこら辺のどういうスケジュールをどう考えてあるのか、そこについてお尋

ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まずこの検討業務の契約額ですかね、はい。こちらにつきましては817万5,750円になっております。

業者のほう、こちらの受注業者のほうについては、昭和株式会社九州支店でございます。こちらの検討業務、令和3年度と令和4年度に行うように調査検討業務を行うようにしておりますが、まず令和3年度につきましては、まず条件の整理ということで地域特性の把握、あるいは、九大農場だけではなくて周辺の地域で行われる開発の把握とか、また公共・公益施設の把握並びに民間のほうにニーズ調査、土地利用ニーズ調査等を行いまして、土地利活用の検討というところで、土地利用パターン、幾つかパターンを検討したり、その方向性あたり、その辺りを整理しながら、九大農場を進めていく中での課題の整理を進めていくというところで、考えておるところでございます。で、その後、来年度等になりますと、実際どのような事業承認っていうところもあるんですが、やはり担い手となる事業者さんってところの、いわゆる企業さんの意向とかいうところも確認をしていきたいと考えています。

こういうところを踏まえながら事業手法の検討、この事業所については、複数、そのやり方というのを考えつつ、事業化に向けての課題整理等踏まえていきたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今回の調査の中で大体分かりましたけど。

今ねこう、九大の箱崎キャンパスもね、民間事業者の募集をしとったけども、コロナ禍の関係で2年程ですね延期してるような、ちょっと条件的には悪い状況なんですけども。

そういう中で例えば、その手法の一つとして、例えば町が取得するという方法も考えられるんですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長、では箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その辺のことも含めたところの事業手法ではないかと。

これを調査して検討するというところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それとあと気になるのは、九大農場跡地について町民の方が非常に高い関心を持ってありますので、なかなかそういう情報がないんです。それで、例えばそういう調査するに当たって、例えば町民の方のそういう意見・要望等を。把握する機会ですか、を設けて、例えばワークショップとかシンポジウムとかいろいろありますけども。

これらの意見を反映した跡地利用計画を策定すべきと思いますけども、町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、都市計画課長が申し上げました、その調査検討業務の経過並びに結果を踏まえて、町民の方々と意見を交換しながらやる、これはもう私は考えております。

そのやり方については、様々な技法があると思うんですよ。単なる形式的なシンポジウムで終わらせちゃいかんと私は思ってるんです。それぞれ住民の方々、各階層、各年代、もちろん男女も含めてですね。

そういった各世代、各階層の方々のご意見を集約した形で、今後の開発計画に載せるというふうには考えておりますが、ちょっとそれ以上の詳細につきましては、検討した段階ではご説明はしたいとは思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

やっぱり九大農場跡地は、周辺の住民の方だけでなく、もう町民全体が丁度粕屋町の一番中心の一番いいところですから、これが将来の粕屋町のまちづくりにかなり影響はあると思いますので、大変関心がありますので、是非ともそういう町民の声を、それを反映した計画をお願いしたいというふうに思っております。

また商工会との意見交換の、話変わりますけど、粕屋町では、毎年4、50名の商工会の新規加入者があって、これは全国的には会員が減少の中で、粕屋町は非常に特異なところというふうに聞いてます。その意見交換会の中で、新規に起業された若手の創業者の方も何人か参加させてもらって、していただいて意見聞かせてもらいました。話では、粕屋町は非常に交通の便が良いことから、新規に起業される

方が多い。しかし、事務所等の確保はなかなか難しいということで、そういうことで周辺の町に行ったりする。場合によっては、マンション等の一室を事務所として利用している方も多いということでした。粕屋町でこういう若い方が新規ね、起業される方がこんなにいらっしゃるというのは非常に心強いと思うし、町の活性化につながるということで、大変うれしく思いました。

そこで企業誘致というか、企業誘致も念頭にされておりますけど、それも重要ですけども、これから新規に起業をされる方の創業支援の場づくりを、この跡地活用の中で考えられないものかというふうに考えております。ちなみに福岡市では、民間事業者と共同して、これは学校統合の廃校の教室などを利用した創業支援の場、スタートアップ支援施設などと言いますが、これを提供し、様々な創業支援事業を行っています。

町は、商工会とも連携されて、これを研究してみてもいいでしょうか。またこれをこの九大の跡地利用計画の中で、やっぱりそういう新たなそういうね、ですね、いろんなことを起業なりを考えてある方を集めて、そこでそういう場をスペースを与えてですね。福岡市の場合は、学校がたまたまね、福岡市はね統合してから、やってるのは、今、大名小学校が廃校した後を使ってやってみたいですけども。だからその中で区画割りしてから、安い家賃でそういうスペースを、例えば2年とかそういう期間を与えて、そこでそういう作業をやってもらうと共に、そういう方々がそういう集まっているいろいろな議論する場とか、そういうスペースとかを設けております。

その中でまたいろいろなね、アイデアとか出てくると思いますし。だから、そういう粕屋町のそういう芽があるのであれば、それを伸ばす場所としてこの九大跡地の中で検討できないのか、それについてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な若い世代の方々が、スタートアップ事業と言いますが、起業したいという意欲が盛んでまさに今、そういったスタートアップ事業の元年といいたらいかがいでしょうか、ここ数年はそういった動きになっております。

福岡市の大名小学校の跡についても私も見ましたが、非常に様々なジャンルの若い実業家の方が、本当に意欲盛んで、高島市長の旗振りの下、頑張っているという現実も存じ上げております。ただその粕屋町と福岡市、全く同一じゃないですね。地域特性あるいは交通機関、あるいはその人口形成の部分では非常にその差異がございます。だから、粕屋町に合ったこういった起業支援の形というのを模

索しなければならぬと思っております。で、今はネット環境、あるいはその電話の通信媒体があれば、非常にもうどここの場所でも、極端に言いますと、北海道のもので九州で売れるというような状況でございます。

従って、場所は選べないというのは、これは片一方ではそういった認識を持ちながら、そういった SOHO とか、様々な小さな若手が考えられるような企業を幾つも作るような、大きなビジネススペース、ビジネステラスというんでしょうかね。それとか、ワークシェアリングでそのビジネスの場をシェアリングするような、そういった事業形態を持つような建物を造ったり、そういったことも選択肢の一つであります。なにせその企業の意向とか、福岡地場企業のそういった意向を的確にとらえないと、これは失敗は許されぬですね、資本投資しますので。

従って、臆病にならずに、やはり積極的にそういった分野の研究を進めて、本当に粕屋町のシンボル、これは九大農場跡地の開発については、私自身の中では、粕屋町の今後の発展のための分岐点になるだろうという位置づけを考えております。

従いまして、住民がシビックプライドで誇れるような、粕屋町の象徴的なものになるような、そういったことの場合になるように、慎重にかつ大胆に、そして積極的に考えてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに福岡市とは違いますが、さっきおっしゃったように今インターネット環境とかいろいろありますんでね。だから、やっぱりそういう場がないとね、そういうあれがばらばらしとつたらなかなかそういうあれがいけないんで、やっぱり1か所にそういうね、もう簡単な施設でいいんですけどね、そういうところが造れば、そこでワーキングとかいろいろできますし、その中からいろんなアイデアが出てきましようし。それをやっぱりこう粕屋町のこの九大農場のね、新しいところで、いろんな企業がね、新しい若手がやる気でどンドンね、そういう立ち上がるような、そういう場になるよう、これは行政だけではできませんので、商工会のほうとも十分相談されてやっていただきたいというふうに考えております。

次に、元年、令和元年9月議会で私、質問で、都市計画道路、井尻・粕屋線は概ね10年ぐらいかかるという答弁でした。そして JR の新駅構想図についても、まだいまだ実現性は不明のようであります。

それで、跡地全体で、大まかでありますけども、どういう今後の全体スケジュールですか。やはり10年後、一応10年後を目指してからそういう形ですと進めていくのか、もう少しちょっと時間がかかりそうなのか。

そこら辺の全体スケジュールがちょっと全く見えてきませんので、そこについて概略、分かる範囲でお答え願えればと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

今後のスケジュールにつきましては、今回行います調査検討業務の中で、跡地利用の実現に向けた事業手法について、複数の手法を考え、これに伴うスケジュールを検討し、その課題を踏まえた事業化に向けた検証を進めていくということで、この調査検討業務の中で、いろんな手法を整理していく中で、全体的なスケジュールを検討していくということにしておりますので、今のところちょっと何年とか、10年とかっていう、はっきりその目標というのが、まだ出てないところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今後検討する事業手法によって、年数変わるということで理解していいですね。その検討の中では新駅構想も入ってるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

新駅構想は、直接はこの検討業務の中には入っておりません。都市マスの、都市計画マスタープランの位置づけでは、九大の農場跡地活用と併せた新駅の設置については、鉄道事業者や開発事業者と協議しますと、というような位置づけをさせていただいております。

で、そういう中で、まずこの検討業務で、どういうふうな手法を進めていくことによって、その道筋が出てきて次のステップの際に、新駅辺りを踏まえていくということになっていくのではないかと考えてます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

最後になりますけども、粕屋町都市計画マスタープランでは、町の将来像をさっき申しましたように、「暮らし続けたいなるまち。かすや。」としています。

町長は、これについてどのような思いを抱いておられるのか。また、具体的にどのようなイメージを持たれているのか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的なイメージってのはちょっと相反するものですので、思いということで、お答えをさせていただきます。

マスタープラン、都市マスの中での将来像、これは今後も「暮らし続けたいなるまち。かすや。」ということであっておりますが、まさにそのシビックプライド、ふるさとを大事に愛するようなまちづくりを、そういう醸成をしたいと、そういう気持ちになるような町民感情を醸成したいという部分で、暮らし続けたいなるまちということで、全体的なイメージは考えております。

具体的なものとして六つあります。

一つ目は、今まさに議員がおっしゃったような JR 駅、それを交通拠点として、にぎわいと都市機能の充実を図りたいと思います。

二つ目に、人口増加とか産業需要に対応した秩序ある土地利用の誘導。これはまさにゾーニングの部分だろうと思います。

三つ目に、交通の要衝として、環境に優しい交通体系の構築。これは生活道路に大きな大型トラックが入らないような、やはり、交通体系のゾーニングというものも必要だろうと思っております。

四つ目に、安全・安心、そして快適に暮らせるまちづくり。これはもう従来からあるように、防災面でも防犯面でも、注意するようなまちづくりということでございます。

五つ目に、緑と水辺を守り、町のシンボルである景観を育むということで、これは SDGs、あるいはそのカーボンニュートラルにもつながるんですけども、やっぱり緑というのは非常に CO₂削減、削減というよりも O₂ですね。酸素を増やすという意味では、これはカーボンニュートラルに寄与する部分でございますので、こういった緑と水を守るというまちづくりは進めたいと思っております。

最後に、六つ目ですけども、これは住民と事業者と行政の協働のまちづくりということで、まさに商工会、あるいはその企業者の方々と連携をとりながら、このまちづくりを進めていくというふうな観点でのこの六つの方向性に基づき、粕屋町が持っている様々な資源を活用しながら、更に、粕屋町が発展するまちづくりに努めたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

もう私も議員になって約5年になりますけど、議会を、粕屋町全体として議会を含めて粕屋町というのはやっぱりこう、知見の活用が少ないなとか、知識経験者はですね、ということを感じて持っています。

それと、やっぱりこういろんなことしても、すぐできないという言葉がすぐ出てきます。できない理由はすぐね、できないという言いますけども、そしたら、こうしたらできるというような提案ですか、そこまでこう、考えてほしいなという気がいたします。

そういう意味で、今後、市に向かって進んでおりますので、そういう意味では、町長のブレーンとして、また、そういう国のほうはもうちょっと専門家会議等多くなりますけども、あんまりこう多用し過ぎですけども、やっぱり、そういう専門家なり、そういう知識経験を持った方の今後活用を考えてほしいなということをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

(7番 案浦兼敏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今より、暫時休憩といたします。

再開を10時55分といたします。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前10時55分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎9番（川口 晃君）

皆さん、おはようございます。

議席番号9番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めます。

新型コロナウイルス感染症は、デルタ株は一応鎮静化の兆しですが、南アフリカで発生した変異株オミクロン株が伝播していき、12月5日現在でヨーロッパやアメリカなど、44か国に達したということです。オミクロン株の感染者の数が日増しに増加している状況です。世界では今や、ウイルスもデルタ株からオミクロン株へ置き変わっていています。日本でも12月6日、昨日現在で、3人の陽性者が出たということを知りました。2月、3月に第6波が発生しても不思議じゃないと、これも報道されていますし、十分な対応が必要じゃないかと思えます。

最初に、1問から出発します。新型コロナウイルス感染症の第6波に備えての対

策です。

感染症把握のための PCR 検査の粕屋方式なるものですが、昨日、田川議員がこれについて質問されました。私は、この件に関しては、オミクロン変異株に置き換わったとしても、有効なやり方じゃないかというふうに思っております。

何か昨日、言い残されたようなことがありましたら、箱田町長、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨日、田川議員のご質問にお答えしたとおりなんですが、ただそのオミクロン株というのは、今、海外からの帰国者3名の方、あるいは、外交官あたりが入ってこられたときに、何とか、空港検疫で水際作戦が功を奏し、それで止まっている状況ではあろうと思います。

濃厚接触者の検査も並行して進んであるというふうに聞いております。オミクロン株であっても、今までのデルタ株であっても、クラスター等の発生が危惧されるならば、すぐ PCR 検査をして、その拡大範囲を限定するということが、有効な感染拡大防止につながると思っております。そういった意味で、粕屋町に、もしそういった危険性があれば粕屋方式と名付けましたけども、保健所から委任された形で、町のほうで検査をするという体制は、研修会あるいはその勉強会ももう既に行っておりますが、そういう対応はできております。

ただ、昨日も言いましたが、4,638名の糟屋郡内の感染者、これは11月中から何も変わっておりません。幸いですけども、それが今のまま、今後、オミクロン株が来たり、第6波が来たときにはどうなるか分かりませんが、そういった非常体制への防備、防御はするために、この粕屋方式の PCR 検査、これは常に維持しておきたいと思っております。

重ね、これまだ詳細は来てませんが、国のほうでは、PCR 検査の一斉検査をするというような報道もされております。それは、期待しておきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

いい回答を引き出しました。

2番目、福岡県の宿泊療養者や自宅療養者に関する対策は維持されるのかということですが。

9月議会で、古賀健康づくり課長さんには丁寧に分かりやすく答弁いただきました。

て、私の理解も非常に深まりました。その答弁の中で、2点質問したいと思います。

まず一つは、宿泊療養施設の中和抗体カクテル療法の投与は、10施設の中の1つであります、博多グリーンホテル2号館で行われるとの発言でしたが、これが引き続き維持されるのかどうか、これが1点。二つ目が、酸素投与ステーション、医療機関ですが、これは34床、充てられているとの回答でした。

第6波対策としては、これが準備されているのでしょうか。それからこういうことは、県の関係が非常に強いので、分かる範囲内で答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先程の私の回答で、ちょっと数字を言い間違えてしまいました。

糟屋郡内の感染者が3,648のままでございます。

申し訳ありません。

◎議長（小池弘基君）

では、答弁者。

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

それでは、お答えいたします。これにつきましては県の事業ですので、分かる範囲でお答えをさせていただきます。

まず、このご質問の宿泊療養者とか自宅療養者に対するの対策についてでございます。宿泊療養施設につきましては、現在確保している10施設、2,100室に新たに2施設を加えた12施設、2,400室の確保を進め、今後も、医師や看護師を常駐させまして、24時間体制で継続をしていくということです。

昨日ちょっと調べたところ、もう11施設に増えておりまして、既に今2,234室になっているようです。中和抗体カクテル療法ですね、維持をされてるんですけども、投与可能な医療機関が70医療機関、確保しているということでございます。それとあと、自宅療養者の外来受診や往診等に対応する医療機関については・・・。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

第6波に対するの質問ですが、11月に服部福岡県知事が記者会見で、宿泊療養者、自宅療養者の訪問診療についての説明があります。それで、県下の300医療機関が対応すると、そういうふうに報告がありましたが、粕屋保健所管内で何か所の医療

機関がこれに対応するのでしょうか。

そういうことです、質問。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

自宅療養者の外来受診とか往診、それに対応する医療機関については、現在確保しているのが667医療機関でございますが、これを1,000以上に増やすというふうな計画のようでございます。

ただ、粕屋管内に該当の医療機関の数は把握ができておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。それでは、次に移ります。

感染を防止するためのワクチン接種と各種検査によって、感染者の隔離が必要である。それからPCR検査だけでなく、抗原定量検査の活用も可能じゃないかということ質問します。

ちょっと言い直さなくちゃいけないことになるかもしれませんが、岸田首相も、自民党の総裁選挙時のときには、ワクチン接種と大規模検査を進めると声高に言っていましたけど、最近は大規模検査についての発言は聞きません、ほとんど。私たちは、日本共産党は、PCR検査の大規模検査、その重要性を常に言ってきました。これらの大規模検査は、欧米でも、韓国や台湾でも実施されました。国内でも、状況に応じて市町村単位で、また広島県のようにもっと広い地域にまたがって実施されたりしました。

先日、抗原定量検査の機器が使われていない、廃棄しようかと検討している旨の報道がテレビで報道されました。恐らく、機器は高額の検査機器だと思います。抗原定量検査は、PCR検査に比べて、ウイルス量が少ないものについては、陰性と出てしまうこともあるそうです。そういう意味では、最終的にはPCR検査が一番いいとは思いますが。しかし、判定時間が30分程度で出るとの説明がされていました。今は、空港の入国の際の検査でも、使用されていることです。入国時は、やはりPCR検査が一番いいとは思いますが、それだったら、生きた活用の仕方がないものかと私は思うんです。非常にもったいない。廃棄するのはもったいないと思います。このことについては、先日粕屋医師会にも同じ要望を出しました。

残念ながら、まだ、回答来てませんが、何かいい方法、使える方法とか、箱田町長考えはないでしょうか。

難しいでしょうけど、県に相談してくれんですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

抗原定量検査の活用につきましては、この検査を実施する、町独自とする予定は、今のところもちろんございません。

その辺の今の状況につきましては、古賀課長のほうから説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

今おっしゃった、30分程度で検査の結果が出るとおっしゃってたのは、恐らく抗原定性検査のほうではないかと思います。抗原定量検査は、やはり検査機関に結果を出さないといけませんので、恐らく抗原定性検査のことではないかと思います。

で、新型コロナウイルスの感染症の検査におきましては、新しい感染症であるために、様々な研究により、確かな有効性が確認されれば、その都度、厚生労働省の基準も改定をされておる状況です。議員のご質問の抗原定量検査につきましては、現在は、抗原定性検査キットに比べて感度が高く、PCR検査と同様に、有症状無症状を問わず、確定診断に用いることが可能になっております。しかし、唾液による抗原定量検査につきましては、有症状者において、発症から10日目以降のものについては認められておりません。

確定診断で用いるのかなど、検査の目的にもよりますが、検査特性を踏まえ、厚生労働省の基準を遵守した仕様であれば、有効な活用ができると思います。ただし、医療機関などが関わらない検査では、保健所への陽性者の発生届が提出できません。再度、医療機関等で検査を受けていただくこととなります。そこで、陽性が確認されれば、医師からの発生届と共に、初めて陽性者として入院や宿泊療養等の措置の対象となるということを、理解しておく必要があるかと思います。

町内の医療機関でも、いろいろな検査は実際使われておりまして、先生のご判断で、抗原定量検査とか抗原定性検査なども使われているようです。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私が調べた範囲内が30分でできると書かれてたんで、再度よく調べてみます。

次に、デジタル問題について質問を移していきます。デジタル、この問題はややこしいので、私自身もよく理解できていません。質問がとんちんかんになったりす

るかもしれませんが、初めての試みですから、いろいろやってみたいと思います。

私は、そもそもデジタルの意味をあまり理解していません。デジットというのは数字、デジタルは、数字で表示するという説明が、これ英語の辞典で調べるとそういうふうになっています。それで、そもそもから質問させていただきます。

学生の時、電子計算機の講義があり、プログラム言語アルゴリズムで、足し算引き算の簡単な計算や、言語の練習をプログラミングさせられました。しかし、本の上での理解で、雲をつかむようなものでした。その時は、機械なんかありませんでした。アナログが連続した表現です。これを0と1で表現した言語に変換することを、どうやらデジタル化と表現しているという程度の理解でした。すなわち、手で書くことは書いた線が連続していますからこれはアナログ。これを0と1で表現している計算機に入れ込む。その中で0と1で表現した線を作り出すことをデジタル化、と。そういうことの表現になると、何か積分の考え方と似たような気がするんですけど。

坂村健氏の書物「DX とは何か」という本がありました。たまたま書店に行って、これを買って読むことにしました。中にですね、読んでいくと、行政データという言葉がしばしば出てきます。なるほどデジタル化の中で、行政機関ではこういう言葉が使われているのだと、気づかされてきました。インターネットで調べますと、こういう表現で調べてみました。政府が、一般向けに公開している行政データとは何か。こういうことで調べてみますと、行政データとは、行政機関に集積されたデータのうち、主に守秘義務がなく、積極的に公開されているデータのことを指しますと記述されています。行政には、行政データと非行政データがあるということじゃないかと思います。

また、同様に、坂村健氏の書籍の60ページになりますが、こういう表現もあります。米国政府の行政データを公開する公式サイト、データガバメントは、公開当初は僅か47件のデータセットだったが、10年間で5千倍ほどに拡大している。内容としては、税金の使い道といった政府の中心的データから、外部組織が持つデータまでと幅広いと記述されています。この47件とかいう数字の単位、これ、どのような意味を表現しているのでしょうか。

例えば粕屋町は、オープンデータを100件していると。こういうふうに言いますと、この件数という件っていうのは、どういう意味なのか。説明できたら、行政官として教えてほしいと思うんですが。

◎議長（小池弘基君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

一応、行政データというのは、オープンデータと一般的に呼ばれております。

で、粕屋町が現在、オープンデータで公開しておりますのは、11月末時点において、66件。これは、年度ごとの予算とか人口とか、例えばほかには、最近出しておりますのは、公衆無線 LAN アクセスポイントとか、予算書明細などを最近公開しております。そういうものですね。

あと、区分ごとの人口等、公共施設、文化財、避難所なども公開しております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

この件という意味なんですけども、これは行政間、行政の中で使われてると思うんですけど、例えば、議長が、私たちに議会の定例会の案内を出す。それは、行政データとしての1件になるんですかね。

どういう意味なのかというのがちょっと分かりません。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、今泉課長が言いましたように、年度ごとがまず一つのくくりなんです。

そしてまた、データの種類、それがセットとして一つになっていくと。だから66セットというのは、それぞれ年度の中で、66のそういった枠として、種類として分けられるものがあるということでございます。

だから、1件1件でも、それにいろんな件数が掛ける何件というふうになりますので、膨大な数になると。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

少し考え方が分かりました。それでは、次にいきます。

さて、行政データですけども、守秘義務がなく、積極的に公開されているデータだとすると、9月議会で私は、オープンデータが粕屋町にありますか、と箱田町長に質問しましたら、いろいろなプランを作る時に、粕屋町の在りようについてのデータは公表していますが、全体的な様々な総括するようなデータのオープンデータはしておりません、と答弁されました。つまり守秘義務の生じるような役場内のデータは、公表していないということですね。これは、そういうことですよ。

それで、これは行政データではない、ということでよろしいわけですね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

守秘義務といいますか、個人情報の保護に関するそういったものに触れるようなものは、行政データ、外部的な行政的な蓄えといいたいまいしょうかね、情報の蓄えあるんですが、行政データとしてオープンできるものはございませんので、これは違うという意味でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、分かりました。次に行きます。行政が持っている個人情報の問題です。

私が大学に勤めていた時、学生たちが何やら騒いでいました。何を話してるんだと尋ねますと、10人以上の名簿、氏名、住所、電話番号等を集めると、10万円くれるそうですよ、という話です。そういう話を教えてくれました。これはいい商売だなあとってはみました。しかし、個人情報が金になるということなんです。

また、ある印刷会社での出来事ですが、あるところの職員録のゲラができた途端、見せてくれ、欲しいとかの話があったということも聞いています。これは、かなりちょっと不安な中身を持っています。それほど、個人の情報は大事なものだとは私を感じています。

その個人にとっては、大事な大事な宝だと私は思っていますが、箱田町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

宝といいますか、当然個人情報で、これは秘匿性があるようなもの、それは公開はできない。本人も周りの方も、公開はできないという大原則がございます。

そういった意味で、先ほど言いますように、行政が持つような情報については、当然個人情報に立脚した上で、保持しているということでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

どんどん長引いてきていますので、くくりながら言っていきます。

そもそも個人情報は、情報の主体である個人のもので、個人のプライバシーを守り、安全性やデータ保護を確実にする規制とかルールの制定、監視・監督機関な

ど、個人情報を守る法規則や仕組、監視体制が十分に確立される必要があります。個人情報を保護するためには、国では個人情報保護法、粕屋町では個人情報保護条例があります。ところが、日本はデジタル先進国に比べて、こうした保護制度が遅れていると言われていています。

EUでは、一般データ保護規則というのがありまして、パソコンのIPアドレスやメールアドレスも保護されており、台湾の個人資料保護法では、個人情報を具体的に列挙して、その中には個人の性自認や性的指向に関する情報も含まれているそうです。とりわけ、デンマークでは、個人情報保護のため、個人番号をデータベースIDとすることが禁止され、併せて設置されたデータ監査局が、個人データ保護の監視報告を行い、各行政機関、団体は、個人番号中央管理局というのがある、そのデータにその都度アクセスして、必要な個人情報に限って入手する方法がとられているそうです。各組織が管理する情報を一元化することが禁じられているということです。これは、デンマークのデジタル化の方向は、日本とは真逆の方向をとっています。

今、日本政府は2025年度末までに、自治体の業務システムを統一標準化し、地方自治体の情報システムを集約して、標準化する自治体クラウドと、それを導入して進めています。システムの統一のためには、運用や規定が異なるそれぞれの自治体の個人情報保護条例を標準化する、そういうことが必要です。個人情報はプライバシー保護が弱い方向に統一されれば、これまでの先進的な自治体の努力がこれ帳消しになります。

粕屋町の個人情報等の保護は、厳しいほうに属しているんですか。それとも甘いほうに属しているんですか。そういう表現の仕方が難しいと思うんですけど。

どういうところに属してましようかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

当然個人情報の保護、これは法律で定められたものですので、それについて、データの管理については当然そうでございます。

ですから、個人の情報は、一方では公有財産、要するに行政財産として、自治体が把握してるわけですが、逆にその個人情報を保護する役割は、行政が担っているというふうに言い換えることができると思います。ですからセキュリティーポリシー、そのデータ管理のセキュリティーポリシー、あるいはその情報管理のリテラシーあたりに、非常に重要に鑑みながら、この情報の利用はしているわけでございます。今、自治体のDX化、これを進めようという中にも、このクラウドガバメント、

クラウドサービスを使った情報システムの、今から先の拡大を図るわけですが、当然それは、個人情報をも最優先、個人情報の保護は最優先された上での話だろうと思います。

粕屋町がどういうふうな位置づけにあるのかというのは、国が定める標準的な自治体の個人情報の機密性を持った自治体だろうというふうに自負はしたいと思いません。

ただもう1点、これが非常にその個人情報が悪用されたりというのは、やはりヒューマンエラーですね。人間が携わったことで、その個人情報を漏えいしたりとか、お金にしたりとか、そういったものがあるということで、逆に言うとヒューマン、要するに人間の情報リテラシーを本当に厳格に守らさして、データを管理するというのが一番重要なことではないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。次に移ります。

粕屋町の保護条例の問題ですが、第38条で、粕屋町個人情報保護審査会という項目があります。この会が今までに開かれたことがあったのかどうか、その回数と事項についてお伺いします。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。

通告書の中に入っておりますか。

◎9番（川口 晃君）

そこまでは要求してませんでしたけど、はい、分かりました。これについては、回答はできないわけですね。デジタル社会の進展、これもできないですね。分かりました。

それでは最後、3番目、地方自治体のDX化が進められていくが、標準化に伴っての情報管理です。十分な、安全なのかどうか。情報漏えいなどについて、伺います。

皆さんは、GAFAという言葉をご存じでしょうか。Gはグーグル、Aはアップル、Fはフェイスブック、最後のAはアマゾンです。世界屈指の通信巨大企業4社の売上高の合計が100兆円。今年、2021年8月に、4社の株式時価総額の合計は7兆8千億ドル、約700兆円に達して、日本の全上場企業の時価総額の合計を上回ったそうです。東京、大阪、福岡などありますが、その時価総額を上回ったと。グーグルの 안드로이드 が組み込まれたスマートフォン、これは、スマートフォンやタ

タブレットは世界で30億台というのは、人口が43か40何億人。だから、4分の3は、これを持っているということです。iPhoneを販売するアップルの全製品の利用台数は、16億5千万台。フェイスブックのグループ全体の利用者が35億人を超えているそうです。これも4分の3越しています。

問題は、GAFAがAIを利用して、世界中の利用者から、あらゆる個人情報を集めて分析し行動し、予測して、人々に影響を与え、コントロールしてるらしいということです。私はフェイスブックを利用していますから、もうすごく感じます。私の趣味に合ったものがどんどん出てきます。嫌いなものは出てきません。そういう意味ではコントロールされている。EUは、2018年5月1日に、IT巨大企業でのデータ独占を規制して、個人情報を保護する一般データ保護規制、さっき申しましたがそれを執行しています。

こうした巨大企業から個人情報を保護するような法律、つまりは、日本から個人情報等を持ち出すことに対する規制の法律等は、日本でありますでしょうか。

答弁、ちょっとできないですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国がこの辺のDX化を進めるに当たって、当然把握すべきといいたいでしょうか、規制をかけられるものであらうと思います。

ただ、今の国の動向はもう今デジタル庁が発足して、当然、内部的な協議をしてあるというふうに私は期待しております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

なぜかというのは、今から言っていきます。デジタル化の中で非常に危惧されるのが、情報の漏えいの問題です。

アメリカ大企業のフェイスブックでさえ、漏えいがありました。日本では、利用者の個人情報を中国で閲覧可能にしていた、無料通信サービスLINEが大問題になりました。今回の政府のデジタル改革では、情報管理体制が大きく変わり、今までは、基盤となるシステムを自前で設置管理する体制でした。つまり、粕屋町は粕屋町の自前のシステムで管理する、そういう体制です。しかし、これは変わります。

今回は、民間企業が所有・管理するシステムをインターネット経由で使用方法、これをクラウドというふうに言うんですけど、それに変わります。日本の中央省庁向けシステム、第2期政府共通プラットフォーム、何かこういろいろ分から

ん言葉が出てきますが、そういうふう。これは、米国アマゾンのクラウドサービス、アマゾンウェブサービス、AWS ということを基盤としておるそうです。昨年10月から運用されているそうです。これに伴い、政府の保有する情報がアマゾンのサーバー、サービスを提供するコンピューターの中に保存されている、そういうシステムになっています。そうしますと、アマゾンのサーバー内に保存されて日本政府と日本国民の情報、粕屋町民の私の情報もですね、対しても、米国の諜報機関がアクセス権を持つことになります。根拠は、2018年3月に成立した、米国の海外データ合法的使用明確化法、これもクラウド法だそうです。

クラウド法は、データが米国内に存在するか否かに関わらず、米国企業が所有・管理するデータの提供を米国政府から求められた場合、企業は、命令に従わなければなりません。また、中国は国家情報法を持っています。国家権力によって、個人情報やプライバシーが丸裸にされる国です。中国当局に要求されれば、中国企業は、日本政府と日本国について知り得る情報を提供しなければなりません。政府は、アマゾンのような外国企業や国外に置かれたサーバーに、国民の個人情報を積極的に移転させる姿勢ですが、また、先ほど紹介しました「DX とは何か」、これの著者は、オープンデータを利用し、デジタル化の目的は効率化であり、単なる電子化ではなく、構造改革だと彼は主張しています。情報のオープン化と規制のせめぎ合いが熾烈になっていくものと思います。

私は、私の個人情報を国外に持ち出されては困ります。粕屋町の情報を国外に持ち出されても困ります。国や自治体が、また、企業やその他の団体が責任を持って、個人情報と、重要な情報の海外移転を規制すべきだと私は思うんですが、箱田町長はどう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に大事なものでございますが、今は自治体情報、その全国的な標準化、共通化に向けて、デジタル庁を中心に進んでおります。

今のその状況、そしてまたセキュリティー関係の仕組みがどうなっているのか、分かる範囲で調べておりますので、所管のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

それでは、DX 化の関連からお答えをさせていただきます。

国の自治体 DX 推進計画の重点取組み事項には、自治体の情報システムの標準化、

先ほど町長も申しました共通化が挙げられております。この中では、基幹系の17業務システム、これ市町村でよく使われる業務の中を、ほとんどの業務の中のものを言っております。この業務システムについて、国の策定する標準化仕様に準拠したシステムへ移行すると共に、国が政府の情報システムにおいて共通的なシステム基盤、機能を提供するクラウドサービス、ガバメントクラウドを構築し、これを活用するものでございます。ガバメントクラウドを活用することで、地方自治体は、先ほど言いました基幹系業務をオンラインで利用するようになります。

そこで、提供されるクラウドサービスの事業者及び環境につきましては、クラウド、すみません、提供されるクラウドサービスの事業者及び環境につきましては、政府によるクラウドセキュリティー評価制度の評価・登録を受けておりまして、なおかつデータセンターの物理的所在地が国内にございます。そういうことで、合意を得ない限り、一切の情報資産については、国外へ持ち出されないような高いセキュリティーを確保する方針という形で示されております。そういったながらも、個人情報情報の漏えいとかが発生する要因としては、先ほど町長も申しましたヒューマンエラーという形で、発生原因が想定されることもございます。

なので、町といたしましても、情報システムの技術的な、あるいは物理的な対策はもちろんですけれども、デジタル化の推進に向けて、我々職員の人的対策を重点的に、今後も対策を進めていきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

デジタル化は、非常に優れた面と危険な面と、両者を持っていると私は思っています。

いろいろ、今後、またDX化については、質問をしていきたいというふうに思います。それでは3番目、質問続行します。

◎議長（小池弘基君）

どうぞ続けてください。

◎9番（川口 晃君）

地球環境の維持、改良の問題です。

粕屋町としての温室効果ガス排出量の削減計画です。英国のグラスゴーで国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、COP26が開催されました。世界の平均気温を、産業革命前と比べた気温上昇を1.5度に抑える努力を追求すると明記されました。現状の目標では、2.4度上昇すると言われております。また、2050年までの温室効果ガスの排出量実質ゼロが記載され、各国が自国の今の目標、削減目標を、2022年度

末、来年末必要に応じて見直して、強化して、持ち寄るよう要求しています。更に脱石炭の流れが強くなり、石炭火力発電の削減が成果文書に盛り込まれています。

日本は、温暖化対策に消極的で、1.5度を位置づけていないそうです。これは対応を迫られます。また、脱石炭の分野でも、日本政府の態度は目を覚ます必要があるとまで指摘されています。これは残念なことです。それで、日本では平成10年に地球温暖化対策推進に関する法律が制定されておいて、環境省では、部門別CO₂排出量の現況推計データを公表しています。多分1年間の排出量だと思いますけど、福岡県が3,838万t。それから各町別のデータもありまして私たちの粕屋町は27万8千tです。

COP26の観点から試算して、粕屋町としての削減目標はどの程度になるか。

調べてあったら、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的な削減計画は、まだ策定をしておりません。

これはもう、日本全国で取り組まなければならない最重点課題でございます。まさにこの5か年間、スタートの5か年間が非常に重要だということで、国のほうも位置づけて全国の市町村に、ゼロカーボンシティ宣言を早くするよにといい、指導もあっておるようでございます。ちなみに2030年、2050年はゼロですけども、2030年度までの温室効果ガスの削減目標46%でございましたが、それを可能な限り50%まで上げるよにといい、どうも国のほうも、あとはないよんな状況は想定しておるようでございます。

粕屋町も、温室効果ガス、これはCO₂だけではなくて、様々な水蒸気もございすけども、様々な温室効果をもたらすよんなこのガスの削減については、積極的に今後進めてまいります。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

こういうふうにならに各県別の目標と、各町別のCO₂の数値とかが表現されてますので、一目瞭然だといふふうになります。削減の努力をしなければならにと思ひます。それでは、次に移ります。

次に、国連家族農業の10年計画の具体化の問題です。国連では、世界の食料安全保障確保と貧困撲滅に大きな役割を果たしている家族農業の推進を図るために、2019年から2028年を、国連家族農業の10年と決めました。農林水産省は、このよう

に意見を掲載しています。

国連食糧農業機関によると、家族農業は、開発途上国、先進国と共に、食料生産によって、主要な農業形態、これは世界の食料生産額の8割以上を占めているとなっております。家族農業ですね。社会経済や環境文化といった側面で、重要な役割を担っています。また、彼らは地域のネットワークや文化の中に組み込まれており、多くの農業、非農業の雇用を創出しています。世界では、8億2千万人が、依然として飢餓に苦しみ、極端な貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事しています。このため、農村地域の開発と、持続可能な農業に対する資源の投入や、小規模農家、特に女性農業者への支援が、とりわけ農民の生活を改善し、すべての形態の貧困を終わらせる鍵となっています。このように、農林水産省は意見を出しています。

国連がいろいろやってるんですけども、2018年度末に、小規模家族農業の役割を後押しするため、食料主権、種子の権利などを定めた農民の権利宣言を国連は採択しました。一連の流れは、飢餓や貧困の克服、環境保全といった、人類の直面する課題を解決し、持続可能な世界を展望する上で、家族農業の役割が欠かせないことが、世界の共通認識になってきたことをこれは示していると思います。家族農業の状況ですけども、日本国内では、農業経営体数約134万経営体、農家世帯、農業世帯ですかね。このうち家族経営世帯が130万経営体で、農業経営体全体の98%を占めているそうです。これは、EUとか米国などの先進国でも同様な状況だそうです。

まず、粕屋町としての現状ですが、農林業センサスでは、家族農業者の集まりである集落営農も家族農業に含まれているというふうに表現しています。これらを考慮して粕屋町の農家戸数は何戸ですか。それから、集落営農も含んだ上での家族経営の農家戸数は何戸でしょうか。

お願いします。担当課で結構です。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

農家人口でございますけれども、令和2年度の農業センサス、これの数字でいきますと農家人口は640人、戸数にして321ということになっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

日本国内の分類でもそうですが、企業経営体の戸数っていうのは、粕屋町にありますか。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

今現在、粕屋町内にある農業法人は、2社という形になっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

2社というのは個人経営ですか。それとも、会社ということですか、法人は。

個人でも法人作れますから。

◎議長（小池弘基君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

会社形態でございます。

個人でいえば、認定農業者という方が8名いらっしゃいます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

じゃあ、次に移ります。ちょっと時間がない。

日本に住む私たちは、日本農業の平均的規模が世界に比べてとても小さく、アメリカやオーストラリアの大規模農業に対して競争力ははるかに劣ると思いがちですが、日本農業は劣等産業じゃありません。あの有名な、近代経済学の最初の人でありますアダムスミスさんは、国富論で次のように言ってます。水田は、ヨーロッパの最も肥沃な小麦畑よりもはるかに多量の植物を生産すると。

日本農業は、効率が悪いと。いつも、いつも、いつも、いつもけなされるんですけど、非常に効率がいい。私の田んぼで4畝で大体2.5俵、それからちょっと上、大体150から170kgぐらい収穫です。母と3人暮らしの時は、1年間食べて兄弟にも少々分けてやるくらいの収穫です。農用地1haで何人養えるか。人口扶養力の国際比較という統計があります。それを調べてみますと、日本農地1haでは約10人。アメリカは0.9人。フランス、ヨーロッパ随一の農業国ですが、これは2.5人。オーストラリアは極度に低く0.1人、これは比較になりません。国連は、食糧危機の打開からの面から、そういう訴えが強いんですが、それに対しても粕屋町としては、やはり家族農業を支えていく政策が私は必要じゃないかと思いますが。

どういう政策がとられているのか、担当課でも結構ですので、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

粕屋町の農業の方向性は、どうあるべきかということでお答えしてよろしいでしょうか。

農業の背景につきましては、川口議員がおっしゃったような背景だと思います。

で、国連につきましては、ここ10年を家族農業の10年というところで宣言をされております。国の動きとしましては、この国連による、小さな農業への改革が始まったという状況の中で、国における支援は、中山間地を除いた農地では高い生産性を求められておまして、効率化や、先端技術の導入の促進、農産物の輸出に力を入れるといった施策がなされております。また、そういった中で国連の動きに対しまして、令和3年度の国の予算で家族農業活動支援事業として2,700万円が予算化をされております。国においては、家族農業活動の調査・研究が始まったというような状況でございます。

そのような中、粕屋町の農業の現状といたしましては、稲作農家が大多数であることや、高齢化、担い手不足、市街化による資産活用の意欲が高いことなどから、農地を集積して大規模化するというよりは、家族農業の延長線上のような状況ではございますが、集落ごとに連携して農業機械を利用するといった活動が、現在6農区でなされているところでございます。町といたしましても、農家戸数が減少する中、農道や農水路、それからため池の管理といったこともございます。農地の多面的機能を維持するためにも、できるだけ各地域での連携、協力体制を支援してまいりたいと思っております。

また、中長期的な町の農業全体の在り方といたしましては、現在の集落ごとの機械利用組合が一つの組織として農業法人化され、町全体を管理できるような体制が構築されればと期待しているところです。そのためには、個々の農家を始め、JAや農業委員会が協力し、自分たちの農地の管理を将来どうしていくのか。まずは集落ごとに話し合い、いわゆる人・農地プランを作成して実行していく必要があると考えております。

町といたしましても、地域が協力して農地を守るといった活動を積極的に支援をしてまいりたいと思っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

あと少しやります。ところで食料輸送量に、輸送距離を掛け合わせた指標をフー

ドマイレージと言いますが、単位はトンキロメートル(t km)です。

日本のフードマイレージが8,669億トンキロメートル(t km)。2位の韓国、3位のアメリカの3倍です。イギリス、ドイツの5倍、フランスの9倍だそうです。日本が輸入を減らし、自給率を高めれば、どれだけ二酸化炭素の排出を削減できるか。想像してみてください。家族農業に対する保護を進め、地産地消を発展させることは、地球環境の保護につながっているのです。このように考えてみれば、小さな面積の粕屋町であっても、前の項の二酸化炭素の削減に大いに貢献できるじゃないかと、そういうふうに私は考えます。

スペインに、ビア・カンペシーナ（農民の道）という組織があって、この組織は、1993年にできて、この団体に加わっている人たちが約2億5千万人だそうです。巨大な農業団体です。これが、今こういうふうに仕切っているそうです。小規模家族農業は、地球を冷やす。アグロエコロジーは、地球を冷やす。そういうふうアピールしているそうです。こういう地球温暖化対策としての観点は大事じゃないかなあと、私は思います。このことを告げて、次に移ります。最後です。

農業用水路の3面側溝の自然型の用水路への転換です。

生物多様性の観点から、蛍やドジョウやウナギやナマズなどが生息する水路を造り、緑豊かな里山や水路を造る動きが、全国至るところで生まれています。私が区長をしていた時ですが、滋賀県のほうへ水循環システムの視察に行きました。地域は忘れたんですけど、井堰の底の高さをその耕地面積の水田の広さを考慮して、3方向に分水するという伝統的な堰でした。3分水堰とでも言うのですかね。堰の下流域は、昔ながらの土の土手と砂まじりの底であったと思います。また、ヨーロッパのほうでも、ドイツあたりは、昔の草や木の生えた自然土手に改良していく動きが顕著であるようです。また、アフガニスタンの中村哲氏の用水路も、底は土、土手は石積み、そこに柳を植えて、土手の崩壊を防ぐ作り方です。

洋の東西を問わず、コンクリートによる土手づくりでは、底生動物やカニ類は住むことができません。田舎に行きますと、竹を交互に、柱があつたらそれ交互に編んでいく。そういう造り方の水路があります。土手を補強するわけですね。エビや小魚は竹の隙間に入り、隠れることもできます。生物多様性の観点から、昔に戻していると思います。夏の間、農業用水路や、例えば、江辻とか戸原のように、村中の水路に水を流せば、周囲の温度を若干でも下げることが可能です。昔の柚須も水が通っていましたから、涼しかったです。

水を流さずに放置しているコンクリートの水路では、水が腐り異臭を放ち、蛍やドジョウ等生物は住めません。現在、水路の多くは道路の横にあって、蓋をかぶせて道路として利用していますから、場所は限られますけど、自然水路に戻すことは

考えられないか。田んぼと一体的に考えますと、相当な範囲内で、空気の温度を下げられると思います。これは、地球環境を保護する意味からも、非常に大事なことじゃないかというふうに思います。

全体をせれってということじゃありません。部分的にでも、可能であればしていくというようなことを考えられたらどうでしょうか。

最後に箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

実際自然型の水路、昔の水路は、非常に多種多様の動物がいて水生動物がいて、また人間の目も楽しませ、そしてまた心のゆとりを感じられる。これ確かにそうだと思うんですけども、この水路は泥の水路というのは、非常に維持管理が難しい。

農業経営者が今なかなかいない状況の中で、農業をやっている方についての高齢化が進んで、土手の作業、土手の管理の作業、あるいは一番大きいその土砂上、水路の土砂上げ、これが非常に重労働なものですから、町のほうに地元農区長さんを通じて言ってこられるのは、やはり何とか3面コンクリにしてくれんかと。コンクリートだったら、維持管理が非常に楽だということの要望が強い。そういった意味で、町もこうして過去からそういった整備を行ってまいりました。農業用水路はもうもともと幅が狭くて、更にため池に水を溜めるために、冬場には水を流さない。逆に溜めるほうが大事ですので、流さない水路もまだまだ多くあります。

先ほど言いました維持管理の問題、そして衛生面、そして水路幅、水が流れない時期があるということなどを合わせて、粕屋町は非常に都市化しています。住宅街を農業用水路が流れている状況がございますので、そういったことも考え、自然型水路への転換回帰というものは、今の時点では非常に考えにくいものと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私も最初はそう思っていました。

しかし、年をとってくると、考え方が少しずつ変わってきました。町も最初はそうだったかもしれませんが、時代が変わってくると、少し考え方も変わるかもしれませんので。

私は、少しは期待して、質問を終わりたいと思います。以上。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

午前中の一般質問2名、予定どおり終了いたしました。

今から暫時休憩に入りたいと思いますが、再開を13時といたします。午後からは、2名の方の予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号8番、鞭馬直澄議員。

(8番 鞭馬直澄君 登壇)

◎8番（鞭馬直澄君）

議席番号8番、鞭馬直澄でございます。本日は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として実施しております、ワクチン接種の今までの振り返りと今後の取組みについて、10項目に分けて質問をさせていただきます。

まず最初に、昨年末あたりから当初、本年2月頃には、ワクチンの接種が開始できるのやないかというような情報がありましたが、実際は5月に延びました。

この延びた原因はどのようなことでありましょうか。質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、その詳細につきましては、担当のほうからご説明申し上げますが、全体的には、今のところはワクチンの接種は順調にいきました。

当然、接種体制を構築するための職員の支援体制、そしてまた住民の皆さんへの周知、そして実際の接種の流れといいましょうか、医療機関との協力体制も、問題なく終わりました。ただ、問題なのは今議員ご指摘のワクチンの供給。それが大きなキーポイントでございました。

詳細につきましては、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

5月の実施開始に延びた理由についてですが、当初、国から下りてきました通知には、令和2年度中の接種開始を視野に入れ、ワクチンが供給可能となった場合には、速やかに住民に接種ができるよう、接種体制確保事業を実施するという内容でしたが、具体的な開始日は明記されておりませんでした。住民接種に先駆けて行わ

れた医療従事者のワクチン接種のうち、先行接種に当たる約1万人程度の医療従事者は、2月からワクチン接種が開始をされているようです。

ワクチンの薬事承認や供給体制が不確定で、実際に粕屋町に最初のワクチンが届いたのは、5月の1日で、高齢者の接種が5月の11日からとなりました。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

今、町長と古賀課長のほうからワクチンの供給が遅れたと。

これが主たる原因ですということの回答ありましたが、この遅れた、国からのワクチンの供給が遅れた原因、あるいはまたその対策について、国のほうからは何か説明がありましたでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ワクチンが遅れた原因とか、そういったところについて特別説明とかがあったわけではないです。はい。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

それでは2番目に移ります。5月以降のワクチン供給について質問いたします。

まず、政府からワクチン供給の計画についてですけど、これも事前に町のほうには届いておりましたでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

計画が届くのもあまり早くはないんですが、あくまでもすべてが予定という形で、供給ができたというように予定で示されておりました。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

はい、5月の11日から実際に始まりましたんですけども、それに対して、ワクチンの供給の連絡がいつ頃、町のほうにありましたでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

すみません、連絡の細かなお日にちを覚えておりませんが、そんなに早くはなかったということを知っています。

かなり身近になって、間近になって分かりましたっていうのと、あと今も大体ワクチンの供給が、何月何日の週か、何月何日の週かというふうな2週間ぐらいを指定されまして、そのうち実際にワクチンが来るのは、その日の30分前のご連絡が、配送業者のほうからあって、今から30分後に届きますという形でした。

ですので、最初の5月1日に届いた時も、30分前に突然お電話があってという形で、土曜日、日曜日も関係なくご連絡がありますので、スタッフのほうでは、ワクチン室の携帯の電話を土日も誰かが持って帰るようにしてございまして、連絡がつくようにしていたような状況です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

それは大変でしたね。これだけ大事なワクチン接種ですよ。それが、政府からの連絡がぎりぎりなかなか届かない。あるいはまた、実際の供給については、配送業者の方から30分前に届くということで、普通やっぱり物の管理、ワクチンの管理、それから接種について予定を立てても、かなりのやっぱり変更をやらざるを得ないというようなことが起きたんだろうと思います。

その辺のことにつきまして、全体のワクチン供給について今の回答では、政府からのそんな連絡はぎりぎりでないかないという話ですので、非常に大変だった、現場混乱したんだろうと思います。この件につきましては、国のやっぱりミスだろうと私は強く思っております。ワクチンを接種するのは、私たち地方自治体であります。町民の皆さんに速やかに接種できるかどうかは、やはり政府がワクチンを早急に、そして確実に供給してくるという、ここにかかっておりますね。やっぱり、ワクチンの供給が遅れたことにより、接種現場が大変混乱されたんじゃないかと思えます。

この責任は、政府の責任は非常に大きいと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ワクチンの供給体制というのは、その前段でどうもそのワクチンの、要するに薬の会社ファイザーがもともとありました。そしてまたモデルナ社がありました、

供給されるべき、供給されうる量の契約がされたと。しかし、その供給についての具体的な計画は、政府のほうにもはっきり示されなかったというのが実情のようでございます。

私も、今議員がご指摘のように、もう国の責任だというふうに思っておりましたが、県のほうもそういった質問を投げかけると、県のほうにも、国のほうからはっきりした連絡がないという状況でございました。ある国会議員を通じていろいろ情報も収集しましたけども、どうもその辺のもともとの、やはり供給が不確定要素のまま、もう発車してしまったというのが原因だろうと思います。確かに混乱するあの時期ですので、なかなかそのワクチンの供給についても、確保の難しさはあったと思いますが、我々、その末端の地方自治体、実際接種する立場の人間としては、住民に示すスケジュールどおりに本当に供給されるのかどうかというのは、毎日私も含めて、担当、それぞれ心配した日々でございました。最初の頃は非常にその辺の不安がありましたが、段々ですね、安定した供給にはなりました。

今思い起こしますと、なんか綱渡り的な最初のスタートだったというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

はい。状況はよく分かりました。

続きまして粕屋町のワクチンの接種体制はいつ頃から準備をされ、いつ頃最初の体制が構築されましたでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

はい。令和2年の11月頃より、新型コロナワクチン接種に関する国からの通知が始まりましたが、具体的な開始時期が示されない中、まずは、急ぐ必要のある集団接種会場の確保などを、まず健康づくり課のほうで行いまして、町長初め、幹部職員と情報共有、協議を重ねまして、令和3年の1月1日付で、職員10名体制の新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室を立ち上げました。

接種体制の構築につきましては、令和2年度内にある程度の体制は整えておりましたが、やはり具体的な契約ですとか、計画等につきましては、日時が明確にならないとできないものも多かったために、令和3年度に入り体制を整えたものもございます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎ 8 番（鞭馬直澄君）

ワクチンの供給から体制の構築まで、非常に慣れない作業の中、通常の業務もこなしながらの中で窓口の設置とか、そういうことにおいてやっぱり職員の皆さん大変苦労されたんだろうと思います。その中でいろいろと多岐にわたり調整することも、やはり予定どおりに進まなかったことと思います。

特に、気を使ったこと、苦労されたことがありましたらお願いいたします。

◎ 議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎ 健康づくり課長（古賀みづほ君）

はい、当初やはり、この後のいろいろ高齢者が始まった時の混乱にもつながるんですけど、すごく不安を町民の皆さんが持っていたらっしゃって、その当時特に、高齢者の感染率が非常に高く、そしてまた高齢者の重症化率が非常に高く、そしてまた本当に命を落とされるような方も高齢者に多くて、すごく不安が高まっていた時期だったです。その時期に早く私たちも接種をしたいと思っておりましたけども、なかなかこう、ワクチンのこととかが分からずに、お示ししたくてもお日にちが出せないとか、接種体制は作っていても日にちを皆さまにお知らせすることができないということがありまして、そこがすごく申し訳ない気持ちもありましたし、またその情報を出す際に、今ホームページとか、LINE ですとか、あとテレビのdボタンとかもお知らせをしているんですけども、やはりまだ高齢者の方、特に紙媒体でしか情報を得られないような時期でしたので、なかなかこうタイムリーにやっとワクチンが入って分かって体制をどうにか整えても、すぐにお知らせができないというところで、やはりこう予約を取るお日にちを決めますと、また平等性とかそういったことも関連してきますので、皆さんにちゃんと周知が行ってから予約を開始するといったところで、何かそういった情報の発信の部分とか、それから早く届けたいのになかなかお伝えできないというところで、大変申し訳ない気持ちがありました。

◎ 議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎ 8 番（鞭馬直澄君）

はい、今の課長の答弁の中で、やっぱり町民の皆さんが不安になっておられたっていうのは私もやはり、近隣の人からも聞いて非常にやっぱり混乱されて。

特にその窓口のほうについては、いろいろとその体制の見直し、あるいは、一度構築したものをワクチンの遅れ等により更にまた見直す、これはあの医療従事者の

方、それから補助者の方など体制の人員の確保等も含めて、かなりあったんじゃないかと思うんですが、先ほどの古賀課長の答弁の中にも一部入ってございましたけども、特に、やっぱりこれが一番困ったねっっちゃうのは何かございましたか。

私が思うに、やっぱり医療従事者の方先生たちのスケジュール合わせてっていうようなことが、なかなか調整難しかったんじゃないかなというふうに思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

実際、医師会のほうと協議し、また逆に今から先も医師会といろいろな連携を取りながら、しないといけない立場の古賀課長ですので、なかなか言いにくい面が実際あります。

正直言いまして、やはり当初、このワクチンの接種についてのリスクというのが非常に叫ばれておりました。

従いまして、医療従事者、要するにお医者さん、接種されるドクターの不安というのもこれでもございました。その具合が悪くなった時にどうしたらいいのか、どんなふうな対応を考えたらいいのかということ、やはりうちの担当のほうともいろいろ、再三再四にわたり協議を重ねて、その体制についてはクリアされた時点で開始したと。

今回この接種に関しては、集団接種と個別接種という部分、この二本立てで行ったのはもう御案内のとおりですが、集団接種についてのドクターの派遣についても、ドクターによっては、いやそれはできないよとか、ご自分のその医療の関係でできないというのもありましょうし、スタッフの関係でできないと。そしてまた反対に、どちらもいいよと。本当に全面的にご協力をいただいた医療関係者の方もいらっしゃいます。

議員が今質問された中に、医療スタッフ集めることがどうだろうかというご質問がございましたが、これについては、町内の医療機関、これはもちろん第一義的には、ご協力をお願いするんですが、それ以外でも全くフリーのドクター、あるいはその日本の医師、若い医師の間で作られるようなそのネットワークがあるんですね。そちらのほうからの派遣をお願いしたり、あるいはその医師だけでは接種できません。やはり看護師さんが必要ですので、その看護スタッフの民間への要請も含めて、非常に総合的に苦慮して、人員スタッフを揃えた、そういった経緯がございます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎ 8 番（鞭馬直澄君）

はい、4番目の質問についても、今もう関連でご回答いただきましたので、次に移ります。

5番目としまして、ワクチン接種の予約開始時に、この時にやっぱり最初申込みの方が殺到されて、なかなか電話につながらないと。1時間2時間じゃなくて、ようやく昼からつながったというようなこともお聞きしてはいますけども、こういう状況に、当初想定はあまりされてなかったと思うんですけども。

こういう状況にどういうふうに対処され、それをどういうふうに速やかに改善されましたでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

予約開始時につきましては、6月の議会定例会でも答弁しましたように、高齢者の予約に際し、対象者に対するワクチン量が不足し、予約が取れないことや、電話がつながらないといった点でも大変ご迷惑をおかけいたしました。

当時、直接対面での窓口がなかったために、ほとんどお電話での問合せとか、メールでのお問合せが殺到しました。ワクチン事務室と同時に、庁舎にお電話がたくさんかかりましたので、急きよ、全庁職員による電話体制・電話対応の体制をとらせていただきました。各課から出ていただいて、みんなが交代でとるというんでしょうか、そういったことをさせていただきました。

接種体制は整えておりましたが、ワクチン供給が未定で次の御案内もできず、苦勞というよりは、見通しのあるお答えができなかったということをお記憶しております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎ 8 番（鞭馬直澄君）

当初、そういうことまた、相当窓口のほうも大変だったと思うんですけども、窓口の回線を一気に増やされたりというようなことも、後からかなりスピードを上げて、もう対応されたということで、その後についてはなかなか予約がとれないという当初みたいな話は全く聞こえなくなりました。これについては、職員の皆さんの大変な努力に感謝を申し上げます。

次に、町全体のワクチンの管理と接種場所への個別配送、あるいは管理を確実に行う上でどんなことをされましたでしょうか。

例えばワクチンの保存の仕方、取扱い方法の周知、これはもう冷凍から解凍せざ

るを得ないだと、そのタイミングの問題だとか。それからワクチンの在庫の管理し
っかりと、100入ったら100、90使って10は残ってるだとか、そういうことの管理も
非常に難しかったんだろうと思いますが、その辺のことは、いかがでしたでしょう
か。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ワクチンを冷凍するディープフリーザーですが、福祉センターと町内3か所の基
本型医療機関に配置をしており、その4か所に届くワクチンをそれぞれグループ分
けた、サテライト型医療機関に配送をしております。

安全に確実にワクチンが届くように、医療機関ごとの専用の保冷バックを使用し、
専門の業者が配送いたしますが、冷凍庫から取り出した時間やバイアル数、それか
らロット番号、冷蔵の保管期限なども、明記して届けるようにしております。

またワクチンについては、各医療機関とFAXを中心にやりとりを行いまして、町
全体のワクチンの供給量と使用量、残量について、町が確実に把握をし、管理調整
ができるようにしております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

はい。そういう確実なワクチンの管理をされたということで、間違いがなかった
というふうに思っております。

次に、今までの集団接種と個別接種の実数の割合と今後のその集団、個別のをど
うされるかということに、お尋ねをいたします。

3回目のワクチン接種がもう、医療従事者の方には12月1日から始まりましたと
いうことですので、町民の皆さんへのこの辺の御案内については早急にされること
と思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

既に医療従事者の皆さんの中で、とてももう早く、11月末ぐらいにもう8か月な
られる方もいらっしゃるしまして、もう11月に既にある程度の人数の方には、接種券
を配布しております。

それから今度ワクチンニュースの16号で、ある程度、今分かってる次第のことを
お伝えするようにはしております。で、今までの集団と個別の実績等についてです

けれども、現在把握できている2回目接種の完了者、これ10月までの数ですけれども、それで算出をいたしますと、町の集団接種で約37%、町の医療機関、個別接種になりますが、これで49%。そのほか、町外の医療機関や職域、県の大規模接種等で接種された方が約14%となっております。

今後については、1・2回目の接種と3回目接種が同時進行になることや、複数のワクチン接種体制を構築する必要があること、5歳から11歳の接種も開始される予定であることから、事故につながらないように、現在慎重に医療機関との協議を進めております。

今までの1・2回目接種とはまた違う、課題も多々ありまして、集団と個別接種の割合というよりは、どこでどのワクチンを使用するかといった、安全性を第一に、今、綿密な計画を立てる必要があると思っております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

はい、次に移ります。今回の件につきましては、粕屋医師会をはじめ強力なご協力をいただいております。

町民の皆さん、特に高齢者の方からも最初は予約が取れなくて大変だったと。その後は、1回目、2回目と予定どおりにワクチン接種ができて安心をしております、という声をよく聞いております。

この町民の皆さんのこういう声について、町長の率直な思いを聞かしてください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

医師会をはじめ、各医療機関の皆さまに本当に心から感謝を申し上げます。

といいますのは、まず新型コロナウイルス感染症がこの福岡県に入ってきて、まだよく分からない状態の中で、ご自分の感染のリスクも乗り越えながら、コロナ疑い事例の診察から、そしてまた、これは粕屋医師会が独自に町長会と協議しながらしたんですが、PCR検査も医師会のほうでまずされ、そしてやがては、それぞれの病院・医院でPCR検査もされました。これは非常に全国的にも珍しい事例だろうとは思っております。

そういったように、地域住民の方々に本当に親身に、献身的に取り組んでいただき、感謝の気持ちでいっぱいでございます。そのお返しと言ってはなんですが、先日11月6日の日に、エール花火ということで、医療機関の方々、そしてまたこのコロナ感染に本当に協力的にさせていただいている住民の皆さまに対する感謝の気持ち

で、町内4か所でエール花火を打ち上げたところでございます。

そういった医療機関に全面的にご協力いただいていた、そのワクチン接種の効果もあり、現在福岡県の陽性者も、そしてまた糟屋地区の陽性者もゼロの状態が続いております。こういう状態はやはり、こういった医療機関の協力なくしては、なし得なかったことだろうと思っております。

今後も3回目のワクチン接種等、様々な状況がどんどん変わって変化していきますが、医師会と協力しながら、町職員一丸となって進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

今まで政府や福岡県にね、このワクチン接種に関連して、要望されたことは何かありますでしょうか。

また3回目以降のワクチン接種について、同じく要望することが何かありましたら、どういうことを考えになってるのかお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今までこのワクチン供給については、再三再四、要望してきました。

この不足の状況というのは、やはりこの人口が多い町では、町・町村の中では、非常に多い粕屋町において、そしてまた接種意欲が非常に盛んなこの粕屋町においては、不足状態がずっと続きましたので、県のほうには、その調整を何とかしてくれということで、再三再四申し上げましたが、県の調整枠から3回の供給を受けて、接種を加速させることができました。

今後につきましては、今マスコミでも言っておりますが、11歳以下、5歳以上11歳以下の若年層に対するワクチンの接種、そしてまた3回目の接種すらも、どうも昨日今日の新聞でもありますが、期間の短縮、これをなるべくやってくれというようなことで、方針が本当に変わるんですよ。8か月ということが、例えば6か月とか5か月とか、できるならどんどんやってくれっていうことなんですけど、ワクチンの供給なくてはできないんですね。そういった供給計画がはっきりされた段階で、やはり、子どもは決定せざるを得ないということなんですけど、ただこれは、自治体間競争になり得ることだと思います。

やはり隣町がやったり、隣の市がやったりしたら、うちの町はどうなってるんだっていうような批判とか要望が数多く寄せられると思いますので、これは粕屋町に

とりましても、住民の方々に早くワクチンの接種ができる体制は非常に重要ですので、積極的にワクチン供給を働きかけ、接種体制の早めの構築と、接種についての時間の短縮を図っていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

残念ながら我が国では、国内でワクチン接種の開発生産はまだしておりません。従って、外国のメーカーのものを購入するということで、ワクチンの供給が非常に遅れたということになるかと思えます。やはり、そのワクチンと治療薬をやっぱり国内で早急に開発・完成させ、新型コロナウイルス感染症の予防と治療のやっぱり切り札にすることが、国民の命を守るということになるかと思えます。

これはやはり我々日本人あるいは政府の最優先の課題だろうと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国産のワクチン、これはあの新聞報道でしか私も知りませんが、進んでいる状況は存じ上げております。

ただ、もうオミクロン株、あるいはその第6波ってというのは、もう緊急なこういったその感染の拡大が叫ばれる中ではどうもその、実際の医療承認、薬剤の承認、それが薬事承認がおりることは、なかなか間に合わないんじゃないかならうかと思えます。

従いまして今、政府が計画しておりますファイザー、そしてまたモデルナのですね、2種類のワクチンを使った接種、これは町としましても国の指針を踏まえ、住民の皆さまにお示ししたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

はい。以上9項目についていろいろとご質問をさせていただきました。

町民の皆さまに伝える、町としての今後の取組みへの町長の思いをお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

結論としましては、早く通常の日常、コロナの前の本当に平和で、気にすることなく社会生活ができる。この早く日常を取り戻すために、ワクチンの接種と共にやはり、今まで積み重ねてきた衛生管理といたしましうか、そういう日常の生活行動を、例えば手洗い、うがい、そしてまた手指消毒、そういった地道なことではございますが、これがやはり一番効果があることでございます。

従いまして、2年にわたるこのコロナの感染の中、緩みがちな住民の方々もそういった気持ちをリセットして、当初の気持ちになって、このコロナの感染については、早く、日常の生活に戻せるように、行政と一体となって、住民の方々にもご協力をいただきながら、感染の収束に努めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

昨年度の私どもの粕屋町議会の開催は、4回の定例会に加えて、6回の臨時会を開催をいたしました。

このことの多くは、数多くの新型コロナウイルス感染症対策を早急に実施することでもございました。箱田町長をはじめ、執行部の皆さまには、引き続き効果的な対策を躊躇なく実施されますことを要望いたしまして、私の本日の質問といたします。終わります。

（8番 鞭馬直澄君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

それでは、暫時休憩にしたいと思います。

次は13時45分、再開にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（休憩 午後1時33分）

（再開 午後1時45分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

本日最後の質問者であります、議席番号14番、山脇秀隆議員。

（14番 山脇秀隆君 登壇）

◎議長（小池弘基君）

山脇議員は通告書提出時に、概ね1時間ほどかかるということでもございますので、途中で休憩を挟みたいと思いますので、途中切りのいいところで、休憩を挟みます。よろしく願いいたします。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

議席番号14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問をいたします。

今回、一般質問でこれまでコロナウイルス関連の質問がございまして、聞くにつけて、今回の新たなコロナウイルス変異株、オミクロンの脅威というものを改めて感じる事ができましたし、また皆様のご意見を聞きながら、第6波に備え、一刻も早い3回目のワクチン接種を進めていかなければいけないというふうな思う次第であります。

さて、9月議会では、緊急を要する質問に特化してほしい旨、議長より申し出がありましたので、長年続けてまいりました一般質問を、取り下げる結果となりました。今回は、その時に用意しておりました質問であります。喫緊の課題といえば、喫緊の課題であります。地球温暖化対策で、町ができることについてであります。

この3か月で、世界は大きく変わりました。先ほども川口議員のお話の中にもありましたように、11月に国連気候変動枠組条約締約国会議 COP26が、イギリススコットランドのグラスゴーで開催されました。人間活動によって、温暖化が起きていることは疑う余地がないとして、2100年までのCO₂削減目標を1.5度に抑える協定を、200国余りの国で合意することができました。CO₂削減の道筋が示され、具体的にルールとして成立し、パリ協定が完成いたしました。2020年10月、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。また、2030年までに、家庭における温室効果ガス排出を、66%削減することも打ち出されました。排出を全体としてゼロというのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量、人為的なものから、植林、森林管理などによる吸収量、人為的なものを差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しております。

先ほど、案浦議員の質問の中の町長の答弁にも、「暮らし続けたくなるまち。かすや。」の中に、温暖化防止で、緑を多くしていくというようなお話もございました。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。日本においても、2050年までに脱炭素ゼロを目指すことが宣言されており、2050年、カーボンニュートラルの実現のために、革新的な技術の開発と、その早期の社会への実装は重要であるとしております。

自治体排出量カルテによれば、粕屋町の平成30年度のCO₂総排出量は、27万9千tです。家庭におけるものとしては、3万3千tで、全体の排出量の12%になります。参考として製造業が9万9千tで36%、運輸業が8万6千tで27%であります。残りは、その他の事業等で25%であります。企業におきましては当然、カーボンニュートラルに向けた企業努力が求められますが、家庭における努力については、行

政が指導する立場にあると考えます。

そこで、粕屋町のCO₂削減目標は設定しているのであれば聞きます、という質問でございましたが、先ほど、川口議員のご質問の中で、目標がありますかということで、町長の答弁では、今のところありませんというお話でした。それでは、ちょっと違った見方で質問をいたしますが、なぜ、目標を設定していないのか。

その辺の過程があれば、教えていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

なぜ、目標を設定していないのかというよりもその前に、この粕屋町がゼロカーボンを目指す宣言をすることが非常に大事じゃなかろうかと思います。

町全体で、住民の皆さまの意識を変え、住民と行政が一体となって、ゼロカーボンを目指すという体制づくりを、まずはしたいなと思っております。それと並行しながら、実際の家庭からの排出量、あるいはその公共施設からの排出量の削減については、具体的に目標値を決めていくという作業に取り掛かりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今の町長のお話では、先に脱炭素ゼロの表明をするというのが先だというお話だったというふうに思います。

後で述べようと思ったんですが、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体というのが11月30日時点の中で出ておりまして、現時点で東京都、京都市を初めとする492自治体が表明しております。町村では、119の町、24の村が、近隣町では、篠栗町が表明しております。先に私も、ここに表明しておってもいいんじゃないかと。それからいろんな施策を打って出てくってというのが、スタンスかなと思いましたが、現実には、まだ表明されていないんですね。これは、表明しようと思えば申請申込書っていうのがそこに、環境省のホームページに出てましたんで、そこで簡単に申込めたはずなんですけど、これができてない。今、町長は、先にこれをしなければっていう、その前提がまだ分からないですね。

だからどういった時点で、この表明をしようとしてるのかを教えてもらっていいですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国全体はこれはもう当然、ゼロカーボンのほうに、カーボンニュートラルのほうに進んでおるわけです。

当然、それに関して、環境省を中心とした国の指導が、各地方自治体のほうにも来ております。その中で、今後5年間でこの全政策を総動員し、人的資源、技術的資源、情報資源、資金などを積極的に支援する、しますというふうになっております。その中で、その100か所の脱炭素先行地域を作るというふうになっておるわけです。ただ、このゼロカーボンシティ宣言をやった自治体が今、ご披露していただきましたが、中身はそれほど構築されてなくて、ただゼロカーボンシティ宣言をただけで終わってる自治体がもうほとんどでございます。

従いまして、中身を作って、私はゼロカーボンシティ宣言をやるかと実は思ってたんです。いろんな議会の方々にも協議しながら。どうも国はもっと急いでるんですね。さっき言いました100か所の脱炭素先行地域、これの中にゼロカーボンシティ宣言をしないと、その先行地域に入らないと。これは、ただ入らないだけではなくて、財政的支援がなくなります。

従いまして、例えばカーボンニュートラルを目指す、2050年ゼロを目指す粕屋町としての、具体的なプランの作成等もやはり、専門家を交えた知見を交えて作りたいわけですが、その辺の経費等もみられなくなるということで、これは実は糟屋地区の町長会でも議論を数日前しました。で、それぞれの単町で、こういったカーボンニュートラルのプランをやるんだけど、やはりシティ宣言をやるんじゃないかというふうなことで、粕屋町は、今、議員ご指摘のように平面でなかなか森林がありません。山は若干東部のほうにございますが、糟屋地区全体で、若杉、篠栗、須恵、久山、宇美まで地域を、山林の地域を持っていますので、全体として、CO₂を吸収し酸素を出すという、反対の、削減するばかりじゃなくて出すんだと。いい空気を出すんだということも入れながら、そのプランを立てるためのこともつい先日お話ししたんですが。そういった、脱炭素先行地域として粕屋町も手を挙げたいと思っております。

これは、議員の皆さまにもお諮りしながら、手を挙げないといけないとは思いますが、私自身の思いはそういうことでございます。

◎議長（小池弘基君）

恐れ入ります、傍聴者の方にお願ひでございます。感染防止対策のために、マスクのほうをよろしくお願ひ申し上げます。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、国の指針というのは出てるわけですよ。2020年6月地域脱炭素ロードマッ

プ、地方から始まる次の時代への移行戦略っていう中に、今町長言われたような、100か所を先行していくっていうお話だったんで、町長としては、そういう国の動向を見ながら、これから考えて宣言をしていきたい。近隣町の意向も踏まえながらっていう、多分そういうことだったらというふうに思ってますので。

例えば町長の思いの中でも結構なんで、そういった正確な数字というのは、多分、いろんな絡みがあって発していかなきゃいけないっていうふうに思いますが、先ほども申し述べましたように、粕屋町のCO₂の家庭における排出量というのは3万3千tなんですね。で、国は、家庭における排出を66%削減するというふうに宣言してるんですよ。そうすると、それは2013年からの日になりますけど、それを今、例えばこれをこの5年間でもいいし、5年間やるっていう話だったんで、3万3千tを、町長の思いとしては、どれだけ減らしたらいいだろうというふうに思っておられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

何年まででしょうか。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

2050年ですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

目標値は、3万3千tすべてだと思います。目標値です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

当然、カーボンニュートラルっていう意味合いなんで、脱炭素であるっていうのは当然、そういうふうになろうと思います。

CO₂の、このトン数っていうのは、係数で出てるんですね、発電量で。発電量で計算されて、家庭における発電によってCO₂がいくらで、1kw 時何gっていう形で、CO₂が作るのに発生してますよっていう計算は出てるんですね。削減、太陽光に変えることによってまた削減率も変わってくるっていうことなんで、3万3千tをこれ全部っていうのは多分、国も、不可能っていうふうに多分思っちゃう。脱炭素で

あるっていうのは、もう、全部、もうそういう火力発電から全部もうなくしてっていうレベルになるんで、多分それはもう、言葉だけの飾りになってしまうような、今町長の発言なんですね。

だからこれは、あらかじめ、やっぱりその目標値としてはある程度達成できる目標っていうのは、あらかじめやっぱ必要じゃないか。そのあとにまたどうするかっていう話になってくるし。また、家庭だけじゃなくて企業もあるし、それ以外の温室効果ガスっていうのもあるわけですから。あと国全体である、例えばプラスチックの削減であるとか、そういうことも含めながら、いろんな施策がそこに入ってきて、トータルで、カーボンニュートラルゼロを目指すっていうのは国の発想なんだよね。この電気だけを通してゼロっていうことは、多分ないんじゃないかなというふうに思ってます。そこまでしなくても、脱炭素ゼロっていう、カーボンニュートラルという人為的なものが発生したものは、人為的なもので吸収させるっていうのがスタンスですから。

だから、そういった意味では、脱炭素ゼロ、電気ゼロっていう話じゃないというふうにちょっと思ってますんで。要するに、電気発電ですね。だからそれを代替エネルギーとして再生するっていうのは、これからの話だというふうに思ってますんで。非常に、削減に向けては目に見える形での施策っていうか、目に見える形でリードしていくっていうのが、大事だろうというふうに思ってます。目標達成のための技術革新と開発は、企業や国に委ね、町は現時点で活用可能な技術を最大限に活用して、すぐに取組みを始めることが必要不可欠だろうというふうに思っております。

それで、先ほども、町長がもう早くに、100か所の脱炭素地域先行地域、また、全国重点対策を全国津々浦々で実施する、脱炭素ドミノによるということで、地方の脱炭素実現会議で出た脱炭素に向けたロードマップっていうので、そういった多分発言をされたというふうに思ってます。

で、目標達成にできることっていうのがあると思うんですよね、この削減目標。で、これは、今言ったふうに、町長は、いみじくもまあ脱炭素ゼロだと、もう全部なくすんだという思いがあるんであれば、この目標達成のために、できることっていうのは、それは当然、先に町長が先に言われましたように、いろんなしがらみの中の計算の中に出てくる話なんで、そこまで深くは考えませんので、町長が例えばできることがあれば、どういったことをするっていうふうに考えていらっしゃるか。

あれば、教えてください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

大きく二つに分けて考えたいと思います。

まず公共ができる部分、そしてまた、民間ご家庭のほうでできる部分。これは二つに分けて考える必要があると思います。

公共ができる部分は、やはり今の火力発電をもととした電気の商品については、どんどんその再生可能エネルギー、これは太陽光でしょうが、これに転換していくと。ありとあらゆる公共施設の中の検討をしながら、太陽光発電に変えられるものはどんどん変えていくということで、エネルギー消費に寄与できるということだと思います。併せて、それぞれ公共施設の中での、例えば節電とか、昔から言いますけど省エネ活動ですね。冬と夏と電気を使わないという、なるべく使わない、温度設定も考えられると思います。

一方で家庭のほうでは、同じように再生エネルギー電力への転換、これを行政が指導しながら、変えてもらう必要があろうと思います。なかなかその難しい部分がございますが、その難しい部分の一つが、売電ですね。売電の部分が、非常に電力会社のほうはもう安価になってしまって、あまりこう効果がない。昔は、どんどん自家消費で余った分についてはどんどん売電して、お金になるというようなことがありましたが、今はなかなか単価も下がって、そういったモチベーションを保てなくなるようなこともあります。しかしながら、蓄電性能も上がっております。蓄電池を使いながら、昼貯めた電力を夜使うと。全くその100%、自分の屋根の上で電力を賄える。これは、一つは火力発電の消費に低減化に寄与するということがあります。

それとこれ家庭生活、社会活動の中で、本当細かいこと、地道なことなんですけども、クールビズをどんどん長くする。例えば、今は粕屋町におきましては、行政機関については、10月まではクールビズですが、これ1年間通すとかですね。そういったことも、必要になるかもしれません。そして、フードロスですね。これが、やはり、非常にその食糧については、どんどん今ある食糧を無駄にせず、捨てないで、何かこう新しく調理をし直したりとか捨てるような、例えば野菜についても、それをまた再利用するとか、そういったことをやれば、電力の消費低減につながる。

これはゼロカーボンシティ宣言をした段階で、そのあといろんな活動、行動計画を練る中に、家庭への呼びかけ。これの中に、是非入れたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これから質問していこうということを、今ずっと答えていただきましたので、非常にやりにくいんですが、多分皆さんもう多分聞いてらっしゃる方も、この今町長がしきりに言われてる100か所以上をとか、いろいろこの国・地方脱炭素実現会議で脱炭素に向けたロードマップっていうのは、示されても、この概要っていうのは、職員の方、概要説明できますかね。これ多分聞いてて、皆さん分からないんじゃないかなと思って。もし、概要で勉強してある方がいらっしゃったら、概要を説明してほしいんですけど。もしも、いや、山脇さんどうぞやってくださいってことであれば、僕が概要を話します。いいですか。すみません。自分がしゃべるのがきつくてですね、もうマスクしてるからですね。

で、このロードマップの概要では、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に、国全体で取組み、更に世界へと広げるため、特に、2030年までに集中して行う取組み施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の工程と具体策を示しております。2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、これから5年間に、政策を総動員し、国も人材、情報、資金の面から、積極的に支援するとしております。これにより、2030年までに、少なくとも脱炭素先行地域を100か所以上創出、脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行することで、地域の脱炭素モデルを全国に伝播し、2050年を待たずに、脱炭素達成を目指すとしております。

これがロードマップの概要でありまして、町長もこの辺はよく分かってて答弁されてましたので、なかなか私も質問しにくくなってるんですが。この政府の自治体排出量カルテっていうのがあるんですね。この中で、令和元年度の粕屋町の総発電量は、23万8,225Mw時で、その5.9%に当たる1万4,025Mw時が、地方公共団体のFIT制度、要するに電力会社と売電契約を結んだ者による再生可能エネルギーとして発電されていますと。だから、今総電力の5.9%は、要するにFITという売電、太陽光で、今再生、粕屋町は発電してますよという統計が出てるんですね。

で、粕屋町じゃあほかに何か、例えば水力発電、風力発電あるかって言ったら、実は、太陽光発電しかないんです。太陽光発電も業者、工場とかそういう屋根に乗ってるものはもう10Kw以上あるんで、それが半分。あと家庭の4Kw時の大体平均すると、それを使ったのが大体半分。5対5ぐらいで大体発電してるのが、今の発電量になります。で、この太陽光発電の10Kw未満の設備を導入している世帯は、粕屋町は1,146世帯、5.4%。これは、令和元年ですかね、そのくらいの所帯数の時のデータです。で、まだちょっと世帯数としてはまだ低いんですけどね。

町長に先ほど、目標をどれぐらい減らせばいいですかっていう。例えば半分減らしたいと。3万3千の半分減らしたいと。で、これから算出してくると、この一般

家庭でどれぐらい所帯を増やす、この4Kwを導入しなきゃいけないかっていう、ちょっと計算してみましたら、約1万世帯。結構な数字なんですね。1万世帯、3割の方は大体3割近くは、もう大体導入していないと、この削減が半分。1万5,150tのCO₂削減って不可能なんですね。だから、町長は当然、僕は家庭のことで聞いたんで、脱炭素ゼロっていうのをやりますっていうことだったんですけど、家庭においてはなかなか厳しいものがあるっていうのが、ちょっと見てとれるとは思いますが。

政府は、脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しするため、三つの基盤的な施策を掲げておりますと。先ほど町長も、いろんな施策でやりたい。目標のためにはこういうことをやりたいっていうなことで言われておりましたが、重なる部分あります。グリーンとデジタルによるライフスタイルイノベーション。要するに生活の技術革新ですね。やり方っていうのを変えていきましょうよと。もう一つには、社会全体を脱炭素に向けたルールイノベーション。ルールを作ったらこうなるよとか、そういうことの技術革新をやっていきましょうね。3番目が、地域脱炭素への移行実現に向けた取組みの加速化の観点から、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的・重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築するというふうにしております。

当然、町長が今さっき言われました国の動向を見ながら、その100に選ばれるように、資金を得られるような体制に持っていきたいっていう、町長の先ほどの答弁でした。また、ロードマップの内容につきましては、地球温暖化対策計画、長期戦略や成長戦略実行計画、地方公共団体実行計画等に反映し、国、自治体、地域企業等が一丸となって、速やかに実践していくというふうにしております。

この地方公共団体実行計画というのが、多分これから町長言われるように作られていくんだろうなというふうに思ってますけど。これは、いつ頃から作り始める。どういった資料が出てから始めるとか、国の通知が出て始めるとか。いろんな考え方あると思いますが、これは町長としてはどのように考えてありますか。

これ実行計画。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国のこういった今、地域脱炭素ロードマップっていうのは出ておりますが、具体的にはこういった目標値、理想的なものを理念として掲げてあるんですが、具体的なものはございませんが、ただ、最近の国のやり方は、いろいろ情報を出してくる

んですね。民間を通じてですね。

そういったことを考えながら、国の最終的なその情報開示を待たずに、取り掛かりたいなと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

先ほども町長の答弁の中で、前の議員さんですね、転換点っていう言葉が出てきましたよね。転換点というお言葉使ったの覚えてらっしゃいます。

今、この脱炭素に向けて、今、この2021年が転換点っていうふうに言われてるんですね。今、行動を起こさなければ、もう間に合わないレベルに来てるといことなんですね。なので、今この実行計画ってのも早急に作っていただいて、うちの町の方針、削減目標等は、もう公表していくような形にやっぱり早くしていかないと、僕は遅いというふうに思っています。なので、できることは、やはり早く手をつけてやっていただくのが僕はいいいのかなというふうに思っております。

以上のことから、住民の意識っていうのが非常にこれから町長も大事だっていうふうに言われてましたんで、この脱炭素社会への移行させるには、やっぱり積極的な地方自治体の取組みが求められます。地球環境に優しいまちづくりのエコタウンを、脱炭素社会を加速度的に進めてはというふうに考えておりますが、エコタウンを目指してはどうかというお話ですけど。

町長、いろんな施策言いました。それは全部包括されてて、そういうのを含めながらのエコタウンを宣言して進めていくっていうやり方が一つあると思うんで、その辺の見解はどうですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

エコタウン構想は、これは、結構昔からあるんですね。

ただ、今はやっぱりこう、カーボンニュートラル、そしてまたゼロカーボンという大きな目標値に向かって、世界そして日本が突き進んでいくわけです。その中で究極、やはりエコを中心にまちの形成を行うというのは、結果的にそうなると思うんですね。そうは言っても、やはり理念としてカーボンニュートラル、そしてまた、それは究極のエコタウンなんだというこの副命題としてとらえたいと思っております。

エコタウンというのは地域資源とか、自然の資源とか、人的資源とかをいろんなものを組み合わせながら、最終的には、本当にエコな町で暮らしやすいまちという

のが究極の目標ですので、これは、横に除外はせずに、エコタウンというその一つの大きな目標に向かって、研究してまいりたいと思います。

◎ 14 番（山脇秀隆君）

もうちょっとやめましょうか。

◎議長（小池弘基君）

ちょっと休憩しましょうか。

休憩をとりたいと思います。

暫時休憩といたしまして、再開を14時25分、8分ほどですけども、休憩したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 午後2時17分）

（再開 午後2時25分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

山脇議員。

◎ 14 番（山脇秀隆君）

この地球温暖化対策の質問をまだちょっと終わってなくて、まだ続きがありますので、まだ続きを行いたいと思います。

意識改革というのが非常に僕は大事だろうというふうに思いますし、町長には、職員の意識改革も含めて、町民全体の意識改革もやっば変えていってほしいなというのがあります。で、その意識改革を進めていく上で、全国の自治体では既に脱炭素社会の実現に向けた独自の取組みを進めているところありますので、ちょっと紹介をしていきたいというふうに思ってます。

一つは、グリーンライフポイント制度っていうのがありまして、グリーンライフポイント制度は、販売期限間際の食品購入やプラスチック製スプーンの受取り辞退などをすると、ポイントがつくと。環境に配慮した行動に付加価値をつけることで、国民のライフスタイルの転換を促し、温室効果ガスの削減につなげる狙いがあります。町長もこれを言われてたと思います。一部の自治体では、住民がエコな行動にチャレンジすると特典が受けられる試みが実施されております。静岡県では、スマートフォン用のアプリ、クルポを配信し、レジ袋の辞退や、リサイクルボックスの利用、環境イベントの参加など、温暖化防止につながる行動にポイントをつけています。ポイントが貯まると、地域限定で使える商品券や、食事券などと交換できるシステムになっております。このほかにも様々な取組みで、ポイント獲得を、若い世代が気軽に、エコな行動に取り組みるようになっております。また、東京都板橋区では、今年度から板橋環境アクション事業を始めました。前年と比べて、電気・

ガス使用量を削減した登録者に対し、削減率に応じたポイントを付与するというものであります。所定のポイントに達すると、区内共通商品券と交換できるというものであります。で、消費者の行動を後押しするために、金銭的なインセンティブとして、ポイント付与を進める。これはエコな行動を社会全体で取り組めるようにしていくことで、こういうことが大事であるというふうにその職員の方が語っておりました。

地球温暖化対策で、町ができることはたくさんあると思います。地球温暖化を食い止める転換点は既に過ぎております。私たち一人一人の積極的な行動が求められております。行政はその先導役として、様々な施策をいち早く打って出なくてはならないと思います。粕屋町の温暖化に対する危機意識は、薄いように感じます。

意識改革を更に進めるべきであると思いますが、町長の見解を改めて聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、山脇議員がご披露していただきました、エコポイント制度。これまさに、グリーンライフポイントとして、国のほうが、今年度の補正予算をつけ、来年度本格的にそれを始めると。粕屋町もそれにも本当に呼応したいと思います。

こういったことは、単町だけの行動ではなかなか達成できません。やはり、日本全国、同じ方向を向いて、同じように進んでいって全体的には総力を挙げた形で成果を得ると、いうふうなことで、私も全く賛同しております。

積極的に進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

当然その財源とか、当然あるというふうに思ってます。当然、国の施策に従って早急に進めていくってことが、私も大事だというふうに思いますので、改めて町長の決意を聞かせていただきました。

地球温暖化を食い止めるのは2021年が分岐点で、行動を起こす最後の機会です。2030年がタイムリミットで限界に達します。世界各地で起こる自然災害は、新たなフェーズに入りました。決定的な10年に入りました。歩むべき道は脱炭素社会でありますと、気候変動の研究者、ヨハン・ロックストローム博士など世界のキーパーソンは警鐘を鳴らしております。博士の壁には、アインシュタインの言葉が掲げられています。悪い行いをするものが、世界を滅ぼすのではない。何もしないものが滅ぼすのだ。私たちは、遠い未来の話ではなく、今現実に関与していることを

認識しなくてはなりません。手遅れにならないように、今、一人一人が行動を起こすべき時だというふうに考えます。皆さま、よろしくお願いたします。

次に、町有地の有効活用について、質問をいたします。

11月16日に行われました議会報告会で、商工会との意見交換会があり、様々な意見の中で、旧庁舎跡地の活用について、早急に対応してほしいという意見・要望がありましたので、このことについて質問をいたします。

この件については、以前からの課題であり、旧庁舎跡地対策委員会を設置して協議されてきましたので、その内容と方向性についてお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

現時点での報告をさせていただきます。

旧庁舎跡地の活用につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、議員さんの参画もいただきまして、跡地対策委員会も設置しております。

令和2年の7月から10月にかけて、サウンディング型市場調査を行うなどして、検討をしまっている途中でございます。令和3年4月に、町議会のほうの改選が行われましたので、6月15日に新しい委員さんでの委員会を開催いたしまして、再度、サウンディング調査の結果報告とこれまでの決定事項でございます、定期型借地による利活用を行うことと、また、その相手先になりますけれども、その件につきましては今後、公募型により、決定していくという形をその委員会のほうで確認いただいたところでございます。

今後につきましては、今議会の終了後に、この委員会を再度開催させていただきます、公募型の条件や、今後のスケジュールについて、ご協議をいただく予定としておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

方向性としては、定期型借地ということ、そして、町有地をどのように活用するかを検討するにあたって、事業者の意見や提案を聞いたり、市場性を把握したりと、直接対話を行うことでサウンディング調査を行ったというふうに、ことですね、答弁はね。

このサウンディング調査を行ったと思うんですが、どのような意見や提案があったのか、ちょっとお聞きしていいですか。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

この結果には、当時、サウンディング調査が終了しましては、町のほうからも、調査の結果を、町民に対して公表はしているところでございますけれども、概ね形としては、七つの形の提案がっております。

詳細に、少しご紹介いたします。一つは、医療型のクリニックモールの体系を作っただろうかという形ですね。また、これは、番号的には2番というふうに申しましたほうがいいのか、Bという形で、表示したほうがいいかなと思いますけれども、薬局、あるいは、学習塾とか、整形外科はどうかと、そういうふうな、タグを組んだ形、それから、C型としては、銀行さんとか、その他の事業所をタグしてはどうかとか、あるいは、D案としては、多種多様な事業者を組み合わせで一体型で利用してはどうかというふうな形、あるいは、マンションと、公共的なものをタグさせて、利用させてはどうかと。あるいは、もう全体的にも、一つの建物を公共施設、公共関係の利用として活用してはどうかと。もう一つは、先ほど、多種多様な提案型を一つ申しましたけれども、その第2案としては、医療関係、あるいは幼稚園、それから、コンビニ関係、そういうふうなものを組合せてはどうかと。

そういうものの提案があったというところでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

七つの提案をお聞きしたんですけど、そのどれも建物を建てて行うようなものじゃないかなっていうふうにちょっと感じてます。

この定期借地っていうことで考えられていたんですが、この定期借地の期間というのは、どのように設定したんですかね。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

はい、そういう条件面も含めまして、今後委員会のほうでご協議をいただきたいというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

当然、建物っていう、例えばマンション建ててしまっただらもう結構な定期借地期間だというふうに考えますし、ある程度方針っていうか、将来的にここはどういう

ふうを使うかっていうのを想定して、定期借地っていうのを考えていかなければいけないんじゃないかなっていうふうに思ってます。

ここ前からも言っていましたけど、スーパーと銀行と一体型で開発して、大きなものにしてほしいのがいいのでね。ここだけ開発してしまっていくと、もう全部中途半端になってしまって、そのためには、ここを自由に、いつでも動かせるようなものにしてほしいのではないかっていうのが、私の意見だったんじゃないかなと。そのために、借地っていうことで考えられたのかなっていうふうになんかちょっと思ったんですけど、今のお話だと、長期的な借地っていうふうなイメージが強過ぎて、何かそこでやろうとした時に、立ち退きとか、そういった、また賠償とか補償とか、そういう問題が発生してくるんじゃないかと。そういう、旧庁舎の跡地の使い方ではなくて、もっと違う形で、やったほうがいいのではないかなっていう、考えがちょっと出てきました。

で、これも商工会のほうでもあったんですけども、アンテナショップ。粕屋町って、アンテナショップないですよっていう。確かに、東京とか大阪とか広いところってアンテナショップって普通あるんですけども、地元アンテナショップっていうのは、えっと思ったんですけど、確かに粕屋町に来て粕屋町っていうイメージがなかなか出にくいのかな、そういった意味ではここは一等地でありますので、一等地のところに、やっぱり中心のところに、やっぱり粕屋町のイメージができるもの、アンテナショップであるとか、また商工会ではここを屋台村として使ったらどうですかというような意見も出てますし、そういったことを含めて、いろんなアイデアっていうのは別にあると思うんですね。

今言ったような、七つの提案という、非常に何か、そこにも固まってしまっているようなイメージしか出てこないし、ここから粕屋町っていうのが想定できないと思うんですね。そういう意味じゃなくてここはもう粕屋町のアピールの場として、憩いの場として、そういうものを持ってきたほうが、私はいいのではないかなっていうふうになんかちょっと思ってます。この議会終わった後に、実行委員会、対策委員会が多分あると思うんですけど、しっかりその辺は、行政のある程度の考え方をしっかりしておかないと。何でもいい、サウンディング調査で、こういうのがいいっていうのは、ちょっと今いち分かりにくいんですよ。町のために、どうなのっていうのが、いただけるのはサウンディングだと思ってるんで、町のためにやってるわけですから、ここ商売のためやってるわけじゃないですからね。だから、そういう提案の仕方のサウンディング調査っていうのも、僕は必要なんじゃないかなと。

今、聞いた七つだとちょっと、えっていう感じ。誰も多分、ほかの方も、えっていう感じだというふうな。もうこれは何ら変わらない、今まで病院が来たっていう

う話もあったし、それも駄目になりますよね。いろんなことでここ建物が来るっていう時点の中では、なかなか上手くいかなかったっていう原因は、多分そういうことだろうと思うんですよ。だから、ここはやっぱりいろんな町のアイデア。オアシスとして自由に使える、町民が自由に集える、そういったものをあえて持ってきて、その今度、将来的にその一体型で、開発をする時にそれはすぐどけれるわけですから、開発によって。だからそういうものをイメージして、僕は持ってきたほうがいいんじゃないかなと思いますんで、ちょっと町長の考えを、町長どういうふうに考えていらっしゃるのかなと。

旧庁舎跡地をどういうふうに考えてるか、ちょっとお聞きしていいですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

旧庁舎跡地対策委員会のほうに、もうテーブルの上に乗った話ですので、私自身の個人的な見解は、具体的な見解は差し控えますが、ただ、確かに、議員がおっしゃるように、粕屋町の一等地です。

従って、変なものはもちろん建てられませんが、町民に対してあったほうが、あってよかったなと思われるような、やはり公共そしてまた福祉に寄与するようなものじゃないと、私は駄目だと思うんです。まさに今指摘の、要するに商売だけの営業だけのものじゃ、私は駄目だと思うんです。

従って、そのサウンディング調査の7案今出ましたが、その中でも、私自身はこっちのほうがいいよねというのはありますが、それは皆さんでご協議いただいて、審査し、出た段階で審査し、結果をいいものになるように努力したいと思ってます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これ、スケジュールとしては公募していくっていうお話でしたよね。

公募ってどういう公募の仕方ですかね、そういう中身ですかね。どういう形の公募の仕方をするんですか。公募っていう、公募にかけるって言いましたよね。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

どういう形というのも、これから委員さんの中でご協議をしていただくような形になるので、詳しいことまでこう、まだ分かってないというのが現状かなと思います。

で、一つ、ちょっと確認というか申し上げたいのが、先ほどサウンディング調査で調査の概要、民間からの提案というのがございましたけれども、これにつきましては、その時に、皆さんのほうに参加の事業体には申し上げてたんですけれども、参加の実績、今発表した利活用の件については、それぞれ、提案していただきましたけれども、それぞれの事業体が、結果的に事業者さんが優位になるような、ことにはならないというふうな形で、業者のほうに、提案する時には申し上げてますし、また、今回の提案型の発言というのは、発注方法並びに使用を必ず約束するという形ではございませんので、参考という形で、このサウンディング調査を行ったというところを少し、ご紹介させていただいております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

サウンディング調査、今、お話を、今全部、この七つ提案した中では、当然ちょっと待ってくださいと、確定じゃありませんよと。これはまだ決まってませんという話ですよ。

このサウンディング調査で、何が分かったんですか。何が得られたんですか。ちょっとそこを聞いていいですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今の社会情勢の中で、果たして本当に手を挙げる方がいらっしゃるのかどうか、まずそれが第一義的に確認したかったことです。

そしてまた、1,200平米(㎡)ぐらいのこれは、今の事業規模では、狭いんですね。1,200平米(㎡)ぐらいだとですね。ですからその、あの面積の中で、どういった業態とか業種が意欲があるのか、それをまず見たかったというのが、調査の目的でもあります。で、中には、ちょっとっていうなこともありますから、面積じゃ無理でしょうとか、地域環境に合わないようなものもあると思います。

そういったことで、今後の選考するにあたって、この計画をするにあたって、参考になるという、そのサンプルをいただいたというふうに私は理解しております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

サウンディング調査、幾らお金かけたんですかね。あんまりかかってません。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長

◎総務課長（堺 哲弘君）

サウンディング調査につきましては、何らか費用が発生してるものではありませんので、事務処理をする職員の人件費が少しかかったぐらいのものだと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そうすると、本当に町の意見というか、アンケートっぽい状態ですよ。

そこに委ねて、ここに何かを持ってこようとか、いう発想ですよ。そんなんでいいんですかって僕ちょっと思います。普通だったら、お金払って調査してもらって市場調査してもらって、これここにはどれぐらい人が集まって、こういった事業だとそこだと上手くいきますよとか、何かそういうものなんだろうって僕はちょっと認識したんですけど、今、お話聞いていると、もうあくまでも、ちょっと意見聞かせてっていう、部分ですよ。サウンディング調査って。

今、聞いていると、こんな軽いもんでしたっけ。サウンディング調査っていうぐらいだから、非常にそれを参考にして、これからの方向性を決める上で重要な役割かなと思うし、選定するにあたって、そういったものを踏まえて、選定して、サウンディング調査を行うものだろうというふうに一応認識してたんで、アンケートっぽい部分だけで、これで方向性決めるのかみたいな、それでいいんですかねって言ういたくなるんですけど。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そういうふうな軽い気持ちじゃございません。

企業のほうがあの場所で、あの面積の土地に、どれぐらいのものを建てるということをやはり把握しておく必要があると思うんです。その中で、粕屋町の公共の福祉、あるいは住民サービスに、寄与できるようなものを、町有地の遊休地の有効活用するため、これはマッチングするための調査ということで私は意味がないものとは思いません。

今後、今から先、いろんな提案がございますが、それを審査する上で非常に大きなファクターになると思います。そうですね、ちょっと内容については控えますが、様々なご意見を委員の方々お持ちだろうと思います。サウンディング調査した結果、こういうものも建つんだとか、こういうふうな、その企業が意欲あるんだなとい

うなことを分かったという意味では、効果があったと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これってすみませんね、僕もちょっと認識が甘くて申し訳ないんですけど、このサウンディング調査のメンバーっていうのは、公募ですか。公募で、ホームページとか何かで募集して、そういう方が来られてやったっていうことですよ。

そういった意味からしたら、意欲のある人は当然、町長言われるように来ると思うんですけど、本質的なものっていうものに関しては、違うんじゃないかなと。やっぱりしっかりお金をかけるべき時にお金をかけて、やっぱり調査・研究して、この一等地であるものを無駄にしないと、有効活用すると。というようなことが僕は、これが大事なんじゃないかと。

今言ったようなことで、当然来る人はそこを利益が出るからと思って当然公募してくると思うんで、もっと第三者的な目で、ここの市場調査なり、ものをやっぱり明確にできるような形で、やっぱりここの事業っていうのは僕は進めていくべきじゃないかなと。これ下手したら本当に利得で絡んでそこに来るっていうだけのことで終わる可能性だってありますから、ここ早急に利活用していかなきゃいけない部分なんでね。商工会の方も、遊ばしとくのもったいないという思いがありましたし、そういったものにやっぱ早く答えていかなきゃいけないという部分ありますので、やっぱそれだけ注目してる部分でもあるので、逆に言うと、下手なものは持ってこれないという強い思いで、やっぱりしっかりと調査・計画で、ここは実施していくべきだろうというふうに思いますので。

町長の言われることもよく分かりますので、しっかりこの辺は踏み外さないように進めていってもらいたいなというふうに思ってますんで、よろしいでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて本日の「一般質問」を終わります。

本日は、4名をもって終了いたします。明日8日は、2名の一般質問を予定しております。時間の都合がよろしければ、明日以降も引き続き傍聴にお越しいただくか、ネット中継をご覧くださいませよう、御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後2時51分）

令和3年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年12月8日（水）

令和3年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月8日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

9番 議席番号 3番 杉野公彦 議員

10番 議席番号 13番 本田芳枝 議員

2. 出席議員（16名）

1番 古家昌和

9番 川口 晃

2番 田代 勘

10番 田川正治

3番 杉野公彦

11番 福永善之

4番 宮崎広子

12番 久我純治

5番 末若憲治

13番 本田芳枝

6番 井上正宏

14番 山脇秀隆

7番 案浦兼敏

15番 安藤和寿

8番 鞭馬直澄

16番 小池弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文

議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱田 彰

副町長 吉武信一

教育長 西村久朝

総務部長 山野勝寛

住民福祉部長 中小原浩臣

都市政策部長 山本 浩

総務課長 堺 哲弘

経営政策課長 今泉真次

税務課長 吉村健二

収納課長 臼井賢太郎

協働のまちづくり課長 豊福健司

総合窓口課長 渋田香奈子

子ども未来課長 神近秀敏

介護福祉課長 石川弘一

健康づくり課長 古賀みづほ
(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)

地域振興課長 八尋哲男

上下水道課主幹 近藤真仁

学校教育課長 早川良一

給食センター所長 中原一雄

都市計画課長 田代久嗣

道路環境整備課長 安松茂久

会計課長 藤川真美

社会教育課長 新宅信久

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めて、おはようございます。

令和3年、一般質問、本日限りでございます。本日は2名の一般質問を予定しております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して意思表示されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告書順に従い質問を許します。

議席番号3番、杉野公彦議員。

(3番 杉野公彦君 登壇)

◎3番（杉野公彦君）

おはようございます。

議席番号3番、杉野公彦です。通告書に従いまして、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回、初めての一般質問となりますが、当初、議員となって初めての一般質問を、9月議会で予定をしておりました。しかしながら、コロナウイルスの拡大によりまず緊急事態宣言が発令。これに伴いまして、議長から不急の質問の自粛要請を受けまして、通告書の提出を見送っております。今回は、その際に準備しておりました質問と、それに加えて、先月行いました議会報告会において、粕屋町商工会の方からいただいた意見に基づいて、質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ではまず、最初の項目になります。

最初は、市制を目指した役場組織の在り方についてです。

本年11月末現在の粕屋町の人口は、4万8,552人です。年々増え続けており、次回2025年の国勢調査の際は、市への移行条件でもあります人口5万人を超えるのではないかと、そういう可能性があると思われまます。しかし、市制への意向というもの、人口のみで考えるべきものではないと私は考えております。当然、新しい業

務も増えることから、行政組織自体を変革する必要があり、現在の当町の組織、運営システムのままでは、市制運営にちょっと不安を感じているという部分がございます。そこで、今回は町の組織についてお伺いをいたします。

まず1点目になります。平成22年4月に、当町では部長制が導入されまして、約10年経過したところでもあります。その制度の導入効果、これについて、執行部のほうでは検証というものはされたのでしょうか。されているということであるならば、メリット・デメリット、それぞれどういうものがあつたのかというようなことをお願いしたいと思います。

町長、よろしくお願ひいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

部長制を導入して、議員がおっしゃるように、約10年になりました。

その間、部長としての職務の在り方、あるいはその組織の中での部長の役割というのを、様々な事案を経験しながら今まで培ってきた。これは事実でございます。

私も、副町長そしてまた今回、町長という立場で、役場の中をずっと見てまいりますと、プラスの面が多いというふうに総体的には感じます。今から縷縷（るる）ちょっと申し上げたいと思いますが、反対に、部長制を一時やめた時期がございました。これ平成30年度の1年間についてでございますが、議会事務局参事を除く、部長職が空席になっていた時期がございました。その当時、いろいろその職員のほうに聞きますと、部長がいないということで、複数の案件、やはりその当時から今のような様相で、様々な課を横断するような組織全体で対応しなくちゃいけないような事案が多く発生しつつありました。そういった時に、その複数の課を横断するような事案を調整する。課と課の、やはり、せめぎ合いといいたいでしょうか。例えば人員の面とか、あるいは業務の面で、こっちはプラスになってしまうから、あなたのとこやってよとか。そんなふうな調整をするのが非常に困難だったという声を聞きました。そうするとどうなるかというと、やはり町長・副町長に相談しないと、協議しないといけない。なかなか町長・副町長も、いろいろな行事とか案件で忙しい時期があつて、なかなか時間がとれなくて、調整に非常に困難を極めたということもありました。

反対に今若干述べましたが、部長の存在によって、課を横断するような複数案件。あるいは、業務の拡大によって、全体で取り掛からないといけないような案件。これは特に、国のほうからの依頼案件といいたいでしょうか、委任的なものがございます。これはまた、この場ではまだ申し上げませんが、事例としてたくさんございます。

そういったことで、総体的にはプラスの部分、部長職を置いてよかったなというふうに、私はこの粕屋町の5万人弱の規模での行政の業務量からいうと、妥当だったというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ありがとうございます。

全体的にはメリットのほうが多かったということで、デメリットに関するお話は特になかったと今お聞きしました。

ただ今の回答については、町長の個人的な見解という形で理解してよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは別に外部組織に評価を求めたわけではございませんが、私も個人的なことだけではなくて、職員のほうに、私も不在の時期もございましたので、職員のほうに聞いた結果でございます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ありがとうございます。

確かにいろんな面、そのメリット・デメリットあるんですが、やはり10年という節目でもございますので、本来末端の職員、いわゆる通常の係員と言われる皆さん方、こういう方を交えたところで検証するというのが僕は必要じゃないかと思っております。

あとデメリットは特にお話はなかったんですが、ただ私が議員になりまして、幾つかの業者さんなんかから、個人的にお話を伺うような機会も増えております。そういうとこの中でよくお伺いするのが、役場にお尋ねとか、あと書類等の提出をしても、なかなか決裁に時間がかかっているということで、回答や書類が返ってくるのが遅いんですよ、なんていう声を聞きます。そういうこともあってその二つ目の質問になるんですけれども、部長という役職が増える、当然それがその方々が増えることによって、職員の総数が変わらなければ、一般の業務を行う係員が減るという状況になります。それで物事の決定に、これ2番目となりますけれども、物事の決定等に逆に時間がかかる。階層も当然増えます。

部長という階層が増えて、従来の課長までから町長・副町長の決裁の間に部長の決裁が挟まるわけですから、当然そういう時間もかかってくるということがあるんじゃないかなと思っております。

その点については、町長どういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

決裁区分っていう規定がございます。

軽微な、そしてまた、安易な安価なものにつきましての財務的なものもございませぬし、事務事業的なものもございませぬが、そういったものにつきましては、課長のレベルで決裁できるというふうになっております。これ時間の節約といいましょるか、あります。

重要な事項について、やはりこれは慎重なやっぱり判断が必要だというものについては、やはり部長決裁までいっております。もちろん、それ以上のものにつきましては、私ども副町長・町長のほうまでの決裁を伺うという必要がございます。そういったことで、その事案によって強弱があるというふうなことは、議員もちろん現役でご経験ですので御存じと思いますが、そういったことがあると。

ただ、やはり昔と、10数年以上前と違って、やはり職員の数が多くなっております。係も細分化された部分がございますので、その辺の物理的な時間を要することは、これは否定するものではございません。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ありがとうございます。

部長制そのものを私も考えるに、確かに課を横断するような業務、こういうものに関しては、非常に業務の意思決定とか、執行に関しては非常に効果が上がってるんじゃないかなと思うんですね。ただ、当然全体的な職員は確かに増えてるんだろうと思います。ただ恐らく、業務量もどんどん増えているように思うんですね。

そういうことから、現状のいわゆる部長を筆頭に係長、それからいわゆる係員というような階層が多いような職制といいますかね。そういうものは、ちょっと時代的に厳しいのかなというふうに思います。今の業者の方が言われた書類や回答が遅いよってというのは、制度というよりはひょっとすると、その決裁のやり方であるとか、先ほどこういう軽微なものは部長決裁だよ、課長決裁だよ、というところがあるんじゃないでしょうか。その辺の決定が、なんて言いますかね、きちっとした基準等に基

づいて行われていない部分、何となく感覚の部分でやってるっていうのもちょっとあるのかなあという気がしております。

それ以外に、あとシステム等の問題、決裁のやり方、そういったものが要因となっているんじゃないかなという気もいたしております。その点については、改めてまた別の機会に質問はさせていただきたいと思っております。

私がなぜ今回、このようなテーマを一般質問に選んだかと申しますと、この部長制の導入を検討した際、係員以下の職員、係長以下の職員あたりも含めたところでの作業部会的なものが作られておりました。そこで素案的なものを検討しております。私もそのメンバーに入っておりました。その中で検討したのは、部長制をいわゆる提案したのは、その作業部会であります。で、部長制を導入したほうがいいと。当然、そういう形でやったんですが、その代わりとして、係長制の廃止を当時提案をしております。その意味は、階層をできるだけフラット化して、いわゆる決裁等のスピードアップを狙う。またかなり、その時々業務に合わせて、係員をフレキシブルに組み合わせて動かしていくというような考えのもとに、そういった提案が行われております。

最終的には、その当時時期尚早ということで、部長制の導入が行われまして、当時の私の感覚ですが、結果的に管理職が増え、実働部隊が減って、末端は大変になったよというように感じた思いがあります。

町長は当時、課長職であったと思うんですが、このことは御存じですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

直接の担当ではございませんし、報告は聞いたことありませんが、人づてに内容につきましては、ある程度聞いております。

特に、今議員がお話しの部長制の代わりに、物理的に1増えたんだから1減らすってということだけではなくて、組織の在り方として、当時、グループ制というのがございました。係を置かずに、その事案事案によってグループを組んで、解決にあたりと。研究して解決にあたりというようなことがございました。

それはですね、その当時は、確かに時期早尚だったと思います。ただ、今考えてみますと、国のほうのデジタル化の関係、あるいはカーボンニュートラルとかですね、非常に輻輳（ふくそう）化する、そしてまた大量な事務を伴うものについては、今の時代のほうが、このグループ制というのは対応できるのかなというふう実感をしているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ありがとうございます。

10年も前の話ですので、記憶も当時その関わっておられなければ、なかなか難しいと思います。また、恐らく当時の事績等はちょっと残っていないんじゃないかなと思いますけれども、もし残っているようであれば、当時のことも一度確認いただいて、今後の参考にさせていただければと思っております。それでは、大きい項目の3問目の質問に行きたいと思います。

今までの話を踏まえて来春、部長職全員、それから多くの課長の皆さんが退職をされる予定になってます。前回の組織改革からも10年も経過しております。町長先ほどおっしゃいました、当時は時期尚早であったろうと。じゃあ、今はどうなんだというお話ですね。改めて今後、市制を多分、恐らく目指していくことになるんであろうと思いますが、そういうタイミングで組織改革というものを検討していくというには、絶好のタイミングではないかなというふうに私個人としては感じております。

まずは、市制を目指すという方向に、具体的に舵を切っていくと。行動を起こしていくという意味でも、見える形でこの組織改革というものを実施していったほうがいいのではと。

この検討を、市制に向けて始めたほうがいいのではと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

5万人という一つの区切りによって、これは市制を引こうが引くまいが、やはり5万人というのはもう、町村じゃもちろんありませんし、市の中でも非常に今の時代減っている、人口減少の社会ですので、逆に多いほうになるんじゃないかなと思うぐらいでございます。

そういった、行政の規模で行政のニーズに、住民のニーズに頼るような組織というのは、考え直さなくちゃいけないというふうに私も同感でございます。そのためにもやはりこの部長というのは、非常に存在価値があると思います。ただ、その部長制だけではなくて、これ今、過去の住民ニーズあるいはその行政需要、また国、県からの施策の様々な展開の中で、組織がそれに呼応する受け皿として、いろんなその行政施策を実行するための組織の改革というのは、必要だと思います。とどまっ

例を申し上げますと、例えば福祉の部分。これはもう本当、今、介護福祉が主にやっていますが、高齢者福祉だけじゃなくて、障害者福祉も非常に規模そしてまた複雑化しております。一般福祉はもちろん昔からの分でございますが、そういったものをやはり、中の分析をしながら、よりスペシャリストの養成、専門家を養成して、住民のニーズに呼応し、また国の施策のいろんな変化にも対応できるような、組織の柔軟性を持った組織を作りたいなと私も思っております。

それと昨日までの、いろいろ議員さんとの一般質問の中で議論をしましたけれども、カーボンニュートラルとか、デジタル化の関係。これも今までないような事業展開を示さないといけないということで、これの対応する、この業務を遂行するための組織を作らないといけないなと思っておるところでございます。

確かに議員が言われた、過去の部長制をひいて、今までこの10年間の分析といましようか、反省点。それは、私以上にやはりそれに携わった職員が、本当実感してると思います。

若い職員の声も吸い上げながら、新たな粕屋町の組織の在り方を検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ありがとうございます。

町長の前向きな発言を聞いて、本当嬉しく思います。是非、進めていただきたいと思えます。市制の導入ということに関しましては、単独であったり周辺自治体との合併というものが考えられます。また、5万人を超えても町のまま進む、こういった自治体も全国には実際ございます。そういうことも含めて、今議会中に職員の方による市制塾、こちらで検討された内容を何かご報告をいただけるという話も聞いておりますので、それも楽しみにして聞いていきたいと思っております。

選択っていうのはいろいろあると思いますが、先ほど町長も言われましたように組織として、きっちりそういった準備、検討を進めて準備を進めていくっていうのは必要であるということが重要だということを述べまして、次の項目に進ませさせていただきます。

二つ目の項目についてですが、二つ目は昨年度改定されました、都市計画マスタープラン、こちらの道路の整備計画についてであります。

マスタープランについては、過去何人もの議員が質問されておられていますが、今回も質問された方おられると思いますが、その中でも私のほうが気になっておりますのが、都市計画道路、生活道路、この辺のお話になります。今回は、この点に

ついて質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目の質問なんですが、昨年12月ですかね、都市計画マスタープランが改定されて計画書を見る限りにはなるんですけども、都市計画道路については特に変更がなされてないのかなというふうに見受けられます。

この改定を行われるにあたって、未整備であります都市計画道路、こちらの必要性であるとか、実際の実現性というもの、こういったものについて、検討をっていうものはなされたのでしょうか。

町長、ご回答をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

都市計画道路、これは、非常に困難な事案でもあります。

その現状と今後の見通しにつきまして、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

都市計画道路の指針となります、都市計画マスタープランの中で都市計画道路の見直しなど、変更の方針を掲げる場合には、広域的な交通道路網、こういったものや都市機能の強化、こういった役割、必要性がなくなった、都市計画道路としての位置づけが。そういったのは周囲に整備が進んで、道路によって渋滞が緩和が図られたとか。あと、都市計画道路として貢献度がなくなれば、都市計画マスタープランの中で変更を行うというようなことになってくるかと思っております。

都市計画道路については、今後も、都市計画として継続すべきか否かを判断するために、路線の必要性を10年ごとに、県と市町村で協力して見直しを行うということが繰り返されてきております。検証にあたりましては、都市計画道路の路線、区間ごとにカルテということで、診断ですね。そういったものを作成いたしまして、道路網の必要性、渋滞緩和が見込めるか、都市計画機能強化の必要性の観点、また、地域の土地利用、都市機能、環境改善など、地域の活性化の観点、並びに歩行者、自転車の通行、交通事故の軽減、避難路、災害等の避難路としての役割、安全・安心の確保の観点。それと、現状の交通渋滞を回避する代替道路がほかにあるのか。こういったことを含めまして、検証をするというふうなことにはなっております。

併せて、令和19年に実施されました将来推計交通量というものがございしますが、町域、粕屋町の町域内においては、増加の傾向にあるというような、総合的に検証がなされております。広域交通道路網や、都市機能の強化としての役割、必要性が

今後も見込まれますので、検証の結果といたしましては、都市計画道路は存続という形になってきております。

都市計画マスタープラン改定時には、この都市計画道路の検証も参考にいたしまして、未整備路線につきましては、整備の緊急性が高い道路、それと整備が望まれる路線、それと長期的に検討する路線というような位置づけをしたところでございます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

今、先ほど10年ごとに検討されているというお話があったんですけども、この検討しているのは、県と町が両方に、一緒にやられたっていうのか。

県が主導でやられたとか、その辺の具体的な話は分かりますかね。それと、この検討結果ですね、検討した結果の数値であるとか具体的なデータというのは、どこかで開示等はされているのでしょうか。

併せてお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほど言いましたように、カルテという形で一つの路線がありますけど、一つの路線の中を幾つかに区切って、交差点とかほかの道路との交差点とかっていうことで、交通量が変わったりしますので、そういった意味で区切っております。今、ああそうか、まだ話に出てないみたいですね。その区間ごとのカルテの結果を基にして、先ほど言いましたような内容を考慮したところで必要性の検証を行ったということでございます。

町内の路線につきましては、見直しの必要性については問われてないというのは、県のほうから、調査の内容は町のほうに来まして、それに基づいた検証結果を出すということ。ただ、平成19年に行われました交通の解析とか、こういったものは県のほうで、広域でやっておるということです。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

今、平成19年に県が、平成ですよ、19年、将来推計、分かりました。令和19年の将来推計を県が出してと。それに基づいて、実際のカルテというのは町主導で実際の調査をして行われたという理解でいいですか。

(許可のない発言あり)

◎3番(杉野公彦君)

ありがとうございます。

◎議長(小池弘基君)

これ、開示の件は、答弁ありました。

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

カルテの開示というのは行っておりません。

◎議長(小池弘基君)

杉野議員。

◎3番(杉野公彦君)

まず、これ開示を行う、行わないは、恐らく県になりますかね。

県のほうが行っていないというような理解でよろしいでしょうか。

◎議長(小池弘基君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

基本的に情報としては、町のほうも共有はしておりますが、町のほうとして開示の必要性とかいうことで県と、そういった細かな打合せとかを行っておりません。

ただ、現状の中では、両者とも、県もうちのほうも、開示は行わないということになっております。

◎議長(小池弘基君)

杉野議員。

◎3番(杉野公彦君)

この辺が多分、一般の方分られないんで、計画はあるけれども全然進まない。

要らないんじゃないの、要らないんだったら早く制限を外してほしいよっていうお話が多分出てくると思うんですよ。この辺についても、是非開示というものを、当然これ県のほうのお話になるんですが、町のほうからやっぱりその辺は、強くプッシュをしていただければなと思っております。この辺ちょっとまた後でありますので次に。

続いて二つ目の質問のほうに移りたいと思います。二つ目ですが、計画の中で、整備が望まれる路線として4路線ほどあるかと、マスタープランを見て思いました。そのうち、特に住宅地を横断する形で計画されてます千代・粕屋線の残区間。こちらが現在で言いますと、住居がすごく増えてる。その計画を策定された50年前ですかね、これ計画策定されたのは。ひょっとしたら、もっと前かもしれないですけど、

町の様子自体は大きく異なっていると思うんですね。それで、現在のルート計画というのが、本当にその何て言いますか、現実性があるのかなと。極端に言えば607号線の拡幅とかで、費用として比較したら変わらないんじゃないのかというようなご意見を持たれてる方も実際おられるんですね、お話を聞きますと。

この現在の計画のルートの変更とか、逆に言うとそれじゃなくて、もう今度既存路線を拡張していくとか、そういったような現実的な計画っていうものに変更すべきじゃないのかなと、というような考えが私にはあります。この千代・粕屋線っていうのは県の事業だろうと私は思ってるんですけど、この計画の変更というものについては、現状をよく一番知ってる町のほうから、積極的に県のほうに進言。先ほどの情報公開の話もそうなんですけど、進言をするべきじゃないのかなというふうに私は考えてます。

結局、そこがしっかりなされていないから、現状の土地所有者の方、制限を受けてある土地所有者の方は、非常にそこをご不満に思っている。本当に要るということであれば、その辺納得いただけると思うんですが、やっぱそこがちょっと全然見えない。その辺の必要性が、実際想定したら費用がこれぐらい、こっちだったらこれぐらいかかるよ、こっちだったらこれぐらいかかる。比較してこっちのほうが安いからこっちでいきますよ、みたいなところをやっぱり明確にならないと、非常に納得いただけないのかなと思ってます。

町のほうとしてそういった計画変更について、より積極的に県に進言をすべきだと私は考えるんですけど、町としてその考えはありますでしょうか。

町長お答えをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細を、いろいろ県と協議しながら進めておりますので、その辺のことを部長のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

千代・粕屋線自体は、平成12年から26年にかけて、福岡市の境から扇橋の交差点までを整備してきたという経緯がございます。

こちらにつきましては、街路事業というようなことで町も負担金を払いながら整備をしたということでございます。残る区間、こちらにつきましても先ほど言いましたような都市機能の強化としての道路網であり、渋滞緩和の役割、地域の土地利

用、都市機能、環境改善などに寄与すると。また、歩行者、自転車の通行、交通事故の軽減のほか、災害時の緊急輸送道路の役割など、様々な観点から町の将来像に対する貢献度が高いということで、整備が望まれている道路であるというふうに思っております。

道路施設を都市計画に定めることは、計画段階において必要な道路の区域や内容を示すことができますので、道路が予定される区域内には一定の建築制限、こちらのほうが発生します。整備に大きな支障を来す建築物が建てられないという、そういう抑制がかかった状態で現在あります。一方ルート変更とか、既存道路の拡幅ということになりますと、建築制限がなされていない区域であり、中高層建築物の補償など、多くの費用が必要になると思われます。費用対効果も含めますと事業化が、路線変更というのはかなり難しいのではないかと考えております。

議員が言われましたような、ちょっと試算とかいう段階までは、現在のところ行っておりませんが、町としましては、現計画で整備することのほうが、新たな地権者の方への負担とか、今まで制限を受けてこられた方への、説明の責任とか、そういったことを考えた場合は、現計画で進めるほうが、妥当ではないかというふうには考えております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

そうですね。必要性があるということで、この計画がそのまま来ているということなんですが、恐らくその辺が全然、やっぱり土地所有者の方とか一般の町民の方には伝わってないなあというのが思います。

やっぱり、そこをでも伝えるには、ある程度客観的な数値というのが必要になると思うんですね。ここあたりになりますと当然もう、その辺をやられるのは県のほうになると思うんです。計画から50年以上そのまま、土地の所有者はずっと制限をかけられてるわけですね、利用の制限を。このまんま期限も決められず延々と待たせる。もう土地所有者の代もどんどん変わりつつありますよね。こういう状況で延々と待たせるというのはもう、私はいかがなものかなと思ってます。

整備をするのであれば、少なくともいつまでに行うとか。期限をやっぱり明確にしないとイケないと思います。実質を言うと、いろんな都市計画道路、筑紫野・古賀線なんかを見ても、非常に遅れてるというのは分かります。当初と計画からどんどんどんどん遅れていってるというのは分かるんですが、整備をすると。制限をかけてもう整備をしますから待ってくださってというのであれば、少なくともいつ頃までにとか、その辺の期限を明確にやっぱりしていただいたほうがいいと思います。

是非とも、この点は町のほうから県にしっかりと伝えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

特に答弁はいりませんか。

町のほうの今、県によろしくというのは。

◎3番（杉野公彦君）

私はしてくれるものと思ってるんですが、答弁があればお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは確かに住民の方々に、非常に私権の制限というのをしておりますので、当然説明責任はございます。

ただ、今部長が申しますように、県との協議の中ですべて決まってしまうから、県のほうに私のほうからも今後の見通しについての見解、やはり示すべきじゃないかというふうな申し出は行いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ありがとうございます、よろしくお願いします。

この辺は非常にやっぱり、地元の方、路線がかかってある地元の方は非常に気にしてありますんで、しっかりよろしくお願いしますと思います。

それでは、最後の質問になります。この質問は、先日行われました議会報告会の中で、粕屋町商工会の会員の方から、要望とかご意見をいただいた内容に基づいております。その方によりますと、議会だよりの9月議会号をちょっとその方ご覧になったようで、糟屋地区内の他町との財政状況の比較が載っております。それを見られて感想を言われたのが、糟屋地区内の他町より、粕屋町は財政状況はすごくよいと。将来負担比率ですかね、この辺ももう数値として出てこない。すごくいいっていうのは分かるんですけど、とにかく、生活道路の整備が遅れてませんか。例えば他町、名前出しませんが、将来負担比率あたりが50ぐらいの数字だったと思いますけど、そういった市町村もありますけど、でも、生活道路はそちらのほうのはるかに整備されてますよねっていう言い方をちょっとされました。財政状況がいいなら、もっと生活インフラの投資を行ってくださいというご意見でした。

私、今回この都市計画マスタープラン見せていただいて、この資料編のほうです

よね、資料編のほうに各地区のアンケートの結果ですかね、満足度とか重要度とかのところがあるんですけど。この道路に関するところというのが、結構どの地区も満足度が低い。いわゆる不満ということが多くて、重要度が高いっていうふうになってます。この点が、非常に住民の方の、そういった思いを募らせる結果になっているのかなというふうに感じています。

先ほど言いましたように粕屋町っていうのは、財政の面、将来負担比率というのが算定されないというぐらい健全な状況だと。ですけど、決算に占める投資的経費の割合は、すごく低いですね。であるならば道路というものは将来世代も負担するものになります。この辺はもっと計画的に、僕はこういう事業こそ、起債等で将来に世代に負担を持っていくべきものであろうと思っておりますので、そういったものを計画的に、特にですね、特にここ最近問題になってる通学路の問題ですね、小学生とか中学生の通学路の問題。ここあたりを重点にということでも構わないんで、もっとそこについての投資を進めるべきじゃないかというふうに考えてます。

町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

生活道路に対する満足度が低いというのは、様々な観点があると思うんです。

今、議員が披露されました通学路の安全面の強化。これは例の八街の関係で、国もちろん、重点化事業として行っております。その指示も受けながら、補助金も受けながら、例えば交差点改良、あるいはその歩道の延長並びに歩道をもうちょっと安全度を高くするというような施策も今後展開をしてみたいです。

多分、これ想像なんですけど、要するに、生活道路が狭いということであるならばですよ、あるならば、これは用地の確保が非常に必要です。先ほどの都市計画道路の関係で申し上げましたが、既存の家屋あるいは敷地を買収しながら拡張していくのは、これは、反対にいったらそういう生活権の侵害にもなります。例えば、移転補償並びにそこでご商売をされてる方の生活補償といたしまししょうか、営業補償というようなことも発生してまいりますんで、なかなかこれは簡単にはいかないと思うんですが。少なくとも歩道につきましては、例えば、ある計画があるならば、開発の計画があるならば、ご相談申し上げまして、歩道の分の確保をしたりとか、あるいはその将来的な歩道の延長の計画も持っておるところでございます。

将来負担比率が、粕屋町については優良じゃないかというご指摘がありますが、議員も御存じのように、粕屋町が抱えている公共施設が非常に老朽化しつつあります。ちょうど同じ時期に、その公共施設を建設した経緯もございますので、今から

先、この長寿命化改修工事、また、学校施設。これが特に子どもたちの安全を確保する必要がございますので、この大規模改造事業が、もう毎年のようにございます。校舎の増築も、生徒数が増えれば当然考えていかなくちゃならないと。もう問題、投資的な事業につきましても、非常に山積する課題が多ございますので、道路関係の予算は、これは確保、当然してまいります。

先ほど言いましたように、歩道とか、住民の生活道路で、安全面に非常に影響があるような道路予算につきましても、優先的につけてまいりたいと思いますが。そういったことで、急速に道路が、道路網が発達するというのは、なかなか今の財政状況では難しい点をご理解をいただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

確かに、現状として将来負担比率は低いですが、公共施設が軒並み老朽化しているというのも事実です。

この辺をどう計画的に、道路も含めて学校も含めて、持ち得る資産をどう効果的に活用していくかっていうのが非常に大事になってきますんで、この辺の戦略、この辺をしっかり立てていただいて、少しでも整備がなされるようお願いしたいと思っております。

また、道路については、拡幅っていうのが当然そういう話になるんでしょうけれども。私、福岡市の南区のほうで今仕事してますけど、そちらのほうはやっぱ一方通行結構多いんですよ。狭い、小学校。これ、多分地元がすごくもめる話ではあると思うんです。ただ、子どもの安全を優先するならばやっぱそういうところも、というのは大変だと思うんですけど、地元がやっぱりそういう危険があるんだっていうなら、やっぱりその辺はこういう案もありますよっていう提示も必要なのかなと思っております。その辺がちょっと粕屋町見て、大きく違うなっていうふうには。周りは一方向通行だらけで、結構、行くのが大変なものもありますんで。そういうところを参考にするもいいのかなと。まあ、当然住民は、その点我慢しないといけないということにはなりますけどですね。

粕屋町は福岡市近郊であるがゆえに、通過交通も多くて渋滞も激しいという町になります。先ほどの都市計画道路の、こういう幹線道路が整備が遅れている関係で渋滞した車が、結局生活道路に流入してきていると。それで、歩行者や、お年寄りが非常に歩きにくいんだっていうようなご意見が多いのかなあと思っております。

町民の皆さんは道路整備については、結構非常に興味を持っておられます。この問題を、積極的に取組みを行っていただくことを期待しまして、私の質問を終わら

せていただきます。ありがとうございました。

(3番 杉野公彦君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

暫時休憩といたします。

再開を10時25分といたします。

(休憩 午前10時15分)

(再開 午前10時25分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎議長（小池弘基君）

それでは、一般質問を始めてください。

はい、本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ただ今より、通告書に従って一般質問をいたします。

議席番号は、13番でございます。それでは、私の一般質問をする前に、ちょっと前の方の内容が、ちょっとそれと真逆ではないか、なので、ちょっとどうしようかなと思ったんですけど、どうしても今日は皆さんに申し上げたい。それはこの間、令和3年11月24日に、予算編成とそれから財政の中長期の計画を発表してくださっています。これは私が昨年、一般質問でこの12月議会で、どうですかというお話をしております。それを、それだけではないでしょうけど、まだ内容の吟味はしてないんですよ。ただね、この財政の中長期の計画を公にすることは、これは大変なことだろうというふうに思います。今まで過去ね、私が知る限り2回ほど案としてね、合併の前に、平成14年ぐらいに合併の話があって、そのあと19年ぐらいかな、それぞれこういう試案のような形で、町からいただいておりますが、今回正式にホームページに発表してくださったということは、かなりの明確な試算があって、自信があるということではないかというふうに、本当感慨無量というか、それを一言ね、お伝えしたい。

それとこれは私のかすや通信でございますが、その中に多分、皆さん御存じじゃないかと思うんですが、福岡都市圏広域行政推進協議会が2021年3月に発表したデータが、ここの10都市圏の中で、それぞれの自治体がどういう位置なのかということを発表しています。その中で、粕屋町は本当にトップに近い状況です。その中で一番私が感銘を受けたのは、税金の収納率。これが一番いいんです。これは地道な

作業、これは私、決算の時も申し上げましたけど、そういう地道な作業をずっとしておられる皆さんの数字の結果が、こういう形で出ています。これは広く町民にお伝えしたいと思うんですけど、私の力ではまだそこまでいかないので、いろんなことはあると思いますけど、私が議員になって16年、その間の中でいろんなことがありましたけれども、今こういうそのデータを公にしておられる。あるいは、評価も受けているということで、粕屋町の実際は案外すばらしい。案外は要りますよねって、あんまりすばらしい言うといけんけど、案外すばらしいものがある。もうちょっと皆さんがね、細かいところで気をつけて、努力をすれば、住民の皆さんの満足度は上がると思います。

もうそれ今から住民の皆さんも、財政的な負担は余りね、いろいろ要求されることも私もしていることもありますけど、そんなに今までのようなことはないと思います。だから、地道な中でいかに小さい予算を生きるか、生きる使い方をするかというところで、是非皆さんのお知恵、それから住民のお知恵を拝借して頑張っていたきたいって、それはちょっと申し上げたかったので、最初に申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

それと私のほうから、本田議員通告書の段階から約1時間ほどかかるということでございましたので、途中、30分ほどに休憩を入れたいと思います。

◎13番（本田芳枝君）

はい、分かりました。それを含めて、申し上げております。

それは今日ちょうど、日米開戦の80年の日でございます。やはり皆さん、平和を考えられるというふうに思いますが、実はその後の10年に、児童憲章ができています。日本という国は、戦争の悲惨な中から、何とか、何とか頑張ってということで子どものことを考えて、要するに児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられるっていう内容で、憲章を作っています。

それで今まで、日本の福祉政策あるいは教育委員会の文科省のいろんな政策は、これに準じた形で来ていると思います。いろんなことがありますけどね。それは、今年その80年と70年、面白いなというふうに思っています。歴史はその時だけで考えて、ああだこうだと思ふもんじゃなくて、その全部を考えながら、こつこつとやっていけば、新たな道が開けるのではないかと、最近、私も年をとりましたので、痛感しております。それでは始めます。子どもの自発性を尊重する学びを。

子どもの自発性を尊重するということは何か、それはその子の持つ好奇心、やる気を見守り、育てるということだったと思っています。その好奇心の芽生えは、主体的・対話的で深い学びによって更に伸ばされるものではないでしょうか。この言

葉は、平成29年の新しい学習指導要領改訂版によるものです。また同時に、発行された新しい指導要領の考え方には、子どもたちとの授業風景が出ていますが、実際はどうでしょうか。また、改訂版の幼稚園教育の基本では、気づいたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり表現したりする思考力、判断力、表現力の基礎などを、乳幼児期の乳児期の終わりまでに育ててほしいと、あげています。実際はどうでしょうか。

今回の私の一般質問は、子どもの教育の意識改革、またそれは保育でもあるんですけど、についてです。以上のような保育教育を実践するためには、脳の発達が活発なゼロから3歳までの親の接し方、その後の保育者、教師などの子どもへの働きかけが大いに影響すると思います。以上のような観点から、保育現場、小・中学校での教育現場での、どのような対応が望まれるかを問います。

まず最初に町長にお尋ねいたします。

粕屋町の子どもたちの将来像をどのようにお考えですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

将来像といいますと、子どもをどんなふう育てたいかという観点でよろしいですかね。

（許可のない発言あり）

◎町長（箱田 彰君）

それは言うまでもなく子どもにとって、豊かな将来、希望を持てる将来を育み育てる役目が、当然、親にあり、住民にあり、我々行政を担うものについて責任があるというふうに理解をしております。

従いまして、子どもたちが自由にのびのび育て、豊かな将来を得るための教育を与えるというのが、非常に大きなものの一つでございます。その中で、じゃあ何がそういった子どもに対する影響力、将来的に自分の人生で選択肢をいろいろある中で、豊かな、そして希望を持てる将来を得ることができるかということ、基礎的なものとしてやはりコミュニケーション能力、言葉の力だろうと私は思います。そのためには、読書に力を入れているのが粕屋町でございます。

そういったことで、フォーラムのほうでも様々なご努力をいただいておりますけども、子どもたちの語彙力を伸ばし、ことばコミュニケーション能力を高めることが、やはり、国語力といたしましうかね。それが一番の教育の原点だろうと思っております。それ以外でも、今回の一般質問で述べましたが、英語力。やはりユニバーサルに、そういうふうに世界的に通用するような、グローバルなこの社会で、世

界で活躍できるような人間を育むための、やはり英語力、外国語能力の取得が、大事だろうと思います。

いずれにせよ、そういった教育、学習能力の高い子どもたちを育てることが、その子にとって、将来の選択肢が広がるという意味では、さっき言いました国語力、英語力、その辺りが非常に重要ななと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ありがとうございます。

次に教育長にお尋ねします。新しい指導要領の出された背景の一つである OECD。生徒の学習到達度2015年についての所見をお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

これも私の所見の前に、まず学校教育課長がしっかり調べていただいておりますので、まずは学校教育課長のほうから所見を述べさせたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

OECD 生徒の学習到達度についての所見で申します。

OECD 生徒の学習到達度調査は、科学的リテラシー、読解力、数学的リテラシーの3分野について、2000年以降、3年ごとに調査を実施して、2015年調査では、科学的リテラシーを中心分野として重点的に調査しております。結果、今回調査の中心分野である、科学的リテラシーの平均得点について三つの科学的能力別に見ると、日本は各能力共に、国際的に上位に位置しております。しかしながら、この読解力については、平均得点が、2012年度の調査に比べて低下しております。この要因は、コンピューターの、結局2015年に使用型の調査へ全面的に移行したことと、後、最近スマートフォンとかを活用したインターネット利用時間等が増加傾向にございます。

それによりまして、読書量とか新聞等を読む機会が減少傾向にあることが理由として考えられると思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それでは次のは、教育長にお願いできますでしょうかね。

文部科学省の新しい学習指導要領の目指す子どもの像はどんなものでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

文科省の目指す子ども像っちゅうのは、こういった学習指導要領にもきちっと書いてありますので、あえてそこをお聞きになるということなので、私ちょっと読み上げさせていただきますがよろしいですか。もうこれはもう国が出してることなので、文科省のことなので。

まず、教育基本法の第1条に、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期すという目的があります。これ第1条に書いてあるんです。そして第2条に目標が掲げてあります。これはいわゆる、目指す子ども像になるかと思えます。

五つあります。読みますが、いいですか。もう勉強してあるんでしょ。

（許可のない発言あり）

◎教育長（西村久朝君）

改めて言う必要ないですね。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それで、私はそういうことに対して、粕屋町の教育委員会、あるいはその小学校の中でね、それがどのように考えられているのか。そのリーダーである教育長にね、やっぱりトップが考えられたことが、いくら校長会が大事だ言っても、やっぱり教育長のね、お考えで進んでいくと思うので、トップとしてのお考えをお尋ねしたかったんです。

お願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

本田議員、今回 OECD の PISA の研究をよくされてあるかと思いますが、実は、学習指導要領の改訂、10年ごとに大体大まかに言うと改訂されるんですが、この PISA の結果が結構反映はされてるんですよ。

これは御存じかと思いますが、例えば OECD の検査が始まったのが2000年からなんですよ、西暦と悪いけどごっちゃになりますけど、2000年からです。それから、

日本が行っている全国学力学習状況調査、これもちょうど同時期に始まっているんですよ。だからいかに文科省がこのPISAの結果を注視しているかということはここで分かるんですよ。それで日本型は、昭和の時代は結構詰め込み主義やったんですけど、平成になりまして少しゆとり教育、または小学校の1年・2年生の理科とか社会をやめて、生活科の創造をやってきてるわけですね。いわゆる体験型を重視するという。それから、平成の10年、2008年とか7年そのぐらいなるんですが、総合的な学習の時間ということで、結局横断的な教育。教科を横断的にやって、総合的に課題解決をしていくという、そういうふうな、少しゆとりを持ちながら別の観点で考え方とか見方を育てていこうとなってきたわけです。

しかし、そのことによって、PISAが始まったこの2000年の1回目・2回目にダウンと下がったんです。国際的な評価がですね。数学の力ついてないじゃないか、科学的なものの見方がついてないじゃないか、読解力が弱いんじゃないかと。そして、今回指摘されています2015年のこの結果を、読解力っちゃうのはものすごく下がったんですよ。読解力って何なのかっていうと、読み書きで、そのままそうなんですけど、やはり情報の収集とか、どう判断するかとか、それをどう活用していくか、どうつなげていくか、そしてよりよい人生のためにどのように周りと接していくか、というそういったことを大きく含めて、読解力と言うんです。

あと科学的リテラシーと、今課長が言いましたように数学的リテラシー。これ論理的なものの見方、考え方、自然との共存というそういった意味合いで総合的にこうやっていく。その中で、やはりゆとりだけじゃいかんよねということで、授業時数の増加とか、教科書が1.5倍ぐらい厚くなったとかってというのは、2008年、いわゆる平成20年・21年の前回の改訂なんです。これを今回は、主体的、対応できる深い学びということで、子ども側から、子どもの学びを中心として学習指導要領を大きく見直した。これは、ものすごく大きな改訂なんです。ところが、ここ2年はコロナでちょっと大変でしたけど、実は2000、これ平成29年ですから2017年、17年の3月に告示されてるんですが、その2年前ぐらいから実は、論点整理とかいろんなことで今回の学習指導要領はこう変えますよ、こういうふうに変えてくださいよということで、随分勉強を私させてもらいました。

この2年間コロナでちょっとふつとなりまして、もう1回ちょっと読み返してみてもう一回改めてこれ感じたんですが、そういうことで授業時数も増えて、教科の内容も増えて、しかし子どもたちに今何ができるかという、このコロナのことで、情報を子どもたちに活用させるっていうのがものすごく弱い、すなわちICT機器をいかにこう世界から劣っていたか。家庭ではゲームとか携帯とか触るんだけど、学校でそれを使うような授業ができてなかった。それから、家庭と学校とリモートも全

くできてなかった、日本は。そういったことで一気に去年進んだんですね。そういったことで、今回主体的・対話的で深い学びというのは、その ICT を使いながらもコミュニケーションをとっていきよ、それから情報の収集能力もきちっとやるよ、今町長が言いましたように、語彙力もたくさんつけるよという、そういった子どもたちを私は、国の、または世界のだけではなくて、粕屋の子どもたちにも負けたいようにつけさせたいという思いがあります。

具体的な中身につきましては、またご質問いただければお答えしたいと思います。そういうふうには私は負けたいように、やっていきたい。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

力強い言葉ありがとうございます。

それでちょっと飛ばしますが6番かな、私のあれでは。一気に2問飛ばして、早川課長にちょっとお願いしたいんですが、先ほどね、課長が答えていただいたからちょっとどうなのかなと思いますけど、これは早川課長に、学校教育課長に答えていただきたいんですが、前回の一般質問の答弁で、小・中学校においていかに深く、主体的で対話的学習を実現するかを焦点に取り組んでいますとありましたが、そこでの課題はということ、ちょっとお願いしたいんですが。

課題はありませんか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

課題ということですが、主体的で対話的な学習を実現するためには、今度教師が子どもたちに、一人では解決が困難だが、複数の人数で取り組めば、解決可能で社会とのつながりを感じられるような課題を提供して、共同や個別と学習形態が変わり、様々な学びが同時多発的に起こる中で、一人一人を確かに教師が見とる力が重要だと思います。

だから、その中で、子どもたちがどういう姿になればいいか、また、各授業・行事において、明確化して、教育活動を行っていくことが課題であると思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい、教師の力が必要だとおっしゃっておられます。

もうそれはすごいと思います。今の学校の先生方は、大変なご苦勞をなさっておられますが、そのことを踏まえて次の質問に。

4番、保育園、幼稚園では集団での保育教育を進めるのが難しいと聞いています。入園直後の様子を含めてその現状は。そしてその改善策は。

これを、どなたにお願いしたら。はい、子ども未来課、私が言ったらいけないのですね。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

園児の入園直後の様子といたしましては、どの子どもさんも、今まで常に保護者の方から愛情を受けながら、一緒に過ごしてきた時間が、入園することによって、たった一人で初めて集団での生活が始まるため、個人差はあると思いますが、とても、不安で緊張があり、かなりのストレスがかかるということは言うまでもないと思っております。その不安や緊張を少しでも取り除いて、楽しい園生活が送れるようにしなければならないというのは、保育所や幼稚園教諭の責務だと考えております。

そのために子どもたちには、それぞれに個性や特性、家庭環境の違い等がございますが、まず、心の安定を第一に考え、家庭で温かい雰囲気や遊び環境を作り、保育所や幼稚園教諭が、子ども一人一人に丁寧に関わりながら、信頼関係を築き、園が楽しい、先生が大好き、友達が大好きとなるような保育を行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。キーワードですね、心の安定、それから楽しくなる。そういうクラス、あるいは先生方との関係を、あつたらというそれを目的に、それを務めておられるということですね。はい。じゃ、次行きます。

ゼロから3歳までの親子の接触が、その後の子どもたちの人生に大きく影響すると思っておりますが、そのことを直接親に伝える施策はありますか。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

保育所、幼稚園におきましては、ゼロから3歳だけではなく幼少期全般の親子の

コミュニケーションはとても大切なことだと考えております。

そのために各園では、園だよりやクラスだより等において、子どもたちの園での様子や親子のふれあい遊びを伝えると同時に、日々のスキンシップや目線を合わせて会話することによって、親子の愛着関係の重要性を伝えております。また、日ごろから登降園の時に保護者の方に対して声かけを行いまして、直接園での様子を伝えることや、子育てに対する不安や悩み、相談にも応じております。親子遠足や運動会等の行事においても、家庭での接触がより取れるような、親子で触れ合える遊びを取り入れるようにも心がけております。

次に、かすやこども館におきましても、様々なイベントを実施させていただいております。子育てルーム「つどい」での乳幼児対象の身長・体重測定や、はいはいレース、また、外部講師を招いて親子遊び教室や親育ち講座、ベビーマッサージ教室などを開催して、親子の遊び等を通して、ふれあいの大切さ、コミュニケーションのとり方などを直接伝えられるような行事も行っております。

また、健康づくり課のほうでも、子どもが生まれる前の妊娠中から、親子の関わりや、子育ての大切さを伝えられるよう様々な事業に取り組んでおります。中でも第一子を妊娠中の妊婦とその家庭を対象とした、「日曜パパとママのたまご学級」では、沐浴体験などの実践的な子育てを学んでもらうと共に、毎回、幼児教育家の講師の方を招きまして、「お父さんとお母さんが育てる赤ちゃんの心」と題した講演会を行っております。楽しいお話の中で、出産や子育てへの不安を軽減しながら、もう一方では、これから親になる参加者ご自身が育ててもらった親の温かさを改めて感じ、同時にこれから出会う我が子への愛情が更に深まるような、心に響く内容でございます。出産前から既に始まっている親としての心の成長も、大切に育んでいきたいと思っております。

幼稚園、保育所、こども館、また健康づくり課におきましても、ゼロから3歳児を含めた幼少期は、子どもの発達段階において、とても大切な時期であることは十分理解しておりますので、常日ごろから、より寄り添った思いで幼児そして保護者の方に対して接してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

その中で脳科学の視点から親に伝えるような、そういう施策っていうのはありませんか。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

脳科学っていうふうな特化したものではございませんが、先ほど縷縷（るる）申し上げたとおり、いろんな行事通して、子どもさんと触れ合っていくことによって、脳の発達にも影響してくるんじゃないかならうかなとは思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい、突然脳科学の話をいたしました。これは世界では一つの潮流になっています。

ゼロ歳から3歳まで、いかにその子が育ったかということで、その子の人生が大きく変わる。私は、後でハーバードで学んだという本を紹介しますが、特にアメリカはその科学の研究が進んでいて、私どもブックスタートのボランティアもそういう研修を受けたことがございます。それで一つ皆さんにご紹介したいんですが、ユニセフの記事なんですけれども、始めが肝心ということで七つのことを挙げておられるんですね、もう省きます、1と3と7。

1は人の脳には、860億のニューロンとそれをつなぐ千兆個のシナプスがあります。この重さっていうのは、3歳までにでき上がります。このシナプスがいかに活発で、ニューロンをつなぐかということがとても大事で、それで最後に、ところがこの、頭の中の成長は7歳で半減してしまう。だからゼロ歳から3歳までを集中的に、アメリカという国は教育をしようというふうに、それは一つの投資。この考え方あんまりどうかなと思う時もありますけど、それをきちんとしていけば、先で40年後の結果を報告したりすることがあるんです。脳の発達にとってもいいのは、読み聞かせ。で、親子の交わり、ただの読み聞かせではなくて、その子に接する、肌の接触がありますよね。そういうことを通して、子どもの成長を意識的に見守る。これを粕屋町でやってもらいたい。ちょっと話は大きくなりますが、それで、私は今ここでお話をしていますが、その一番のいい手段は、読み聞かせなんですけれども、ただの読み聞かせではない。お金も何も要らない。ちょっと方法を加えるということで、それができるといふことをご紹介したいというふうに思っています。

7番に行きます。子どもの学びを深める読書の大切さは、粕屋町では、様々な施策を実施しているので、かなり浸透していると評価していますが、更にそれを一歩進める方法をご紹介したいと思います。それは、ダイアロジック・リーディングという読み聞かせの手法です。ダイアロジック・リーディングという、片仮名用語で分かりにくいのですが対話的読み聞かせ、要は読み聞かせの中に、子どもが質問することを制止しない。あるいは、子どもの質問を促すというやり方で、そのやり方

を紹介しているのは、この本です。前回もこの本についてはご紹介をしたと思いますが、これは「最高の読み聞かせ」、加藤映子さんという方が本を作られております。子どもの読書意欲を高め、対話的な深い学びをする方法です。これにヒントを得て、子どもに対する教育の意識改革となることを確信しています。ゼロ歳から親との読み聞かせから始め、幼児期から主体的・対話的な深い学びができる方法です。そしてそれは、小・中学校での学びにも生かされます。いつもの絵本が最高の教材に変わると言われています。

前回紹介した本を読まれているということですが、教育長しきりにうなずいてくださっているんですが、何か、この本に対してお考えはありませんか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

質問をしていただいてよろこびますか。

感想を述べられ言われてもちょっとあれですけど。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい、それでは質問形式で。

この本では読み聞かせプラス、読み聞かせにプラスしてあるやり方っていうか、それはいろいろ対話的なお話なりが、子どもお話を最初学んだ時は、とにかく、子どもが静かにしている状態。少しでも騒ぐ子どもがいたら、「ちょっとあなたねえ、出てくれない。」みたいな、はっきりは言いませんけど、そういう雰囲気です。しかも、きちんとまず本の持ち方から、そして読み方、声も抑揚をつけない、できるだけその本に子どもさんが集中して、静かにその内容を深く読み取ることを目的とした、読み聞かせが主流だったんですが、この本はそうじゃなくて、読み聞かせの途中でも子どもが何か聞きたいこと、あるいはこちらから、どう思うこれについてという、これを通して、これ絵本じゃないんですけど、絵本を通してその親子、あるいは学校で先生方が、先生方も割と、授業中は静かにしなさいとおっしゃるでしょう。私もそういう中で育ってきたんですけど、これアメリカのね教育にも似てるんですけど、突然生徒が質問するとか、それを見てその先生もにこやかに答えるとか、そういう場面を皆さん、見られたことがあると思うんですけど、そういうやり方で物事を進めていく。

親子でも、それから学校でも、地域でも、とにかく子どもの自発性と私は思うんですよ。自主性っていうことは自発性がないとできない。自主的にやっpeg覧って

言われても、どうしていいか分からない。だけどその子は、小さい時から自発性を尊重されているいろんなことに興味を持って、ああでもないこうでもないって考えたら、自分でやっていけるんですね。そういうやり方の手法をこれを書いてあるんですけど。

これを粕屋町に導入したいって、導入するために研修をした。

それで教育長に、そういう問いでいいですか、どう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

本田議員はその本をきっかけに PISA とか、学習要領に関心を持たれたのか、どっちが先か分かりませんが、私は本当に共通しとったなという。また、根底にあるのが、大阪女学院大学の加藤先生ですかね、書かれた。非常に分かりやすい本でしたので、私、是非これ学校現場にも少し紹介してやりたいなと思っております。

今、あの学校のほうは学びの変化ということで、一斉授業から仲間との議論をする授業の変化。それから、先生が授業するのが、子ども同士の教えを中心にした授業の創造、それから、教科書で勉強していたのを、子どもが課題を持った若しくは興味を持った探求活動のほうを中心とした、いわゆる作業学習。授業が聞く授業じゃなくて、作業のほうに行くという授業、それから暗記中心だったのを ICT を活用した授業のほうに。それから、知識のテストばかりをずっとやってきたのを、プレゼンで子どもたちがどう知識がついたかというのを見ていく、いわゆる表現力を見ていくということ。これは今、議員もう時間でしょ、時間気になってるのは分かりますけど。

ダイアロジック・リーディングには、すべてそれを、なぜそれがいいのか、そうせないかんののかということがこの本にきちっと書いてありました。それは、何か言うとなアメリカは、絵本は言葉を教える教材であるとはっきり書いてある、絵本が言葉を教える教材であると。それから、アメリカは読み聞かせて親子でやりとりをする。アメリカの問いかけは、あなたはどうか、なぜそう思うかっていう、オープンエンドの質問なんですよ。日本は一問一答なんですよ。どうか、こう思いませんかじゃないんですよ。だからオープンな質問をしていくと、こういったことを小さいうちからやっていくと、私が今お話ししたようにこういった授業ができるようになるんですよ。

これを今回おっしゃりたかったんだろうなと思いながら、まあいいです、はい。

◎議長（小池弘基君）

と言って本田議員、きりがよければ、休憩に入りたいと思いますけどいかがです

か、もう少し、はい。

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

実は私、文教厚生常任委員会のメンバーなんですね、議会改革で厚生と教育委員会一緒になった流れになるんです。

それで、子どもゼロ歳から15歳あるいは18歳までのことを、そこでいろいろ検討できるということで、今それで、今こういう質問をしてちょっと、集中的にこの問題はどうかと今言ってるんじゃないかと、ゼロ歳から15歳までどういうふうに粕屋町の子どもがね、育てていったらいいか、それを町として今からやってもらいたいと思うので、こういうちょっと、なかなかややこしい質問ですけど、いたしました。

それで休憩。はい。すみません、よろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

それでは、暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時10分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

本田議員。質問を続けてください。

◎ 13 番（本田芳枝君）

それでは、質問を続けます。

先ほど子ども未来課の課長が、子育て支援のところで0歳から3歳までの、どういうふうに支援をしているか、町でね、おっしゃってくださったんですけども、その中に欠けているものがありました。

実際に思っておられるかもしれないけど、ブックスタートという事業。これは、ちょっとややこしいところがございます、ブックスタートの本、皆さん御存じだろうと思うんです。子どもにね、10か月の赤ちゃんに絵本を読み聞かせながら、親子にその絵本を粕屋町がお贈りするという事業なんですけれども、実際本は、消耗品費として、子ども未来課が負担して、そのボランティアは、教育委員会の人材バンクですかね、それが支援をしてくださる。だから、両方に分かれておまして、結果的に強い力でこれを前進しているかって言えば、その辺が今割りとボランティアの力で頑張っておられることが、最近行ってないので分からないんですが、多いんじゃないかと。私この本をね、気づかせてくれたのは、結局ゼロ歳から、ゼロ歳

10か月の子どもさんを常に見て、そして接して、それがいかに大切かということボランティアの皆さんはよく分かっておられるんですね。だから、これが大事ということなので、そのボランティアの養成、もっとボランティアを、あるいは研修、そういったことをお願いしたいんですけど、それを教育委員会でお願ひするものなのか。子ども未来課の備品費でお願ひするものなのか、その辺がはっきりしないんですけど。

どう、どちらにどういうふうにお尋ねしたらいいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

研修会のご提案の受け取り方ということでよろしいでしょうか。

先ほど議員、ユニセフの件で初めが大事というふうにおっしゃられました。

私どものほうで、このダイアロジック・リーディングの著者である加藤先生のほうに、直接、アポイントメントをとらせていただきまして、一応研修機会を設けるようなことで、うちの図書館のほうでちょっと務めさせていただきたいなというふうに思います。

ただこれ、ちょっと予算がかかりますので、その分でちょっと努力をしてみたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

前回、この話をしたことが生きているのかなっていうか、本を読んでもらって、実際考えてくださったということで、もう早束手配をしてくださった。それがね、今後どういう形で進むかちょっと私も分からないけれども、そのお話を聞いて大変嬉しいですね。ありがとうございます。

このブックスタートの事業は、平成13年に山脇議員が、この議会で提言をされ、そのあとボランティアがそれを支援しているという、ボランティア団体が平成16年から始まりました。それから20年、20年になるんですよ。町の子どもの成長に寄与したものは大きいと思います。それだけではないと思うんですよ。でもこの20年は結構、すごいものがあるんじゃないかというふうに思いまして、今、一つの方向転換ですね。充実、更に充実させるという意味で、教育委員会の判断ありがとうございます。また更にその体制づくりを今後進めていけるような、その検討をしていただきたいというふうに思います。それでは、1問目の質問を終わります。

次が、元気高齢者の活躍を促す環境づくりについて。

11月16日の議会報告会で、シニア連合クラブの代表として、4人の方をお招きし、令和2年度の決算報告、意見交換会を実施いたしました。その中で最も話題になったのは、元気高齢者の町の活動への参加が少ないということでした。粕屋町第5次総合計画後期基本計画では、高齢者が生きがいを持って生活できる社会参加の機会づくりを、課題の一つとして挙げています。

総合計画の客観指標に、老人クラブ会員数を現在の1,327人から、令和7年度までに1,400人にするということを目標とされていますが、現状とその対策をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

老人クラブ会員数のその対策、現状と対策でございますが、他の団体も減少傾向にあるようでございますが、シニアクラブも令和3年4月1日現在の会員数は1,265人で、減少しております。新規会員が伸び悩んでいることが理由にあると思われる、町といたしましては、シニアクラブに関する啓発事業といたしまして、広報や、介護予防カレンダーへの掲載、シニアクラブ作成のチラシ配布などを行っておりますが、なかなか会員数が増えていない現状でございます。

今後もいろいろな工夫を行いながら、会員数増加に向けて事業や啓発の強化に努めてまいります。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

粕屋町議会は、今回初めてシニアクラブ連合会の役員さんとの意見交換会をいたしました。

報告会を開くにあたって、議会報告小委員会では、事前にアンケートを委員長が中心となって、行政区のシニアクラブ、21の単体の役員さんにそれぞれお願いしました。単体の各役員さんも、会員不足、努力してもなかなか増えないという危機感もあり、町、議会との意見交換会の場が欲しいとあったのが、印象に残りました。

ほかにも様々なご意見をいただきましたが、アンケートには、行政の皆さんとの意見交換会も望んでありますが、その点に関してはいかがですか。また、今までに直接そのような活動を通じての課題点を協議するような場を設けられたことはありますか。

そのことをお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

シニアクラブ連合会の方とは、随時情報交換とかを行っておりますので、それについて特別に会議を行ったというのはございませんが、今後も介護予防カレンダーについては、これは65歳以上の方になるんですけれども、それ送られる中に、シニアクラブへのいろんな報告とかを載せてもらいたいというのがございますので。

今年度であれば17ページのほうにシニアクラブについての、いろんな明確な方針とかお問い合わせとかも載せておりますので、確認いただければと思いますし、そういうことでシニアクラブについては、随時そういうふうな活動で、啓発とかを常に行っていきたいというふうな形で情報交換を行っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それは、私ももらっていない。郵送で来ますよね。でも65歳以上でしょ。内容はとてもいいと思います。

65歳未満の方は、そういう活動をあつてるということに対して、仕事を持っておられたりするから直接見られるかどうか分かりませんが、そういう活動は御存じないのではないかと。ただ、予備軍ですよ、シニア連合、シニアクラブの。65歳前の、実際若い方がなかなか入らない。私は70歳で入ったんですけれども、やっぱり今お仕事をしておられたりしてね、その辺が難しいと思うんですけれども、カレンダーをね、予備軍の方、つまり50歳ぐらいの方から配ってほしいって言ったら大変ですよ。だからそうじゃなくて、その予備軍という言葉が正しいかどうか分からないんですけれども、その事前の、実際65歳じゃなくて、しかもシニアという名前がついてるから、それもういいよみたいになっちゃうので。自分が将来歳をとっていったらどのような生活設計をしようかと、常に皆さん今考えておられると思うんですね。だからそのことも含めて、何かアピールできたらいいなというふうに私は思いますが、また後でその話をいたします。

それで今回、シニアクラブの問題に関して、議会報告会では参考資料として、令和2年度の決算報告をもとに、高齢者の全体の実態についての資料を作成して報告しております。粕屋町の65歳以上の高齢者の人口は8,628人で、高齢化率は17.9%。これは県内でも最も低い数値です。そのうち、介護認定を受けておられる方は1,336人。高齢者人口の8,628人から、介護認定を受けておられる1,336人を除けば、

単純に計算はできないし申し訳ないんですけど、残りの方は7,292人。この7,292人のうち、シニアクラブに所属しておられる方は、1,327人。全体の18%です。シニアクラブの方は、残りの5,965人の方への呼びかけを続けておられるようですが、なかなか難しいところがあるようです。それでは、次の質問に行きます。

高齢者は、学びたいという、今度は高齢者全体ですね。全体ですが、高齢者は学びたいという意欲はとても強いと感じています。高齢者のニーズに合わせた学びの場を増やす施策などはいかがでしょうか。

実際行っておられたら、その内容をお話してください。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

介護福祉課所管の施策といたしましては、介護予防になりますが、各種の介護予防教室を実施するにあたりまして、令和元年度に今後参加したい介護予防教室の内容や、場所に関する窓口アンケートを行いました。複数回答ではありますが、66名の方に回答いただいております。

その内容につきましては、園芸が22.7%、菜園やバラ栽培を含めると、39.3%、料理教室21.2%、栄養の講座を含めると28.8%、体操21.2%という結果でございました。また、実施場所は、サンレイクかすや、かすやドーム、地区公民館の順でございます。介護予防教室につきましては、高齢者の体力維持や認知に対するエビデンス、科学的根拠に基づいて行っております。

介護福祉課といたしましては、今後も町民ニーズに対応しながら、運動だけではなく、趣味活動などの多種多様な学びができる内容や場所の提供ができるよう考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今思っておられるような内容を社会教育課とか、それから福祉センターなどと共有をして、全体的に考えるという構想はありませんか。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

先ほど申しましたように、運動だけじゃなくて趣味活動も含めてでございますので、高齢者の生きがいつくりという観点から、社会教育課、教育委員会などと連携

をとりながら、そういうふうな場所の提供ができるように考えてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

共有で協議ができるように考えたいということは、実際、今後検討するということであって、検討するのは、介護福祉課と社会教育課と福祉センター関係の方たちが、集まって共有、協議をされるということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その辺は、その手法についてはいろいろ検討します。

目的は、どうやったら高齢者の方々が、そういった場に参加できるかということだろうと思うんですね。様々なメニューはあると思います、全課が寄ればですね。しかし、それを有機的に結びつけて、例えば、こういった組合せがありますよ、こういったメニューがありますよ、ということ进行宣传し、情報を開示することによって、高齢者の方々の興味を引くと。生きがづくり、健康づくり、この二つがやっぱり高齢者の方々が一番興味を持ってあるんですね。

だからその辺を重点的に考えながら、今後検討してまいります。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

そういう学びの中でお友達になって、シニアクラブにね、楽しいよとかいう話があると、じゃあ、私も入ってみようか。最終的には地域でのお付き合いがとても大切になるので、その辺の流れがうまくいくといいなというふうに思います。

人生100年と言われる時代です。世界一高齢化率の高い日本、世界中の人たちが、私たちがどう生きるかというのを見守っているという、そういう記事を見たことがございます。日本の今を生き抜くことは、まだ誰もが経験したことがない、未踏の地を生き抜くというその高齢化社会を、私たちが迎えるんですね。その中で、いかに健康で、いかに明るく暮らすことができるか。ライフスタイル、人生を最期を迎えるにあたっての終活、これ終わる活ですね。それから片づけ、介護の担い手としての心構えなど。先日もある方にお悔やみコーナーについての問い合わせがありました。やっぱり事前に知っておきたいですね。粕屋町は既にそれをやっていますね。で、そういう話がいろんな方に伝わって、自分の人生設計に生きていくと。前

向きに、コロナですから大変ですけど、生きていけるような、そういう今後を見据えて、町の施策をお伝えしたいというふうに思いますが。

議会で、今なかなかシニアクラブの方の会員が増えないということで、議会でも今後、そのことについてどうしたら、どういう施策があるだろうかということを検討いたしますが。介護福祉課も先ほど、いろんな検討をしておられると思いますが。

突然でごめんなさい、住民福祉部の部長。全体のまとまりがあると思うので、その辺をどういうふうに考えて、どう進めていこうと思われませんか。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

今、65歳が高齢者ということですけども、私ももうすぐ手が届くところにいるんですけども、これは将来的に70歳になったりするかも分かりませんが、まず人間が増えればいいということだけではないと思います。

中身は積極的に参加したいとか、行けば友達がおるとかですね。そういった、高齢者が楽しみ、来なさいと言われて来るんじゃないかと自分から行きたいというような気持ちの、そういった団体とか会議とか研修会とかというのが、この高齢者の元気になる目的だろうと思います。先ほど社会教育課とか福祉センターとかの共有ということでもありますけど、言われたように別々で同じようなことをしてももう何て言いますか、無駄になりますので。そこら辺は、こういった行事ならサンレイクでできる、サンレイクは社会教育課の管轄ですし、体操ならドームで、ドームの職員あたりがいろんな体操の知識を持っていますので。

そういった形で、今現在はそういった限ったの会議はしていませんけども、そういったどういった手法ですか、先ほど町長言いましたように分かりませんが、連携をとりながら。

会員の増員もそうですけども、そんなふうな今後の元気な高齢者づくりに努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

叱られそう。私、突然指名したので申し訳ありませんが。実は皆さんのね、お話を聞いた上で、最初に戻ります。

粕屋町の今までの施策は、もう十分されています。今後いろんなお金が、予算がなかなかない状態の中で、どうやって粕屋町の5万人近い人たちの暮らしを守って

いくか。それはあなた方の責任です。私どもの責任でもあるんですけど。そういった中で、今くしくも住民福祉部長がおっしゃったように、いろんなところを見てね、いろんな様子を見て、あるいは粕屋町以外のそういったものを見て、やはり勉強して、そして勉強というより盗んでもいいと思うんですよ。そういう施策とか、何かやり方を学びながら実際やってみて、進めていくという。そういうやり方で、一つの粕屋町が、住民に近い、住民に満足度の高い、そういう町に今後なって、市制のことも考えられるような状況になるのではないかなというふうに思います。

それで長期中期計画のことについて最初申し上げました。もしよかったら、議長に、これどうしたらいいんでしょう。最後にね、この予算を例えば、最初の私が申し上げたダイアロジック・リーディングもお金はほとんどかかりません。手法を変えるだけ。で、そのことによってその研修を受けた人たちが広めることによって、子どもたちが、最初に町長が言われたように伸びやかで、豊かで、コミュニケーションも能力も高い、そういう子どもたちになるわけです。今度は翻って、高齢者。高齢者も伸び伸びと、自分の伸び伸びって言ったら変ですけど、健やかに穏やかに、最後の人生が生きられるように、どうやったらいろんなことの施策をしていったらいいかっていうことを考えて、町全体で。まちづくりとして考えていただきたいと思うので、最後に、町長にちょっとそういったことをお願いしたいと思うんですけど、議長どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

子どもからお年寄りまで、高齢者までっていう、要するに世代を超えたそれぞれの段階の皆さまが、幸福感を感じるような施策。これはもう、我々行政の大きな命題でございます。

ただ、特に先ほど20%もないような高齢化率おっしゃいましたが、これはもうやがて30%になります。間違いなくなります。そういった時に、この高齢者の方々が行き場がない。幸せを求められるような場所がない。これは、非常に大きな人生の最後に到達しようかという時に、不幸なといいましょうか、悲しい人生の終わり方になってしまいます。

従いまして、元気で、自分の趣味とかスポーツ、あるいは片一方ではボランティアで、死ぬまでボランティアしたいという方もおられます。多種多様な、その生活スタイル、その要求にこたえるような社会づくりを、粕屋町も率先して行いたいと思います。

数々のご提案ありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

これで私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

（13番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、3日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前11時33分）

令和3年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和3年12月14日（火）

令和3年第4回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和3年12月14日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

| | |
|------------|-------------|
| 1番 古 家 昌 和 | 9番 川 口 晃 |
| 2番 田 代 勘 | 10番 田 川 正 治 |
| 3番 杉 野 公 彦 | 11番 福 永 善 之 |
| 4番 宮 崎 広 子 | 12番 久 我 純 治 |
| 5番 末 若 憲 治 | 13番 本 田 芳 枝 |
| 6番 井 上 正 宏 | 14番 山 脇 秀 隆 |
| 7番 案 浦 兼 敏 | 15番 安 藤 和 寿 |
| 8番 鞭 馬 直 澄 | 16番 小 池 弘 基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

| | |
|-----------------|-------------------|
| 町 長 箱 田 彰 | 副 町 長 吉 武 信 一 |
| 教 育 長 西 村 久 朝 | 総 務 部 長 山 野 勝 寛 |
| 住民福祉部長 中小原 浩 臣 | 都市政策部長 山 本 浩 |
| 総 務 課 長 堺 哲 弘 | 経営政策課長 今 泉 真 次 |
| 税 務 課 長 吉 村 健 二 | 収 納 課 長 臼 井 賢 太 郎 |

| | | | |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 協働のまちづくり課長 | 豊 福 健 司 | 総合窓口課長 | 渋 田 香 奈 子 |
| 子ども未来課長 | 神 近 秀 敏 | 介護福祉課長 | 石 川 弘 一 |
| 健康づくり課長 | 古 賀 み づ ほ | 都市計画課長 | 田 代 久 嗣 |
| 地域振興課長 | 八 尋 哲 男 | 道路環境整備課長 | 安 松 茂 久 |
| 上下水道課主幹 | 渡 辺 剛 | 会 計 課 長 | 藤 川 真 美 |
| 学校教育課長 | 早 川 良 一 | 社会教育課長 | 新 宅 信 久 |
| 給食センター所長 | 中 原 一 雄 | | |

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めて、おはようございます。

令和3年最後の12月定例会が、新型コロナウイルス感染者も出ずに、無事閉会日を迎えることができます。執行部の皆さまや議員の皆さまに感謝申し上げます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

議案第68号、「粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について」、議案第69号、「粕屋町特定個人情報保護条例及び粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、及び議案第70号、「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、以上3議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第68号、議案第69号及び議案70号を一括して、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第68号、「粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について」でございます。

消防団員の減少が地域防災力の低下につながり、地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すことから、令和3年4月13日付で、消防庁より非常勤消防団員の報酬等の基準が示されております。粕屋町におきましても、この基準に基づき、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、出動報酬の創設など、消防団員の処遇改善を図り、活動の実態に応じた報酬の支給を行うため、所要の改正が行われるものです。

議員からの質疑や意見。各階級とも8,500円上がっている。一律に上げた基準は。また、近隣の山間部がある町と状況が違うが、それと比較してどういう状況か、という質疑に対し、基準について国から示されているのは団員のみ。団員のみ増額すると班長を上回る。また、近隣他市町と協議をし、糟屋地区で統一し決定した、との答弁がありました。また、各階級の団員に対する報酬の比率、係数はあるのかと

いう質疑に対し、係数はない、との答弁がありました。基準は明確にしておく必要があるのでは。簡易過ぎ、明解な根拠が得られない。縦分けの根拠が必要。また、近隣町には山があり、状況が違うのでは。今回は良いと思うが、今後近隣との協議の中で明確にしていきたい、という意見に対し、糟屋地区で協議する会議があるので、今後会議の際に意見として述べていきたい、との答弁がありました。

従来からすると相当改善されているが、出勤報酬の4時間のカウントの開始と終わりはどこで決めるのか。また、日常点検整備などはどこに区分されるのかという質疑に対し、開始、終了については、現在消防団と協議中であるが、指令が出た時点から解散までと考えている。日常の点検等は、年額報酬の一環と考えており、出勤報酬にはカウントしない方向で検討している、との答弁がありました。

また議員間討議の中で、旧報酬で団長は団員の7倍。このような比率に基づく決め方のほうがスムーズ。比率で示すべき。また、近隣市町とは山がないなど、報酬等に差があってもよい。それも含め根拠があるべき。よく協議してほしい。今までの金額を決めた経緯が分からない。消防団は地域防災力に必要な存在。今の報酬がそもそも合っているのか、安いのではないか。今後、検証の必要がある。確かに、報酬は安いと思う。特に団長、副団長は出勤日数が多いので。しかし、団幹部の皆さんは、それを口にはされない。むしろ団員を上げてやってほしいと言われると思う。団員は、報酬が安く、確保も困難な状況で、年額報酬というより、1回当たりの出勤報酬を上げてほしい。また、もっと細分化してほしい。夜中に出て、その日の夕方までかかるような災害もある。実際に出勤した団員を手厚くしていただきたいという意見も出ております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第69号、「粕屋町特定個人情報保護条例及び粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、粕屋町の関係例規についても、所要の改正が行われるものでございます。

議員からの質疑。具体的な内容で示してほしい、という意見に対し、総務省から内閣府に所管替えとなり、上位法の項が繰下げられたため、法の参照場所が変更されたもの。内容に変更はない。通知先が変わるものである旨の答弁がありました。また、条例改正が遅れた原因は何かという質疑に対し、紙おむつの件については、

要綱廃止時にすべきものだが、残務との都合もあり、しばらく残す必要があった、との答弁がありました。

議員間討議の中で、職員の努力はよく分かる。しかし、上位法であるデジタル法、マイナンバー法には、じっくりいかない部分もあるので反対する、という意見もありましたので、引き続き、町民等に分かりやすい説明などを行っていただきたい、という要望もありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

最後に、議案第70号、「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

住民の利便性の向上や、業務の効率化を図ることを目的として、行政手続きにおける押印の見直しを推進するのに伴い、関係条例の整備をするため、本条例が定められるものです。

町の様式の中で、どの程度、何%廃止になったのか。また、残っているのはどのようなものがあるのか、という質疑に対し、令和3年12月1日現在、ハンコレス対象の文書が1,282件。うち、ハンコレス対応可能なものが823件。うち、完了が687件。対応できないものとしては、他団体、事業所等で定められているもの、他団体等に提出しているもので先方の承認が必要なもの、利用頻度が少なく優先順位的に手がついていないものなどがある旨の答弁がありました。今後 ICT 化も進むので、必要性を十分検討し、ハンコレスを進めていただきたいという意見も出ております。

総務建設常任会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第68号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第69号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

文書を読み上げて反対討論に代えます。

今年5月12日、デジタル関係法が成立しました。首相のもとに強い権限と予算を持ったデジタル庁が新設され、国や自治体のシステムや規定を標準化共通化して、個人情報を含むデータの利用が強力に進められます。当時のデジタル担当大臣は、国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして整備、公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして、多様な主体が参照できたりするよう整備していきますと述べました。法案の狙いは、利益追求のために、地方自治体を持つ大切な個人情報を利用するためではないかと疑われています。当然、マスメディアや各方面の識者からは、個人情報保護を破り、権力による国民監視を強める法改定であると、その危険性が指摘されています。

デジタル化の大前提は、政治の透明性と説明責任を果たせる政府が、個人情報を適切に管理し、安心、安全性を求める国民に信頼されていることです。2020年版通信白書では、インターネットを利用する際に感じる不安については、個人情報や利用履歴の漏えいが88.4%、企業などが提供するサービスを利用する際に、個人データを提供することについては、8割が不安を感じています。

私は一般質問でも個人情報の保護について述べてきましたが、実際はそうになっていません。一つ目です。デジタル法で採用される情報基盤は、外国製のサーバーで

す。日本の政府や企業や国民の情報がすべて収集されることとなります。なぜ、国内の企業のサーバーを使用しなかったのか不思議です。情報漏えいの心配があります。二つ目は、米国政府が命令によって、情報の開示を要求できます。昨年度は、390件も提出されています。3番目は、また、アマゾン社の取締役は、米国国家安全保障局諜報機関です。その元長官が就任しています。情報監視が、一層強まる心配があります。また、日米デジタル貿易協定により、アマゾン社が管理するデータ設備を日本に置くことを要求することさえできなくなりました。まさに何でもありの状況です。

特定個人情報は、生存する個人に関する情報だそうです。マイナンバーを含んでいるそうです。また、通常の個人情報より、使用できる範囲が制限されており、利用の範囲は、社会保障、税、災害対策のみに制限されています。特定個人情報を提供できる場合には、8つの場合が認められていますが、例えば、町長が住民税を徴収する際に、事業者に対し、従業員の個人番号と共に特別徴収税額を通知する場合とか。二つ目は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合とか、提供がされます。2などは、2番目に言った項目などは、緊急性があり、申請を総理大臣にすることは適当でしょうか。元の担当官庁でも済むんじゃないでしょうか。

今回の条例の改正は、政府が2025年度末まで、自治体の業務システム、その統一、標準化を目指すとして、地方自治体の情報システムを集約して標準化する、ガバメントクラウドの導入を進めるための一環ではないでしょうか。申請が、総務大臣から総理大臣に変更されたことは、私たちの個人情報も含んだ、日本のすべての情報が強力な力を持ったデジタル庁、これは総理大臣の監督下にあります。そこに集約されることを意味します。

従って、国民の個人情報が、政府によって把握される危険性を持っています。国民が危惧している、監視社会につながる危険性を持っています。

以上、見解を述べて、反対討論とします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第69号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおりに決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第70号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第71号、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第72号、「粕屋町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について」、議案第73号、「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、及び議案第74号、「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、4議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

議案第71号から議案第74号まで、付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、一括してご報告いたします。

議案第71号は、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が、令和4年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険被保険者の出産育児一時金の支給額について、改正を行うものでございます。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第72号は、「粕屋町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について」でございます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令が、令和2年12月9日に施行され、現在、新型コロナウイルスワクチン接種は、臨時接種の特例として位置づけられています。今般の新たな予防接種等による多様な健康被害事例に対して、健康被害の適正な処理に資するため、所要の規定を整備するものでございます。改正の主な内容は、医学的見地から、より専門的な調査・報告を行うため、委員以外の者の出席に関する規定の追加や、組織の構成員、人数等を変更するものでございます。委員会構成員や救済制度の流れ、情報開示を求められた際の対応についてなどの質問があり、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第73号は、「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、令和3年8月2日に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、同日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。改正の主な内容は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものでございます。監査資料などを紙ベースで備えなくてもよくなり、子どものお便りなど紙で配付していたものをアプリやデータで確認できる、今の保育所の実情に即した形に改正したものである内容の

確認や、個人情報のセキュリティについて、保護者は自身以外の ID にアクセスできないので、守られているということを確認しました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第74号は、「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。改正の主な内容は、事業者の業務負担軽減等の観点から、諸記録等の作成、保存等について、電磁的な対応を認める旨の改正を行うものでございます。

保育施設とその連携施設についての確認など、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第71号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第71号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第72号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第73号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第74号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第75号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第75号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみのご報告とさせていただきます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,571万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億2,317万3千円とするものです。今回の補正の主なものは、ふるさと納税事業費2億4,629万9千円、ふるさとづくり基金積立金2億3,370万1千円、障がい者福祉サービス事業費1億5,288万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億501万円です。また多くの課より、債務負担行為が計上されております。

議員からの意見。障がい福祉サービス事業費の1億5,288万円について、実績見込みによる増額ではあるが、補正予算ではなく、当初予算の計上時からしっかり算出をして、当初予算で計上してほしい。予算に限りがあるのは承知の上だが、特に支援が必要と考えられる障がい者の福祉事業に関しては、補正での対応は疑問が残る、という意見がありました。また、今回多くの課より、債務負担行為が計上されているが、これは従来、特命随意契約が行われてきたものが入札を実施し、契約するためのものであると考えられる。今まで当たり前に特命随意契約を結んでいたところを入札に移行することの一定の評価はできると考えるが、一方で、今後、一般競争入札へ移行していくようになれば、条件付き一般競争入札などを検討し、町内事業者などの業務受注が大幅に減少しないように配慮願いたい、との意見がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によりまず審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第75号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第76号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議

案第77号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上、特別会計2議案を一括して議題といたします。

これらの議案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第76号、議案第77号を一括して、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

なお審査の結果については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみのご報告とさせていただきます。

まず、議案第76号、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,237万7千円とするものです。今回の補正は、保険給付費5千万円を増額するもので、実績見込みによる増額です。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第77号、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,477万円とするものです。今回の補正は、地域支援事業任意事業を33万6千円増額するもので、成年後見制度後見人報酬助成金不足による増額となるものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によります審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第76号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第77号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第78号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第79号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上、企業会計2議案を一括して議題といたします。

これらの議案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第78号、議案第79号、一括して、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみのご報告とさせていただきます。

まず、議案第78号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の減額及び令和4年度に予定している事業の債務負担行為を設定するものです。収益的支出につきまして、営業費用を600万円減額し、9億1,640万8千円とするもの。また、債務負担行為につきましては、3件設定されているものです。債務負担行為の主なものは、基幹管路布設工事（3工区）負担金で、水道の安定供給に向けて、現在布設中の基幹管路について、早期の完成・供用開始を目指し、JR軌道内の推進工事を行うものです。

議員からの質疑に関しまして、基幹管路布設工事負担金とあるが、どこに負担金を納めるものなのかという質疑に対しまして、JR側に納める負担金となります。工事に関してもJR側が発注するような形となる旨の答弁がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第79号、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の増額及び令和4年度に予定している事業の債務負担行為を設定するものです。収益的支出につきまして、営業費用を369万円増額し、11億6,425万円とするもの。また、債務負担行為につきましては、2件設定するものでございます。債務負担行為の主なものは、町内19か所のマンホールポンプ等の維持管理業務、及び下水道オゾン処理水の水質管理のための水質調査業務です。

議員からの質疑において、水循環再生下水道モデル事業、水質調査業務の詳細説明を、という質問に対し、多々良川浄化センターで下水処理した水を再生処理施設で処理し、中水道として、役場などで使用しているもの。継続事業であります。現在まで随意契約しておりました。令和4年度から入札に切り替えるために、債務負担行為を計上するものだという旨の説明がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によります審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第78号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案78号を採決いたします。

本案に関する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第79号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第80号、「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第80号、「工事請負契約の変更について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第80号は、広田・二股瀬線道路舗装工事に関するものです。変更内容の主なものは、請負業者が着手前に行う、現地精査及び測量の結果による舗装面積の減工と、交通管理者である警察との協議による交通誘導員数の増員でございます。今回の変更により、55万7,700円の増額となり、変更後の契約金額を5,643万7,700円とするもので、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものです。

議員からの質疑ですが、今回誘導員が倍になったということで変更契約をしていると思うが、例えば70名が80名など、少しの増員であれば、そのままの金額で業者をお願いするのではないか。交通誘導員の単価も上がっているし、配置も厳しくなっているのであれば、設計の段階で警察とよく協議をしておかないといけないのでは。業者が泣き寝入りということでは粕屋町の工事を請けてもらえなくなる可能性もあるので注意が必要ではないか、という質疑、意見に対し、事前に警察と協議を行っているが、警察の担当者が変わったりすることで、回答が変わるようなこともあるというのが現状。今後、より細かく協議を進めたい、という旨の答弁がありました。

また、141人が本当に従事したのか、確認はどうかされているのか、またその人数は妥当なのか、という質疑に対して、業者より出勤伝票を提出させ、確認している。今回、施工体制ごとに警察から指示を受けたものを積み上げているという旨の答弁がありました。更に、実際の現場の確認はなされているかという質疑に対して、毎日夜間の確認をするわけではないが、立会をする際に確認をしている。実際に現場に入っているのが11月29日からだが、その後、立会を1回行っている旨の答弁がありました。

議員間討議の中では、心配するのは、町が契約したとおり工事が進むかということ。現地をしっかりと見て、厳しくチェックをしていくべき、という意見。また、歩道も含め一緒に工事できるのが望ましいが、拡幅には土地の買収も伴うので地元どこまで協力していただけるのが大前提。地域でまとまって進まない、と、所管課も踏み出せない。地域も含めてしっかりとまとめる必要がある、との意見がありま

した。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第80号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第81号、「土地売買契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第81号は、「土地売買契約の締結について」でございます。

国史跡である阿恵官衙遺跡の大部分は、九州大学農学部附属原町農場の跡地に位置しておりますが、今後、史跡地の一部を順次公有化して、史跡の保存管理団体で

ある粕屋町が保存管理を行うものです。今年度分の土地の引渡し期日は、令和4年2月28日まででございます。この購入を実施するにあたり、土地所有者である国立大学法人九州大学と、不動産鑑定評価に基づく売買金額3億2,111万6,141円で合意いたしましたので、この者と土地売買契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。

土地の区分や購入の際に、国庫補助の活用を配慮していること、保存活用計画が現在策定中であることや、遺跡の価値も調査中であることなどを確認しました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第81号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第82号、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第82号、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

議案第82号は、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法を定めるにあたり、議会の議決を求められたもので、区域につきましては、別図に示されてある区域とし、方法につきましては、粕屋町住居表示実施基準要領に基づき、街区方式で行うよう計画されています。なお、これらの件につきましては、令和3年11月4日に開催されました粕屋町住居表示審議会において了承する旨の答申があったことが付されております。

議員からの質疑に関しまして、内橋西地区でサンライフ区だけが残っており、表示にアルファベットが使えないということだが、その点はどういうことなのか。また、多の津団地はどうなるのか、という質疑に対し、サンライフについては、建物の名称としてアルファベットは残せるが、号のところに、アルファベットが使えない。多の津については、念を入れて説明をし、回覧等でもお知らせをした、との答弁がありました。また、区長には、地域住民代表として説明をしていると思うが、地元への説明は、実施されるのか。回覧板や広報では、最後に、地域住民の意見でひっくり返ることもあるのでは、という質疑に対し、住民説明会は前もって実施の予定をしている。今回も、行政区に申し出をしているが要望はない。これから先も、要望があれば実施する旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第82号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第83号、「指定管理者の指定（継続）について」、議案第84号、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、以上、2議案を一括して議題といたします。

これらの議案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第83号から議案第84号まで、付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、一括してご報告いたします。

議案第83号は、「指定管理者の指定（継続）について」でございます。

粕屋町福祉センターにつきましては、平成31年4月1日から、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者として運営しておりますが、その期間が令和4年3月31日をもって満了いたします。つきましては、次期の指定管理者の選定にあたり、粕屋町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第2条及び第5条に基づき、協議検討された結果、粕屋町社会福祉協議会が、粕屋町福祉センターを効率的・効果的に管理運営でき、事業効果も相当程度期待できると認められますので、引き続き令和4年4月から3年間、指定管理者として指定するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。

粕屋町福祉センターの指定管理者が、長きにわたり社会福祉協議会であり、他の管理者がなく、選定の選択肢がないため、競争がないことなどについて、今後、調

査・研究することが必要との意見が出されました。また、福祉センターが、新型コロナウイルスワクチンの接種会場になったため、サンレイク等で教室の代替を行っている説明を受け、福祉センター管理業務も受託する側からの業務改善の提案を受けること。具体的業務内容の資料が欲しいなどの意見が出されました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第84号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。

令和3年10月7日に発生しました公用車の接触事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求められたものでございます。公用車が事故を起こした状況などの説明がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第83号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

83号、反対の理由を討論します。

指定管理者制度は、平成15年に地方自治法が改正され、作られたものです。趣旨は大きく二つあります。一つ目、民間のノウハウを活用し、コストの削減を目指すもの。二つ目、能力のある事業者幅広い参入の機会を与え、福祉の増進を目指すもの。この二つです。地方自治法の改正前は、粕屋町より事業者に対し、業務を委託していましたが、改正後は、事業者が住民のニーズをもとに事業内容を選択する権限を持たせています。また、改正後は、議会の議決が必要になりました。粕屋町は平成18年に公募を行いました。それ以降は、5期連続して同じ事業者管理を任せてあります。

私は、選定にあたっては、町民に対し、公平性、公正性、また、透明性の観点から、複数による公募が原則と考えます。今後、公募せず、同じ事業者が管理者として、半永久的に選定され、新規の参入が難しくなるのではないかと考えております。

よって、反対の理由は、公募がなされておらず、この事業者のよしあしの判断がつかかねます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第84号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第5、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和3年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月3日に招集をいたしました今議会におきましては、粕屋町消防団条例の一部を改正する条例を初め、令和3年度補正予算案など、数多くの議案等の審議を賜り、活発なご議論を頂戴しながら、すべての議案に可決承認いただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、今議会の一般質問でも、ご議論を頂戴いたしましたが、国は脱炭素社会、いわゆるカーボンニュートラルの実現に向けて、2030年の中期目標として、CO₂などの温室効果ガスの削減目標を50%の高みに向け、更には、2050年には、排出実質ゼロの長期目標を掲げて、日本全国の行政機関、企業並びに家庭において、総力を挙げて取り組むこととしております。

具体的には、地域の取組みと国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、

国民生活者目線で実現に向けたロードマップ、及びこれを実現するための国と地方による具体的方策について示し、2025年までの間を集中期間として政策を総動員し、特に、少なくとも全国で100か所の脱炭素先行地域を作り、自家消費型太陽光発電や省エネ住宅、そして、電気自動車EVの増加など、重点施策を実行するための資金、技術、人材、情報などを積極支援することとなっております。

粕屋町といたしましても、このカーボンニュートラル実現に向けた施策の展開は、地球環境保護に大きく影響を与える喫緊の日本の課題にとらえ、国と連携しながら、積極的に取り組みたいと考えます。そのためには、まず、環境省に対して、2050年までにCO₂を実現ゼロにすることを目標とし、目指すことを旨とした地方自治体、いわゆるゼロカーボンシティ宣言を行うことを決意し、準備に入ることを表明いたします。先ほど述べました、脱炭素先行地域としての様々な国の支援を受けながら実行に移していくため、この宣言実行に対して、議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の拡大は、今現在、収束傾向にあるものの、変異株のオミクロン株による脅威もあるため、3回目の追加接種や、5歳から11歳までのワクチン接種の検討など、新型コロナウイルス感染の対応対策は、まだまだ続くものと思われます。来る新年は寅年です。このコロナ禍を乗り越え、様々な課題に向けて、職員一丸となって、猛虎のごとく邁進したいと思っております。

今年も残すところ2週間ばかりとなりました。この一年、議員の皆さまより数々のご協力とご厚情を賜りましたことを、改めてここに感謝を申し上げますと共に、輝かしい新年を迎えられますことを心から祈念申し上げ、閉会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

今年も残すところ2週間余りとなりました。

来年の干支は、寅年・壬寅（みずのえとら）であります。壬寅は春の発芽の状態という意味があり、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力にあふれ、華々しく生まれるというイメージがあるそうです。一昨年から、世界中で感染が広がっております新型コロナウイルスによる社会活動の自粛により、国内はもとより、世界中の人々が不便で苦しい生活に耐えている状況です。来年こそはコロナが早く終息し、新たな展開を願うばかりであります。新型コロナウイルスの感染には、くれぐれもご留意いただき、また、お風邪など召されませぬよう、お元気で年末・年始をお過ごしください。

町長を始め、執行部関係各位におかれましては、ワクチン接種や給付金支給など、コロナの対応で大変な1年であったろうと思います。コロナ対策や支援に職員一丸となって取り組んでいただきましたことに対しまして、町民を代表し、また議会を代表し、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

来る2022年、令和4年が、粕屋町にとりまして、また皆さまにとりましても、幸多い年となりますことを、心よりご祈念申し上げます。

それでは、これにて令和3年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、令和3年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時47分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 本 田 芳 枝

署名議員 安 藤 和 寿